

平成29年第3回定例会会議録目次

| | |
|--|----|
| 会期日程 | 1 |
| 第1号（9月5日）（火曜日） | |
| 1. 開 会 | 5 |
| 1. 開 議 | 5 |
| 1. 日程第 1 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 1. 日程第 2 会期の決定 | 5 |
| 1. 日程第 3 諸般の報告 | 5 |
| 1. 日程第 4 行政報告 | 6 |
| 1. 日程第 5 一般質問 | 6 |
| 是 枝 孝太郎 議員 | 7 |
| 世界自然遺産について | |
| 道路整備と地域防災について | |
| （住田企画課長、政田住民生活課長、向井学校教育課長、 幸野副町長、高岡町長、芝健康増進課長、 福耕地課長、亀澤建設課長） | |
| 宮之原 順 子 議員 | 17 |
| 世界自然遺産登録について | |
| 庁舎のバリアフリー化について | |
| 人権問題 L G B Tについて | |
| （幸田地域営業課長、岡元総務課長、芝健康増進課長、 向井学校教育課長） | |
| 勇 元 勝 雄 議員 | 26 |
| 下久志地区の防災について | |
| 町道の改良について | |
| 火葬場への道路について | |
| し尿処理場について | |
| 防災無線について | |
| みのり館について | |
| 子育て支援について | |
| （亀澤建設課長、福耕地課長、岡元総務課長、 政田住民生活課長、幸田地域営業課長、高岡町長、 | |

| | | |
|----------------|---|-----|
| | 豊島介護福祉課長、幸野副町長) | |
| | 保岡盛寿議員 | 46 |
| | 農業振興について | |
| | 北部地域振興について | |
| | (東農林水産課長、瀬川花徳支所長、高岡町長、 亀澤建設課長) | |
| 1. 散会 | | 61 |
| 第2号(9月6日)(水曜日) | | |
| 1. 開議 | | 65 |
| 1. 日程第1 | 一般質問 | 65 |
| | 幸千恵子議員 | 65 |
| | 景観行政団体の取り組みについて | |
| | 世界自然遺産登録実現に向けた取り組みについて | |
| | 国保の県単位化について | |
| | こどもの医療費について | |
| | 農業後継者について | |
| | (住田企画課長、幸田地域営業課長、深川社会教育課長、 政田住民生活課長、岡元総務課長、高岡町長、 芝健康増進課長、秋丸収納対策課長、豊島介護福祉課長、 東農林水産課長、元山農業委員会事務局長) | |
| | 木原良治議員 | 96 |
| | 平成28年度決算について | |
| | 町有地の有効活用について | |
| | ドローンの活用について | |
| | (亀澤建設課長、東農林水産課長、福耕地課長、 向井学校教育課長、深川社会教育課長、豊島介護福祉課長、 芝健康増進課長、琉水道課長、秋丸収納対策課長、 岡元総務課長、幸野副町長、幸田地域営業課長、高岡町長) | |
| 1. 散会 | | 106 |
| 第3号(9月7日)(木曜日) | | |
| 1. 開議 | | 110 |

| | | | |
|------------|-----------|--|-----|
| 1. 日程第 1 | 議案第 5 3 号 | 徳之島町農業委員会の選挙による委員定数条例の 全部を改正する条例について | 110 |
| 1. 日程第 2 | 議案第 5 4 号 | 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例について | 112 |
| 1. 日程第 3 | 議案第 5 5 号 | 字の区域変更について | 113 |
| 1. 日程第 4 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 9 年度一般会計補正予算（第 2 号）につい て | 114 |
| 1. 日程第 5 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 9 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について | 135 |
| 1. 日程第 6 | 議案第 5 8 号 | 平成 2 9 年度国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）について | 136 |
| 1. 日程第 7 | 議案第 5 9 号 | 平成 2 9 年度農業集落排水事業特別会計補正予算 （第 2 号）について | 139 |
| 1. 日程第 8 | 議案第 6 0 号 | 平成 2 9 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 140 |
| 1. 日程第 9 | 議案第 6 1 号 | 平成 2 9 年度公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について | 142 |
| 1. 日程第 1 0 | 議案第 6 2 号 | 平成 2 9 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について | 143 |
| 1. 日程第 1 1 | 議案第 6 3 号 | 平成 2 9 年度水道事業会計補正予算（第 2 号）に ついて | 144 |
| 1. 日程第 1 2 | 議案第 6 4 号 | 平成 2 8 年度一般会計歳入歳出決算の認定につい て | 145 |
| 1. 日程第 1 3 | 議案第 6 5 号 | 平成 2 8 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について | 145 |
| 1. 日程第 1 4 | 議案第 6 6 号 | 平成 2 8 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について | 145 |
| 1. 日程第 1 5 | 議案第 6 7 号 | 平成 2 8 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について | 145 |
| 1. 日程第 1 6 | 議案第 6 8 号 | 平成 2 8 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について | 145 |
| 1. 日程第 1 7 | 議案第 6 9 号 | 平成 2 8 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について | 146 |

| | | | |
|-----------|----------|---|-----|
| 1. 日程第 18 | 議案第 70 号 | 平成 28 年度地域包括支援センター事業特別会計 歳入歳出決算の認定について | 146 |
| 1. 日程第 19 | 議案第 71 号 | 平成 28 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について | 146 |
| 1. 日程第 20 | 議案第 72 号 | 平成 28 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定に ついて | 146 |
| 1. 日程第 21 | 報告第 2 号 | 平成 28 年度健全化判断比率について | 153 |
| 1. 日程第 22 | 報告第 3 号 | 平成 28 年度資金不足比率について | 154 |
| 1. 日程第 23 | | 徳之島地区介護保険組合議会議員の選挙 | 154 |
| 1. 散 会 | | | 155 |

第 4 号（9 月 14 日）（木曜日）

| | | | |
|-----------|----------|---|-----|
| 1. 開 議 | | | 160 |
| 1. 日程第 1 | 議案第 64 号 | 平成 28 年度一般会計歳入歳出決算の認定につい て | 160 |
| 1. 日程第 2 | 議案第 65 号 | 平成 28 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について | 160 |
| 1. 日程第 3 | 議案第 66 号 | 平成 28 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について | 160 |
| 1. 日程第 4 | 議案第 67 号 | 平成 28 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について | 160 |
| 1. 日程第 5 | 議案第 68 号 | 平成 28 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算 定の認定について | 160 |
| 1. 日程第 6 | 議案第 69 号 | 平成 28 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について | 160 |
| 1. 日程第 7 | 議案第 70 号 | 平成 28 年度地域包括支援センター事業特別会計 歳入歳出決算の認定について | 160 |
| 1. 日程第 8 | 議案第 71 号 | 平成 28 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について | 160 |
| 1. 日程第 9 | 議案第 72 号 | 平成 28 年度水道事業会計歳入歳出決算の認定に ついて | 160 |
| 1. 日程第 10 | 陳情第 2 号 | 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制 定を求める意見書に関する陳情書 | 164 |

| | | |
|----------|---------------------------------------|-----|
| 1. 日程第11 | 発議第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書 | 166 |
| 1. 日程第12 | 委員会の閉会中の継続審査の申し出について | 166 |
| 1. 日程第13 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について | 166 |
| 1. 閉会 | | 167 |

平成29年第3回徳之島町議会定例会

会 期 日 程

平成29年第3回徳之島町議会定例会会期日程（案）

平成29年9月5日開会～平成29年9月14日閉会 会期10日間

| 月 | 日 | 曜日 | 会議別 | 日程 |
|---|----|----|-----|---|
| 9 | 5 | 火 | 本会議 | ○開会 ○開議 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○行政報告 ○一般質問（是枝・宮之原・勇元・保岡）4名 |
| | 6 | 水 | 本会議 | ○一般質問（幸・木原）2名 ○各常任委員会 |
| | 7 | 木 | 本会議 | ○議案（条例・補正予算等）審議、採決 ○平成28年度決算上程（特別委員会設置、付託） ○報告 |
| | 8 | 金 | 委員会 | ○決算審査特別委員会 |
| | 9 | 土 | 休会 | |
| | 10 | 日 | 休会 | |
| | 11 | 月 | 休会 | |
| | 12 | 火 | 委員会 | ○決算審査特別委員会 |
| | 13 | 水 | 休会 | |
| | 14 | 木 | 本会議 | ○委員長報告 ○閉会 |

平成29年第3回徳之島町議会定例会

第1日

平成29年9月5日

平成29年第3回徳之島町議会定例会会議録

平成29年9月5日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

是枝孝太郎 議員

宮之原順子 議員

勇元 勝雄 議員

保岡 盛寿 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 松田太志君 | 3番 | 富田良一君 |
| 4番 | 宮之原順子君 | 5番 | 勇元勝雄君 |
| 6番 | 徳田進君 | 7番 | 行沢弘栄君 |
| 8番 | 幸千恵子君 | 9番 | 池山富良君 |
| 10番 | 是枝孝太郎君 | 11番 | 保岡盛寿君 |
| 12番 | 木原良治君 | 14番 | 大沢章宏君 |
| 15番 | 住田克幸君 | 16番 | 福岡兵八郎君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原 剛 君 主 幹 白坂 明子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|----------|--------------|---------|
| 町 長 | 高岡 秀規 君 | 副 町 長 | 幸野 善治 君 |
| 教 育 長 | 秋武 喜一郎 君 | 総 務 課 長 | 岡元 秀希 君 |
| 企 画 課 長 | 住田 和也 君 | 建 設 課 長 | 亀澤 貢 君 |
| 花徳支所長 | 瀬川 均 君 | 農林水産課長 | 東 弘明 君 |
| 耕 地 課 長 | 福 旭 君 | 地域営業課長 | 幸田 智博 君 |
| 農委事務局長 | 元山 吉二 君 | 学校教育課長 | 向井 久貴 君 |
| 社会教育課長 | 深川 千歳 君 | 介護福祉課長 | 豊島 英司 君 |
| 健康増進課長 | 芝 幸喜 君 | 収納対策課長 | 秋丸 典之 君 |
| 税 務 課 長 | 安田 敦 君 | 住民生活課長 | 政田 正武 君 |
| 選管事務局長 | 川野 加州年 君 | 会計管理者兼会計課長補佐 | 幸田 智子 君 |
| 水 道 課 長 | 琉 好実 君 | | |

△ 開 会 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

ただいまから、平成29年第3回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番宮之原順子議員、12番木原良治議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月14日までの10日間に決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から、平成28年度、29年5月分、6月分の例月現金出納検査の結果報告及び平成29年度、29年5月分、6月分、7月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、ごらんいただきたいと思います。

今期定例会におきまして、本日までに受理された陳情、請願は、会議規則第92条の規定により、陳情、請願書の写しの配付とともに、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしましたので御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、行政報告を行います。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に配付してありますので、主なものを申し上げたいと思います。

6月の23日～6月の25日、新潟県に出張しております。津南町の森林組合創立50周年記念行事に出席。これは、日本食研に絡むものであります。

6月の29日～6月の30日、鹿児島市において、J A Cの株主総会、公益社団法人鹿児島県特産品協会通常総会に出席。

7月1日～7月の7日、三越のお中元ギフトセンターイベントに出席。さらに、町政報告、企業版ふるさと納税の説明会を尼崎市で行いました。

7月の13日～14日、平成29年度地方自治振興促進懇談会に出席。

7月の17日～7月の20日、鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会に出席。さらに、農業信用基金協会通常総会に出席。

7月の22日～7月の24日、第49回関東徳之島町総会に出席。

7月の31日～8月の3日、第2回奄美保健医療地域医療構想調整会議に出席、さとうきび価格対策協議会総会に出席、平成29年度の鹿児島県市町村長防災研修会に、奄美市と鹿児島市に出席しております。

8月の8日～8月の12日、離島行政懇談会、鹿児島市において出席しております。地域包括ケアと連動した自殺対策セミナー、公明党ティダ委員会に奄美市まで出席しております。

8月の20日には、I U C Nの調査団が入る、そしてまた、世界自然遺産登録に向けた対策として、清掃活動、外来種の対策を行っております。

以上で行政報告を終わりたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、一般質問を行います。

是枝孝太郎議員の一般質問を許します。

○10番（是枝孝太郎君）

おはようございます。

まず初めに、我が同志でありました鶴野将光議員の御冥福を心からお祈りいたしたいと思いをします。

彼とは、ことしの5月10日に鹿児島におきまして、町長はじめ、大沢議員、私、4名で、現在、未来に対してどういった町政を進んでいかなければいけないかという議論の中で、政策に同調するという事を本人の口から伺いました。一献交わしながら、未来の徳之島をどうやって築いていこうかという話もしたやさきのことでしたので、心から本当に御冥福をお祈りいたしたいと思いをします。

それでは、平成29年度9月定例会におきまして、10番議員の是枝が通告の2項目について質問したいと思いをします。執行部並びに所管課長の的確で明快なる答弁を求めたいと思いをします。

世界自然遺産について。

世界自然遺産登録に向けての取り組みは常日ごろ行っていますが、まだまだ取り組みを強化していかなければならない点も多いと思われるが、どのような点を重点的に行っていこうと考えているか、実現していこうというのか伺いたいと思いをします。

○企画課長（住田和也君）

おはようございます。お答えいたします。

登録に向けた取り組みでは、世界自然遺産登録に向けて、また、登録後の保全、活用に向けて、環境省を初めとする関係省庁、鹿児島県、関連自治体、地元関係団体によって構成される地域連絡会議において、自然公園法等の保護制度の適切な運用、アマミノクロウサギを初めとする希少種の保護、増殖、外来種による影響の排除、低減、緩衝地帯や周辺地帯における産業との調和、適正利用とエコツーリズム、地域社会の参加、協働による保全管理、適切なモニタリングと情報の活用、この7項目が重点的に取り組むべき事項として掲げられました。

御説明しました項目の中身を見ますと、ロードキルや、野生化した犬や猫からの捕食被害を防ぐ希少種の保護対策、緊急対策外来種であるアメリカハマグルマなどの外来植物対策、世界自然遺産の価値を子供のときから学ぶ環境教育の実施などが重要であると考えられます。

国際自然保護連合による現地視察では、これらの項目に加え、さまざまな問題も提起される可能性もあります。関係団体との情報共有を密に行い、平成30年度の世界自然遺産登録に向けて取り組んでまいります。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、企画課長が答弁された中で、学校における環境教育を重点的に質問させてもらいたいと思います。

これは、住民生活課長とのかかわりが深いと思いますので、世界自然遺産に伴う、企画課の担当者、住民生活課の担当者、日夜、あちらこちらで非常に頑張っているのは、目に見えて私たち感じていますが、まだまだ地域住民におきましては、不法投棄があまりにもひどい場所等がありますので、その点を踏まえながら、世界自然遺産に伴う不法投棄とポイ捨てにかかわることで、各幹線道路、農道、林道の対応についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

不法投棄につきましては、町職員による定期的なパトロール、また、保健所においては毎日パトロールを行っているところでございます。また、警察、その他関係機関との合同パトロールも実施しております。

各道路に関しましても、関係各課と連携をして、不法投棄などが見つかった場合は、その都度適正に処理しているところでございます。

不法投棄もポイ捨ても以前に比べますと減少しているとは感じますが、まだまだ徹底されていないのが現状です。ごみ問題に関しましては、これといった解決方法がないのが実情ではございますが、ごみ問題に関しましてはコンプライアンスの問題だと思っています。町民の皆様にはしっかりとルールを守っていただけるよう、今後もこつこつと周知してまいりたいと思っています。

○10番（是枝孝太郎君）

的確なる答弁をありがとうございます。

それにつけ加えまして、プラス、海岸線に関してのことを伺いたいと思います。

海岸線に関して、海浜公園等における不法投棄の対処法はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

それに伴いまして、下久志と井之川間における海岸線の不法投棄について、どのように対処するのか、今後。この件に関しては、下久志の観光に力を入れている住民の方から要望、陳情、要請があり、世界自然遺産登録に向けて、それに伴って、執行部わざわざ来ていただきまして、町長、副町長、総務課長の確認の上で、それを視察を行いました。この件に関しては、大沢議員と私、是枝が同行、要望した経緯もありますので、この点に関してはどういうふうに対処していくのか伺いたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

海岸線等におきましては、海岸漂着物事業で定期的に撤去しているところでございます。今御指摘のありました下久志海岸の件につきましては、コンクリートの残骸があちらこちらに見

られますけども、不法投棄ではなく、過去に採石場があったと聞いております。その採石場の残骸がそのままなっている状況です。

先日、大沢議員とは是枝議員から、景観上の問題から撤去できないかという要望等もありましたので、今回の補正で計上させていただきますので、御審議をお願いしたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

財務担当の総務課長、住民生活課長、まことにありがとうございます。速やかに議会が通過しましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、徳之島町は北から南にかけて各箇所、ごみを捨てるな、不法投棄をするな、ポイ捨てはだめ等の看板がよく目につくが、それでもなかなか改善を見ることができません。世界自然遺産、環境教育に伴いまして、学校教育課に伺います。

幼稚園、小中学校の児童生徒に、ごみ問題に対する標語を募集し、看板設置を行ってはいかかかと思いますが、そういう考えはありませんかということをお伺ひしたいと思います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

非常にいい提案だと受け取っております。ごみ問題、それから世界自然遺産に関しまして、学校、児童生徒に標語を募集ということは、自分で世界自然遺産のこと、ごみ問題のこと、環境問題のことについて勉強、学習しないと標語はつくれないと思っております。その標語をつくることによって、児童生徒が認識し、また、その保護者、教職員含めて一致協力体制ができると思っておりますので、依頼がありましたら各学校に標語等の募集をいたしまして、提供していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

よろしくお願ひします。

例えばこれは一般の方からの募集でいただきましたけど、世界自然遺産の言葉が踊っており、足元はごみの山という感じの標語とか、そういう言葉もいただいておりますので、そういう感じで、小学校、中学校の生徒の言葉でしていただきたいと思ひます。写真を配るわけにもいきませんので、こういうふうにして、この方が一生懸命努力して海岸線を清掃して回っている現状もありますので、一般の方も非常に世界自然遺産に向けては、関心がある方は関心がありますので、今後ともよろしくお願ひします。

標語に関しては、学校教育課のほうでよろしくお願ひしたいと思います。看板設置におきましては、財政的に考えなければいけない点もありますので、副町長、そういった点に関してどういうふうな考えをお持ちなのかお伺ひしたいと思います。

○副町長（幸野善治君）

今、世界自然遺産登録に向けては、さまざまな取り組みが行われております。その中で、今は枝議員のほうから指摘があったように、ごみのポイ捨てが多いというのは現実であります。そのような中で、一番不足しているのがPR不足。

標語等の募集をしてはどうかということでございますが、学校教育課長が答弁したとおり、一定の標語募集期間を設けまして、そしてその標語募集の中から幾つかの選定された標語を選んで、その賞に当たった、表彰される方には賞もあげ、商品券でも何か、そういった賞をあげ、そして看板1基あたり、今考えてみますと、簡単なものでも3,000円～1万円ぐらい思うんです。それを20基か30基ぐらい、ウォーキングコースとか、それから人が集まりやすい集会所、人の見やすい道路に設置してはどうかということは考えてます。

これは、関係する課でもう既に、通告があった時点で、企画課長、住民生活課長、学校教育課長3名と協議しまして、どこでその予算配分をするかということまで今考えております。一番いいのは、住民生活課のほうで補正予算か当初予算ですが、その標語の募集期間がありますので、新年度当初予算に計上したほうが確実な募集ができるのではないかと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

副町長、よろしくお願ひしたいと思います。たつての住民の要望も中には含まれておりますので、今後とも、常日ごろ道路を通っている方々は、車に乗っておられる方は、我が子、隣の子が標語を書かれていますと、それを目にするわけですので、やたらめたらに幹線道路、農道、林道に捨てるわけにはいかない。そして、公共の施設に捨てるわけにはいかないというふうな気持ちになるはずですので、今後とも財務と相談しながらよろしくしていただきたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。

世界自然遺産に伴い、野猫、山に住んでいる猫のことですね、の避妊処置と飼育、施設について伺いたいと思ひます。

まず、避妊処置の予算はどういうふうな形になっているか伺いたいと思ひます。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

野猫につきましては、環境省のほうで事業を行ってまして、避妊の処置につきましては、環境省が民間に委託をして捕獲、手術を行って、ニャンダーランドのほうに収容しております。その予算というものも環境省で扱っております。

○10番（是枝孝太郎君）

環境省からの予算ということで、それでは3町の予算はどういうふうな配分になっているのか。そして、国イコール環境省ですので、県の助成金は、国以外の県の助成事業、補助事業はあるのか伺いたいと思ひます。

○住民生活課長（政田正武君）

先ほど申し上げましたように、野猫の避妊手術の費用につきましては環境省で、その後の飼育につきましては、ニャンダーランドの運営は各町が100万負担いたしまして、300万で運営しております、補助金はありません。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

ということは、避妊に対しては環境省の予算でやっている。調べた中、1町120万、3町で360万の中の大体どれぐらいが国、環境省の予算に含まれている。360万のうちの幾らが環境省の予算が含まれているのか伺いたいと思います。わからないことがありますので。

○住民生活課長（政田正武君）

施設の、先ほど申し上げましたが、運営につきましては、各町100万ずつですね。300万の負担でございます。飼育員と餌代と電気代は3町の負担で行っていますが、野猫の手術等の費用によっては企画課のほうでお答えいただきたいと思います。

○10番（是枝孝太郎君）

それでは、避妊処置だけは環境省が予算を出している。あとのニャンダーランドですかね、あそこの費用については、3町がみんな負担していると。維持管理も、人件費もそうでしょうか。人件費もそうですか。

○企画課長（住田和也君）

先ほど政田課長が答弁しましたが、野猫、環境省にかかわる分に関しましては、猫を捕まえてきて、野猫の去勢までは環境省がみます。あと、その飼育とか、かかわる運営の人件費のほうとかにつきましては3町で負担しておるところでございます。ちなみに、平成29年度の野猫の去勢と捕獲の費用といたしましては385万円、環境省の予算でございます。

27年度までは、天城町が地方創生の先行型と、また重点加算分で、その人件費とか、運営費を賄っております。28年度につきましては、3町で地方創生の加速化でその人件費等の費用に充てております。29年度につきましては、去勢費に関する予算につきましては、奄振事業360万を要求してまして、あと、飼育費とか、人件費につきましては、3町で100万ずつの負担を予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

避妊に関しては環境省がとか、または奄振の予算で計上されて、向こうの運営、維持管理に関しては、国県も対応していただかないと、何のための世界自然遺産なのか。私たちもやることは一生懸命努力しますと。地元も努力するんだけど、地元も世界自然遺産に一生懸命協力はします。だけど、費用に関しては、あなたたちが持ってくださいというのは少し道理が違うん

じゃないかなと。その面、町長、国県にどうにか予算提示ができないか訴えてもらいたいです。どういうふうを考えてますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

国県におきましては、奄振事業のソフト事業で出させていただきたいという話をしております。今、企画課長のほうから話がありましたが、3町で協議会をつくっています。その協議会で申請をする分については、今回は奄振の対象ではないのではないかな。だから、単独で組まざるを得なかったというふうに思いますが。今後は、各市町村ごとに、その協議会に委託費として組むことで奄振の対象になる可能性があるのかなというふうに思っております。9月中には申請の変更届を出していいということでしたので、県のほうと私のほうで話をしております。

そして、今後につきましては、奄振事業の費用の要綱、要望、その予算の要綱等の拡大解釈というものを今お願いしているところです。維持管理を補助金というものはないわけですね。委託費の中で物件費でみるということが一番理にかなっているのかなというふうに思っています。今後は奄振のソフト事業での運営を今後も要望していきたいというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

その方向で検討して、そして要望をしていただきたいと思います。なかなか国県は動かないはず。その点、3町の町長でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、③番目、世界自然遺産に伴い野良猫の避妊処置について、どういふ状況なのか伺ひたいと思ひます。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

野良猫につきましては、本年度は奄振事業で360万の避妊手術代が採択されました。また、その施設に対しましても100万ずつ、3町出し合って300万で運営しております。事業費の360万は、補助率が10分の6でございます。

以上でございます。

○10番（是枝孝太郎君）

野良猫に関しては、どういふ、町なかで生活している猫を対象にするわけですが、今、補助金等は言ひましたけど、避妊処置した後にどういふ状況なのか伺ひたいと思ひます。

○住民生活課長（政田正武君）

事業に関しましては、TNR事業といひまして、捕獲した場所に、手術してもとの位置へ戻すというのが基本的なことでございますので、その後、猫の行動と言われても把握しておりません。

○10番（是枝孝太郎君）

避妊処置だけの助成金ということですか。あとの対策は、ただもう捕獲した場所で逃がすと。

その猫がもし山とか、そういったところ、野猫の方向にいった場合は、野猫で対処するわけだと思えますけども、そこも一つどうにかならないの、他人様の猫もいる可能性もありますので、今後、飼育とか、そういった、町で確保するとかという将来的な考えはないのか伺いたいと思います。

○住民生活課長（政田正武君）

実際、手術した猫が山林に入って、カットされている猫も実際捕獲されております。そういうところも考えますと、今後はいろいろ検討していかないといけないとは思っています。

また、猫の収容施設に関しましては、猫条例も改正されましたし、猫を飼っている方が適正に飼養していただくことによって野良猫も減っていくのではないかと思いますので、現在のところはそういう施設はまだ考えておりません。

○10番（是枝孝太郎君）

住民生活課全体としても大変だと思いますので、その点しっかり踏まえて、今後対処していただきたいと思います。何せ世界自然遺産を目の前にして、いろんな形で観光客が来るわけですので、衛生的にも非常にいいような方向で徳之島が世界自然遺産に向けていけばいいなと思いますので。

次移りたいと思います。

④世界自然遺産登録に向けて島外からの人々の出入りが多くなりますが、それに伴う救急患者の発生も起こり得ると感じますが、救急に対応できる体制づくり、または組織づくりは構築できているのか伺いたいと思います。市民救命士または普通救命士と言いますが、その点、どういうふうな考えがあるのか伺いたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

組織づくりは、現在のところでき上がっておりません。ただ、今後はその件はなるかと思えます。ただ、その受講体制はあります。この件で少しお話をさせていただきます。

是枝議員がおっしゃった市民救命士と普通救命士と、あと皆さんがお耳にしたことがありますが救急救命士とは若干違います。救急救命士というのは、3年～4年の専門学校や大学で学んで国家試験を受けて、国家資格になった方、消防士さんとかです。こういう方が救急救命士と言われます。こちらにあります市民救命士、普通救命士というのは、救命士というか、普通救命講習、市民救命講習と言われます。町民の方が勘違いされると困るので、この場でお話をさせていただきました。

市民救命講習と普通救命講習は呼び名は違いますが、その講習内容は同じであります。徳之島地区消防組合のほうで行っております。その講習内容ですが、基本的な講習、心臓マッサージ、人工呼吸、AEDによる電気ショックの仕方と、あと応急手当の仕方と、最後に実技試験

があります。この講習時間は3時間であります。これが普通講習、市民講習の内容であります。

この救命講習を受講された方は多くて、結構おまして、平成8年～昨年度までに9,955名もいらっしやいます。これは全島、3町になります。ここ二、三年は平均300人程度受講されております。

これは、徳之島地区消防組合のほうから声かけて、各種団体なんですが、女性連、消防団、樟南高校の学生及びプールの監視員、建設業協会ほかへ毎年呼びかけて、この団体等は受講されております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

この件に関して、定期的な講習を、1回こっきり、3時間行うわけですけども、1回程度の講習を受けても、また反復ができるわけではありませんので、定期的な講習をするために、ある程度の窓口も設置して、これは修了証書はどこが出すのかということ、窓口はどこかということ。

この件に関しては、ちなみに前消防団長であります、住田克幸当時消防団長が普及活動で消防団全員に、鹿児島県からも呼んで、こういう講習をずっと消防団に定期的に行っていました。徳之島町役場職員も行ったようなことを伺いますので、定期的に行えるのか、修了証書はどこが渡すのか、窓口はどこなのかということ伺いたと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

修了証書、認定証になりますが、これは徳之島地区消防組合のほうから出されると思います。

町民に対しての窓口は、実は消防組合とお話しまして、先ほど言われたのは各種団体でしたけど、広く町民の方々にも受講できる体制が今後は必要になると思いますので、そういうことできないかと相談しましたら、快く引き受けていただきまして、その方法としては、町広報紙等に掲載しまして、窓口は総務課の消防交通係になるかと思いますが、広く個人でも受けられるように、年1回は個人でも受けられるような体制は消防署との話はしておりますので、今後、広報紙等に掲載できるものだと思います。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

健康増進課長にお願いしたわけですが、まことに申しわけ、課が違った可能性もあるかもわかりませんが、消防組合とのやりとりでそういう状況でしたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。消防組合との連絡、まことにありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

道路整備と地域防災。

徳之島町の各地域において公道が狭く、救急車両に支障を来すところもありますが、究極に

狭い公道についての対処は隣接する民家に極力近い公道の整備が必要と感じます。今後の整備について伺います。集中的に、この件に関しては具体性がなかったら、後ろに下久志という集落の名前を入れてありますので、そこを中心に伺いたいと思います。どういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

下久志集落につきましては、集落内の生活道路が狭小のため、緊急車両等の通行が難しく、支障を来していることから、かねてより、大沢・是枝両議員から緊急時対応についての要望がありました。今回、下久志集落より、緊急車両のため、旧下久志分校から井之側にあります県道と海岸護岸の間の道路につきましては、緊急車両通行用に道路の整備ができないかということで要望書の提出がありました。

この結果、これを調査をした結果、県道より35メートル付近までは町の里道でありましたが、その先65メートル間、海岸護岸までの間は県有地ということが判明いたしました。

この結果を受けまして、海岸護岸を所管する県の徳之島事務所建設課海岸担当者並びに県の用地を所管します総務課の担当者と協議をしたところ、県建設課と道路の施工方法について協議を行い、県総務課に海岸の用地の海岸保全区域占用申請書を提出すれば可能だというお答えをいただいたところです。今回、9月補正に道路整備費用を計上させていただいておりますので、御検討をよろしくお願いいたします。

また、この道路を整備することで、緊急車両の通行が容易になり、少しでも下久志集落の緊急時対応の支障緩和になればと考えております。

以上です。

○10番（是枝孝太郎君）

今課長、補正予算に組み込んでいただいておりますので、心から感謝申し上げます。下久志集落は、県道沿いと究極護岸沿いを利用しなければ緊急車両はできません。なかなか護岸沿いは車両が通行できる状態でもありませんでしたので、この件に関しては、平成25年4月に、緊急車両の通行に伴うことに支障があるため、大沢と是枝が要望し、町長と現場確認立ち会いを行った経緯があります。その件に関して、町長、覚えておられますでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

覚えております。それで、しっかりと下久志集落については、集落内が非常に狭いということの認識と、あと事業の施工が多少おくれたことがありまして、今回、その糸口ができたものだというふうに思います。

○10番（是枝孝太郎君）

その当時、平成25年当時は、ある一定区間は、国の予算におきまして登記がなされていないと。

それが、平成28年8月、約3年間かかりまして、国の予算で地籍調査を行い、登記した結果、こういうふうに生まれていますので、登記はやたらめたらに登記できるわけではありませんので、国の予算がついて、各集落ごと調査を行い登記していきます。

ただ上に上げればよいという、法務局にただ上げればよいものではありません。登記官がちゃんと審査して、それでも3年間かかるわけですので、公共工事におきましてはなかなか前に進まない点が、国の予算がいまだある程度100%つかない点が、地籍調査に反映されていると思いますので。こんなこと言ったら失礼ですが、約100メートルも公共工事ができない状況に3年間あったわけですので、本当に心から感謝しております。下久志集落の方々も非常に喜んでいきますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に、同じ地域のことですけども、②に行きたいと思います。

①の流れでありますけども、地域において海岸に隣接する集落も多いが、緊急車両の通行も必要な地域も多々あり、重要なライフラインとなっている。今後、通行許可と整備について、県との話し合いについて伺う。これも限定的に下久志集落としていただきます。

ちなみ、①に関しては、今度補正予算に組んでいただきましたので、これに関しては大沢と是枝が、総務課長、耕地課長に陳情していただき、こういった経緯ですごく苦勞されて予算を組んでいただいたことに敬意を表したいと思います。

下久志集落も護岸沿いも利用しなければいけない状況にありますので、その点、建設課としての考えを伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成25年4月に大沢議員、是枝議員の要望のあった件で、今後の対応についての答弁をいたします。

まず、護岸及び隣接している道路について説明いたします。護岸については、県が建設したもので、県の管轄になります。また、隣接している道路につきましては、護岸建設時に護岸の管理用道路として同時に県が建設したもので、県の管轄になり、通称護岸管理用道路と呼びます。

次に、護岸管理用道路と民有地の間にアダン等の生えている場所があります。この場所については、地目上、白地、白い地と書いて白地という地目になっております。これも県の管轄となっており、護岸、護岸管理用道路、白地、全部が県の管轄となっております。このことから、護岸管理用道路の拡張、補修、補償等は町ではできないことになっております。

しかし、先ほど是枝議員が指摘された下久志集落内の町道、生活道路は幅員が狭いのが現状で、護岸管理用道路を重要なライフラインとして利用していることが現実でございます。町といたしましても、県に対して下久志集落の道路事情を理解してもらい、護岸管理用道路利用の

ために、白地箇所等の雑草除去等の町単位で可能なことは全面的に協力して、その護岸管理用道路を利用していきたいと考えております。

○10番（是枝孝太郎君）

建設課長、また担当職員に関して、県との折衝、本当ありがとうございます。なかなか私たちが県とのやりとりしても、なかなか前に進まない件もありますので、本当担当職員と建設課長、ありがとうございます。

これに関しても、平成25年4月に町長も見ておられますので、その点御理解をと思っておりますので、本当地域住民の方々、下久志にとっては非常に素晴らしいことが2つもありましたので、今後ともいろんなことを提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私、是枝の質問を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、宮之原順子議員の一般質問を許します。

○4番（宮之原順子君）

皆様、おはようございます。

8月に同期の鶴野議員が亡くなり、大変残念でなりません。本が好きで、出張に行く飛行機の中、バスの中で本を読んでいる姿が思い出されます。あの質問力、表現力のすばらしさには頭が下がる思いです。若いこれからの人材が亡くなるというのは、本当に残念でなりません。鶴野議員の御冥福を心よりお祈りいたします。

国連で、ことしの7月7日に、核兵器の存在を根底から否定する核兵器禁止条約が採択されました。しかし、今、その核の脅威が現実のものになりかねない緊迫した状況です。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の理念に基づき、先日、徳之島ユネスコ協会が設立しました。島に住む私たちも、戦争のない平和な世界を目指し、一歩何か行動を起こさないといけない時に来ているのではないのでしょうか。

さて、4月からコンビニ納税が始まり、町民の皆様からは、夜間、土日、祭日に納税ができ、大変喜ばれています。コンビニ納税実施に向け御苦勞された担当職員、関係者の皆様に感謝と敬意を表します。

では、4番、公明党の宮之原順子が通告の3項目に従って質問をします。

まず最初に、世界自然遺産登録に向け、観光客の増加を見据え、買い物や食事などのときに支払いにカード決済ができる環境づくりはできないか。

私たちが出張や旅行に行くとき、ほとんどカード決済で済ませています。徳之島の中でもカード決済で買い物ができるところがふえてきていると思います。町内のカード決済のできる店の現状をお伺いします。

○地域営業課長（幸田智博君）

ただいまの質問についてお答えします。

世界遺産登録に伴い、今後來島者増が見込まれますが、今回、カード決済について、徳之島町商工会で聞き取りを行いました。徳之島町商工会会員数でございますが、約340業者でございました。その中、クレジットカード、電子マネー決済端末を導入している事業者は、ホテル業、ガソリンスタンド、大手スーパー、コンビニや一部の商店と外資企業の一部でございました。そういった特定の事業者でございます。今回の聞き取りで詳細な件数は確認できませんでしたが、4分の1ほどの事業者が利用しているということでございます。

○4番（宮之原順子君）

大手や特定の事業者はカード決済ができていますが、小さな店でカード決済を導入するのは大変厳しいと思いますが、補助事業があると思いますが、お伺いたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

補助事業があるかどうかということでございますが、カード決済端末機の導入するに当たり、カード会社との契約が必要となってきます。調べてみましたが、県と自治体との補助金を支援しているところもございました。

自治体の違いはございますが、対象者の支援条件として、常時雇用従業員が5人以下とか、小売業、飲食業、宿泊業の個人であるということ、また、1業者につき8万円の支援となっております。そんな中、機材だけの補助となっております。また、通信回線の整備、ICクレジットカードの基本料、保守経費、支払いの係る振り込み手数料などは対象外となっております。

そんな中、売り上げと手数料が相関関係になっておりますので、小規模事業者についてはなかなか高額で、難しいところもございます。

○4番（宮之原順子君）

売り上げが高くないと、カード決済端末機を導入しても、経営者は負担がかかって大変ということですが、経営者の負担はどのぐらいになりますでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

カード決済端末機導入の場合、維持管理費や決済手数料、その手数料が約3%~5%になり、小規模の小さな経営者にとっては継続が大きな負担であることが危惧されます。補助事業で、決済端末本体とクレジットカード対応のレジで自己負担が20万~30万ほどかかり、個人の負担が大きくなり、今後なかなか利用者が難しいところがございます。

○4番（宮之原順子君）

手数料が3%~5%の負担となると、小さな事業規模の店舗の経営者は大変な負担になりま

すが、でも、カード決済ができるところには客が多く集まると思いますが、もし補助金の支援を受けたいという事業者が出てきた場合は、どのような対応をしてもらえますか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

今後、そういう事業者が出てくれば、多くの希望者が出てくる可能性もございます。そういうときは、県や商工会とも協議を行い、今後進めていきたいと思っております。

○4番（宮之原順子君）

少しでも観光客が買い物をしやすいように、ぜひ環境の整備をお願いします。

要望なんですけど、空港にATMの設置ができないかというのを観光客の声が多くありましたので、ぜひ3カ町の空港管理組合で検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

庁舎のバリアフリー化について。

先日、研修会が庁舎の4階であり、参加された方が、上がってくるだけで大変だと話されていました。私も膝を悪くし、足を手術したので、足の不自由な方の大変さやつらさがよくわかります。高齢者や障害者の方が気軽に訪れることができるよう、役場庁舎内にエレベーターを設置し、庁舎内のバリアフリー化を図ることはできないでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

今議員のおっしゃったように、高齢者あるいは障害者または傷病者であるとか、場合によっては一般の方々も大変、本当に3階とか、4階、多々不便をかけていることがあろうかと思っております。

以前、役場の耐震化を図る上で、耐震補強工事とあわせてエレベーターを設置するということも考えておりましたけれども、東日本大震災以降、この本庁舎についても津波浸水想定区域内にありますので、津波対策というか、あらゆる津波に対応できるような庁舎に建てかえるということで、その中でエレベーターの設置等々、全館バリアフリーの新庁舎を建設しようということで今進めているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

○4番（宮之原順子君）

新庁舎の建てかえのときに設置してくださるということですけど、役場の会議室は3階と、今現在4階にあり、高齢者の方は大変な思いをしています。エレベーターが無理でしたら、今1階に小さな会議室ありますが、大きな会議室がないので、つくれないでしょうか。例えば役場の裏に倉庫に利用しているプレハブがありますよね。あのようなプレハブをつくり、会議室として利用はできないでしょうか、お伺いします。

○総務課長（岡元秀希君）

今議員のおっしゃるとおり、いい提案をいただきましたので、その方向で速やかに町長初め、副町長、相談しながら、関係課長で取り組んでいきたいと思えます。

この新庁舎につきましては、国の緊急防災・減災事業が時限立法で平成32年度までということになっておりますので、これに合わせて来年度からプロジェクトチームを立ち上げて、平成32年度には新庁舎に着工するという方向で来年度から進めていきたいと思えますので、その点もまた御理解いただきたいと思えます。

○4番（宮之原順子君）

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

それともう一つ、お願ひなんですけど、山手側と海側の外階段がありますけど、内階段のほうは以前要望してもらって、手すりをつけてもらいましたが、外階段にもぜひ設置していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○総務課長（岡元秀希君）

建築基準法の階段の幅員等ありますので、その点また建設課の建築係と協議して、なるべく設置できる方向で進めたいと思えます。

○4番（宮之原順子君）

よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移ります。

先日、人権擁護委員の研修の中で、LGBT、Lはレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシュアル、両性愛者、Tはトランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致について勉強しました。私自身知らないことも多くあり、今回、皆さんにLGBTについて認識していただきたく、質問に取り上げました。私も勉強中であり、深くは質問できないかもしれませんが、よろしくお願ひします。

日本でもLGBTへの共感する動きが活発になってきていて、テレビでも取り上げられていますが、まだまだ理解が進んでないのが現状です。2020年東京オリンピックの組織委員会は、同オリンピック・パラリンピックの基本コンセプトの中に多様性と調和を掲げ、性別、性的指向を含むあらゆる面での違いを肯定すると言われてしています。

日本の人口の7%を占めるとも言われるLGBTへの方々への理解を進めるためにも、私たち一人一人が認識していくことが大事だと思えます。

それでは、1番目の性的マイノリティー、LGBTについて、社会の現状はどのようなかと町では認識していますか、伺います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

人の性には、体の性、心の性、性的指向という概念がございます。体の性は、外見で識別できる生物的な性でありまして、一般的には、この体の性で男性か女性かに分けられております。一方、心の性は、自分が男性であるとか、女性であるとか、性別は決めたくないなど、自分自身の性をどのように認識しているかということで、性自認と呼ばれております。

これらの方々には、外国や都会ではオープンにされていらっしゃる方もいますが、地方ではまだまだ認識されていない状況だと思っております。それで、徳之島町においても、社会福祉協議会が毎月開催しております心配事相談や住民生活課、保健センター並びに徳之島保健所にも聞いたところ、現在のところ相談がないということでもあります。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

外国では、LGBTの方の町があったり、結構オープンにされていたりしますよね。それで、都会でも認識がされてきて、企業などでも支援しているところもあるようです。町ではまだ相談がないようですが、もし町でそのような人たちへの相談が来たときの配慮をどのように考えていますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

現在、先ほど言いましたように相談者がいらっしゃらないということなので、今後、相談なさる方がいらっしゃる場合は、これは、臨床心理士とか、精神保健福祉士のいる県の専門機関を御紹介したいと思います。

○4番（宮之原順子君）

ありがとうございます。

次の質問は、相談してきた方がないということですので、3番目の具体的に配慮してきた内容は何かというのは省かせてもらいます。

4番目に、性的マイノリティーにかかわる担当課や相談体制はありますか、お伺いします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

現在のところ、その担当課はございません。相談体制につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

○4番（宮之原順子君）

次、5番目の質問に行きたいと思いますが、町民の啓発活動として行っていることはありますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

この件に関しては、とても細かな配慮が必要になると思います。知られたくない方、また、

言いたくない方も多数いらっしゃると思いますので、その方のことも考えまして、町民への啓発は慎重にしなければいけないかなと思っております。

○4番（宮之原順子君）

今はLGBTの方がテレビに出たり、あちこち地域に行って講演をしたりしていて、皆さんに理解してもらいたい、認識してもらいたいという運動が始まっていますが、町民の方にLGBTの認識を理解させることは本当に大切だと思います。チラシまたは広報等に載せれることがありましたら、少しでも載せていただいで、一人でも多くの町民の方に認識してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

この件に関して、素人ではいろいろつくれないので、県の専門機関等に問い合わせいたしまして、何かそういったいい資料がありましたら、広報紙や、また折り込みチラシみたいなものでできたらと思います。若干検討は必要かと思っております。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、教育の現場の対応についてということで、小中学校で児童生徒の配慮についてどのように考えていますか、お伺ひします。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、本町の小中学における性的マイノリティーに対する配慮についてですが、現在、報告等は受けてはいないところでございます。ただし、事案が発生した場合、校内での協議、また教育委員会の協議、それから町内外の専門家の診断、意見をもとに的確な対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（宮之原順子君）

的確な対応ということですが、どのような対応のことなんでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

このLGBTの中で、特に学校で問題になってくるのは性同一性障害ではないかというふうに考えています。その場合、男性ですけども女性の心持っている、女性ですけども男性の心持っているといった場合、例えば服装だったり、髪型、それから更衣室やトイレの問題、それから体育の授業の問題など、非常に困難な問題でありますけども、一つ一つ慎重に検討していきたいと。

しかしながら、いじめの問題につながりかねないような点には対応が必要と考えられます。

以上でございます。

○4番（宮之原順子君）

いじめの問題というのは、児童生徒の方がLGBTに対しての認識がないから起きるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

いじめの問題につきましては、自分と違うところ、一般的に違うところについて、子供は認識していないために排除するというようなことでございますので、これは今、人権教育を学校でいたしておりますので、その中にLGBTについての研修も含めていくということで、共通認識を持っていくことでこれを防げるというふうに考えているところでございます。

○4番（宮之原順子君）

このLGBTに対しては、どこかの県でしたか、幼稚園から人権、LGBTの教育をしているところがありますので、小さいうちに教育をすることも大事なかなと思います。

次にまた、親からの情報提供などはありますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

現在、保護者のほうからそういった相談等につきましては今出ておりませんが、もしありました場合には、速やかな対応を心がけたいと考えております。

○4番（宮之原順子君）

児童や、その生徒の悩みの解消にはどのような対処をしていますか。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

保護者からの情報提供があった場合ですけど、入学時を初め、各学年の学校生活を始めるに当たり、家庭環境調査や保健調査等によりまして児童に対する情報を入手して、各先生方対応するようにいたしているところでございます。

また、児童生徒の悩みにつきましても、定期、臨時的に教育相談を実施いたしまして、児童生徒の悩みの解消に努めているところでございます。

○4番（宮之原順子君）

学校の相談窓口等は設置してありますか、お伺いします。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

学校の相談窓口でございますが、担任、それから養護教諭、教育相談係等を窓口として、児童生徒からの相談をいつでも受け入れる体制を整えているところでございます。

○4番（宮之原順子君）

子供たちが相談しやすい環境をぜひつくってほしいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

2015年4月、文部科学省の通知を受けた後に行ったことは何かありますでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

2015年4月、文部科学省の通知でございますが、これは、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてというものを指すものと思われませんが、これに特に特化した研修などは行っていないところでございますが、これにつきましては、1年後にこれに対する質問等が数多く文科省のほうに寄せられまして、それに対する具体的対策を刷新したものを各学校に配付し、その対応につきまして、教職員の理解に努めたところでございます。

以上でございます。

○4番（宮之原順子君）

私もこれネットで出して読んだんですけど、きめ細やかな対応の実施、結構書いてありまして、詳しく書かれていますので、全教職員の方が目を通して理解していただきたいと思います。では、次の質問に行きます。

小中学校での相談体制はどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたけども、担任、それから養護の先生が主に主となりますが、児童生徒やその保護者から相談があり、その後、管理職含めた学校内での話し合い、そして教育委員会や、場合によりましては専門医への相談となるところでございます。

しかしながら、最も重要なことは、性的マイノリティーに対する共通理解を教職員がまず持つこと、それから児童生徒からの悩みや不安を聞く姿勢を示すこと、つまり相談しやすい雰囲気づくりというのが非常に大切だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

テレビで、高校生のLGBTの方が、いじめに遭ったりして自殺を考えたことがあるなどと話していることがありました。子供たちが相談しやすい雰囲気づくりがとても重要だと思いますし、LGBTの子供は家族の中で孤立していることが多く、最も知られたくないのが家族であることもしばしばあるそうです。ですので、学校での相談しやすい環境づくりは大切なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

次、最後の質問をします。

人権教育の一環として、性的マイノリティーについて正しい知識を身につけることが必要だと考えますが、研修を行うなどの取り組みが行われているのか伺います。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

人権につきましての研修でございますが、県教育委員会の人権教育研修資料などをもとに、各学校の学活の時間を利用して行っているところでございます。

また、1学期の研修の中で、このLGBTに関する話についても少し触れたということを知っております。

また、広く人権教育につきましては、各小中学校の申請に基づきまして、大島人権擁護委員協議会を通しまして、本町の人権擁護委員に依頼いたしまして研修を行っているところでございます。平成28年度でございますけれども、14回の人権擁護委員の方の授業が行われたと聞いております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、この性的マイノリティー問題について、教職員に対する共通認識、研修を今後行うことが非常に重要だと考えているところでございます。

以上です。

○4番（宮之原順子君）

ぜひ研修を行い、認識を高めてほしいと思います。徳之島ではLGBTの方は少ないかもしれませんが、小学生や中学生は、ほとんどの人が徳之島を出ていきます。都会に出たときに、LGBTの方などを偏見で見ることがないように、しっかりと認識を持ってもらいたいと思います。

LGBTと言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。多様性のあり方について理解を広めていく必要があります。誰でもが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、教育や啓発活動を積極的に進めることも大事だと思いますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これで10分間休憩いたします。11時半から再開いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（福岡兵八郎君）

次に、勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○5番（勇元勝雄君）

皆さん、こんにちは。

非常に残念なことがありました。8月15日、鶴野将光議員が亡くなりました。東京から徳之島町のために一生懸命やろうという気概を持って帰ってきた鶴野議員、非常に残念だと思います。鶴野議員の御冥福をお祈りいたします。

議員の一番大事な仕事は、町政の批判と監視だと思います。批判と監視のない議会、そういう町には町の発展はないと思っています。そして、町政に対する提案、議案に対しては、是非は非の姿勢で臨むべきだと私は思っています。現在の町政、町民が望んでいる町政がなされているのでしょうか。非常に疑問に思っています。

前の議会で議長に言われました。通告外の質問をしたということで注意を受けましたが、この間の垂水市の議会で議長の不信任案が提出され、可決されました。通告関連で、答弁に対して関連で質問することはあります。それは私はあるべきだと思っています。そういうことを思い、5番勇元勝雄が以下の7項目について質問したいと思います。町長、執行部の責任ある答弁をお願いいたします。

まず、第1項目め、下久志地区の防災について質問いたします。

下久志地区は、県道以外に消防車等緊急車両が入れる道路がありません。この間、幸さんと2人で区長、老人会長で役場の建設課の方と一緒に現場を見てもらいました。このことは、先ほどの是枝議員の質問で大分できたと思っています。現在、道路改良についてどう考えているか伺いたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

それでは、お答えいたします。

まず、下久志地区の2カ所の箇所についての考えについて答弁させていただきます。

まず、1カ所目の護岸管理用道路中間付近、小さな橋のかかっている鋭角のカーブの箇所、車が曲がりづらく離合しにくいのですが、曲がりやすいように護岸をカットしてはどうかという意見がありましたが、この件につきましては、県に相談したところ、護岸のカットについては、護岸はあくまでも下久志集落を波から守るものであって、カットは認められないとのことでした。

そこで、次の案といたしまして、カーブ隣接地の空き地の部分を利用し通行の緩和を考えております。これも先ほど是枝議員からありましたように、なるべく通したいために、このような策をとってはどうかということ考えております。

また、その木の撤去については、係のほうで打ち合わせ中で、オーケーをもらったということです。近いうちに施工できるものではないかと考えております。

そして、次に2カ所目の、護岸管理用道路から森精肉鮮魚店へ抜ける生活道路の護岸管理用

道路隣接地1軒目の方の生活道路拡張のため、敷地の無償提供につきましては、寄附採納願及び分筆登記後に施工を考えております。

以上でございます。

○5番（勇元勝雄君）

先ほど是枝議員の答弁で耕地課長も答弁しましたけど、耕地課長の答弁もお願いします。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

先ほどありました、旧下久志分校のほうから井之川方面に向かいました海岸護岸と県道をつなぐ道路につきましては、耕地課のほうで整備を行う予定であります。集落からの要望で、緊急車両通行のために、その道路について通行しやすいように整備をしていただけないかという要望がありましたので、先ほど申し上げたとおり調査を行った結果、施工が可能であるということがわかりましたので、今回の9月補正に道路の整備予算を計上させていただいております。また御審議のほどよろしく願いいたします。

○5番（勇元勝雄君）

下久志、非常に県道中に、森精肉店の横のほうに消防タンクがあります。防火水槽、そして消防車庫の横に1カ所あります。ありがたいことに、今度この道路が、海岸の道路が整備されるということで、防火水槽も一体的に整備できないかと思っていますけど、それはどうでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

下久志地区につきましては、新たな防火水槽の設置ということは現在は考えておりません。

○5番（勇元勝雄君）

この図面を見ても、現在の防火水槽から大分離れている家があるんですね。せっかく救急車両、緊急車両が入るわけですから、集落民の財産、生命を守るために防火水槽の設置が必要だと思いますけど、今2カ所、そこからホースを引っ張っていった場合、長いところは四、五十メートルあると思うんですよ。森さんの裏の防火水槽は消防の大きい消防車が入ります。だけど、もう1カ所、消防車庫の横は、軽の消防車しか入れないと思うんですよね。ホースが、小さい消防車、恐らくホースは1本しかつなげないと思うんです。せっかく道路つくるわけですから、一体的に防火水槽の設置もできないかと思うんですけど、どう考えていますか。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほど建設課長、耕地課長申しましたように、緊急車両の進入の道路事情はよくなるということと、あと7カ所に消火栓が設置してあるということと、あと消防法上は海とか、河川も消防水利として指定されているところがございます。そういったところから勘案しますと、消防団、消防組合とも協議も必要だとは思いますが、まずは100ファイとか、75ファイ、その

水道管が通っているところに、防火水槽を設置するのでなくて消火栓で対応できないか、こういうことを検討していきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

防火水槽ができない場合、海岸べりに1カ所しか消火栓がないんですよ。もうちょっと消防、消火栓をふやすとか、消火栓からは1本だけしかホースを引けないんですよ。そうした場合、下久志の分団にホースが何本あるか、ほかのどこから消防車が来るまでホースがないからつなげない、そういう状態になると私は思うんですよ。

また、今総務課長が言いましたけど、河川とか、海岸、下久志は絶対海はだめなんですよ。消防車が海におりていって動かない、そういう状態になると思うんです。河川も、恐らく河川まで車が行くような状態じゃないと私は思うんですよ。だから、防火水槽ができないようだったら、消火栓をもっと増設するとか、そういう手だてをしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

先ほど答弁いたしましたけども、消防組合、消防団と協議して、消火栓、これを設置する方向で検討をしていきたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

消火栓の設置、よろしく願いいたします。

2番目に移ります。

町道の改良について。

ファミリーマートから有村スタンドまでの町道の改良について、28年6月の議会で、筆界未定が解消されたら事業を行うという答弁をもらっています。1年以上が過ぎましたが、その後の進捗状況を伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成28年12月にファミリーマートから自動車学校までの筆界未定が解除されましたので、社会資本整備交付金で平成30年度へ要望を上げております。今後の計画といたしましては、平成30年度、用地調査とボーリング調査を実施予定としております。平成31年度、設計業務委託、用地鑑定調査、工法の決定を予定しております。平成32年度、用地買収予定になっております。平成33年度より施工を予定しております。

以上でございます。

○5番（勇元勝雄君）

なるべく早く着工できるように頑張ってもらいたいと思います。

3番目の火葬場への道路について。

過去に何回も質問しましたが、金がないとか、過疎計画にのってないとか、そういう答弁をもらいましたが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

平成27年12月議会において勇元議員より、現在の道路は幅員が非常に狭く危険である。全島民安全のため、植物工場横の道路、140メートル、150メートルを改良し、し尿処理場の横から道路の新設はできないかという質疑がありました。その件に、私たち建設課といたしましても、火葬場への道路については、現在、建設課において、同じく竹山スタンドからマリンパーク内を通過し火葬場へのルートを計画しております。このルートにおいては、2カ所の整備が必要となっております。

まず1カ所目、スタンド前から白久団地を通り過ぎ、カーブのあるところですが、この付近は幅員の狭いため、道路拡張が必要ではないかと考えております。

次に2カ所目ですが、これは勇元議員の意見とはちょっと違いますが、マリンパークの敷地内を通過して火葬場へ行く計画をしております。マリンパーク内を通過して、敷地内に新設道路の整備の予定です。隣を通してじゃなくて、敷地内であれば土地の購入がなくなるということで、こういった計画をしております。

以上の計画を社会資本整備交付金で30年度から整備できるよう概算要望中でございます。今後の計画といたしましては、平成30年度、設計業務委託、平成31年度、工事实施予定となっております。

○5番（勇元勝雄君）

マリンパークの敷地内を通すということは、補助金規制法とか、そういうのにひっかかる可能性はないのでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

これも県の担当がこの前来て、現地確認をしてもらいました。その既存の道路に取りつけるのであれば、どうにかできないかという話でしたので、そこを煮詰めながら、なるべく町負担の少ないような工事实施できるように考えております。

○5番（勇元勝雄君）

これもなるべく早く着工できるように頑張ってもらいたいと思います。

し尿処理場についてですけど、し尿処理場の耐用年数はいつまでか。現在、機械の状況はどうなっているか伺います。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

し尿処理場の耐用年数は15年と言われております。施設の機械の状況については、定期的な

点検、整備補修を行い、現在は問題なく稼働しているようです。しかしながら、ほとんどが耐用年数を経過してしまっていて、更新しなければならない機器も多く、今後は入れかえが必要になる機器も出てくる可能性はあるということです。

以上です。

○5番（勇元勝雄君）

前に、し尿処理場のし尿を下水道のほうに搬入できないかということ質問したことがありますけど、その後、どのような状況になっているか伺います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

し尿処理場への搬入につきましては、し尿・浄化槽汚泥については、平成28年度、効率的汚水処理整備策定業務委託にて検討を行い、町では下水処理場、徳之島浄化センターで受け入れ施設を建設し、平成32年度、し尿・浄化槽汚泥の受け入れを実施していく予定でございます。今後は、下水道運営審査委員会で審査し、計画を進めていく予定でおります。

○5番（勇元勝雄君）

し尿を下水道の処理場に入れる場合、現在の能力でできるわけでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在、1池がありますが、処理能力が1,800立米となっております。1日当たり。現在の処理能力は560立米でありまして、し尿汚泥の日量が今後予想されるのが400立米となっております。560立米プラス400立米で960立米、1基当たりの処理能力が1,800立米となっておりますので、今のところは1基で可能なものだと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

下水のつなぎ込みが100%できても、現在の能力でできるという解釈でよろしいでしょうか。

○建設課長（亀澤 貢君）

その解釈でよろしいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

ぜひそのようにしてもらいたいと思います。そのようにしてもらった場合、し尿処理の手数料、今委託料が六千何百万、その金が浮く、全部が全部浮くとは思いませんけど、何千万かの金が浮くと思います。

5番目、防災無線について。

現在、いろいろ災害が起こっています。現在、町の防災無線の現在の未設置戸数は何戸でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

約400世帯でございます。

○5番（勇元勝雄君）

400世帯で大体幾らぐらいの金額が必要でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

取り付け台数、その年々の台数によって若干違いありますけども、戸別受信機1戸当たり7万円と、取り付け料含めて7万円ということでございます。

○5番（勇元勝雄君）

400戸掛ける7で2,800万ですよ。現在、こうして災害が多い時期、防災無線がない家庭は非常に困ると思うんですよ、災害が起きた場合。野外の防災無線では、窓を閉めたら聞こえない状態です。また、台風、大雨。現在、防災無線の子機は7万円ということございましたけど、その子機は高いと思うか安いと思いますか、適当な値段だと思いますか。

○総務課長（岡元秀希君）

この戸別受信機につきまして、本土では自己負担という市町村もございますけども、本町では高いということで、町が設置をするといったところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

メーカーから出るとる値段が高いか安いかわかるかな。今、スマホなんかでも、あれだけ機能が入っているのに6万、7万で買えますよ。偏見かわかりませんが、ラジオにちょっと毛が生えたような子機で6万、7万するというのは、私は非常に高いと思うんですよ。そういうのをメーカーと折衝して値段を安めることはできないものでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

1つは、なかなか、1回システムを入れると、ほかのシステムもそうですけども、そのメーカーからしか取り寄せることはできないような、そういういろんなシステムあって、なかなか難しいところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

恐らく平成30年ですか、デジタル化しなきゃいけないのは。そのときは、そういうことも考慮に入れてメーカーを決めてもらいたいと思います。あんなラジオに毛の生えたような子機が6万、7万。スマートフォン、あれだけ機能いろいろ入っているのに6万、7万。それは大量生産で安くなっているかはわからないんですけど、一旦メーカーを入れたら、その同じメーカーを使わなきゃいけない。ほかのメーカーを使えないわけでしょうか。周波数が合ったらいいと思うんですけどね。

○総務課長（岡元秀希君）

親局とか、そういうのも含めてなかなか、私も総務課長になって以来、そのことについてはメーカーと話を担当も含めてしましたが、なかなか、メーカーを変えることもなかなか難しい状況というのがあります。

しかしながら、平成34年11月でこのアナログはデジタル化しなければならないということで、そこで今、副町長なんかと検討しているのが、これに合わせてFM局を設置して、防災ラジオを全世帯に配布するというのを今検討しているところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

FMを入れても防災無線は必要でしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

防災行政無線は必要だと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

FMを入れても防災無線が必要だということだったら、今未設置の戸数については、今後どのように考えているでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

議員のほうも6月の町の広報紙ごらんになったと思いますけども、全世帯に対しまして防災行政無線のアンケート調査というのを行ってまいりました。そこで、未設置の世帯で希望するところにつきましては、駐在員あるいは役場のほうに、住所、氏名、連絡先等を御連絡くださいということで配布してあります。

その中で、希望する方が32世帯ございましたので、それにつきましては、在庫と、あと空き家から回収したものを修繕して、今取り付けを行っているところでございます。この400世帯全部が設置を望んでいるところではございません。医療機関であったり、金融機関であったり、また個人においても必要ないというところもございまして、立ち入りを拒むという世帯もありますので、そういったところには無理やり入り込むということができないので、設置ができないというところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

その設置ができない戸数は何戸ぐらいでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

今希望されているのは32世帯ですので、それ以外というところでございます。

○5番（勇元勝雄君）

400戸のうち32世帯ということはないでしょう。もっと町が町民に対して防災意識を植えつけるのが町の役目だと思うんですよね。もっと啓蒙啓発すべきだと私は思うんです、防災無線に対しての。申し込みが32戸しかないから、あとの368戸ですか、これは要らないという考えは私はおかしいと思うんです。もっと町が啓蒙啓発して、防災無線は大事なものだということを町民の皆さんに知らせて、もっと町民に防災意識を持たせるように頑張ってもらいたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。昼は1時半から開会いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、一般質問。勇元勝雄議員の一般質問を許します。

○5番（勇元勝雄君）

みのり館、6次産業とはどのようなものかお伺いたします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

6次産業とは、第1次産業に従事する農家や漁師が生産、収穫した作物などを、生産だけではなく加工、販売まで一貫して手がける経営のことです。

また、食品の加工は2次産業に当たり、流通や販売は3次産業に含まれています。自分で経営することで、加工業者や流通業者、販売業者などに利ざやを取られることなく現地で加工、販売するため、鮮度や安全面などの付加価値が高く、なお高くなるということでございます。

なお、6次産業の6次とは、1次産業、2次産業、3次産業の数字をそれぞれ足した、あるいは掛けた数字を意味するもので、特に4次産業、5次産業があるわけではございません。農業や水産業など1次産業が食品加工、流通販売にも業務を展開している経営体系をあらわす、農業経済学者が提唱した造語でございます。このような経営の多角化を6次産業と呼びます。

○5番（勇元勝雄君）

現在、みのり館がしている事業は6次産業と呼べるものでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

6次産業は、先ほども言ったように、しっかりした定義はございません。造語でございます。

みのり館としては、製造、販売ということで、6次産業に当たります。

○5番（勇元勝雄君）

過去5年間のみのり館の農家からの仕入れ額は幾らぐらいでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

平成23年度、133万6,421円、24年度、68万8,562円、25年度、167万1,815円、26年度、240万1,533円、27年度、180万1,075円、28年度、308万8,506円、29年度8月31日でございます。305万6,980円、計1,404万4,822円となります。

○5番（勇元勝雄君）

みのり館でつくった生産物の年次別の売り上げは幾らぐらいでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

みのり館商品売上額でございますが、26年度、530万5,172円、27年度、520万2,755円、28年度、902万1,138円、合計1,952万9,065円となっております。

○5番（勇元勝雄君）

みのり館の今年度の売り上げは2,000万を予定していますが、今進捗状況はどれぐらいでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

4月～8月の合計額は800万ぐらいだと思います。

○5番（勇元勝雄君）

ぎりぎり2,000万に行くか行かないかなんですけど、みのり館職員を4名から7名にふやしていますけど、その理由はどのような理由でふやしたのでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

一番簡単に言うと、27年度から商工係をふやした関係で人数がふえたということでございます。

○5番（勇元勝雄君）

商工係のために3名ふやしたということでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

詳しく述べます。

平成27年3月議会でも議員からの質問で答えていますが、大手食品グループと他企業の取引で商品の管理に関して事項が大変重要になってきて、物産のほうを1人ふやしております。

また、世界遺産登録にとって、観光、物産、商工といった3点セットのつながりもあり、情報発信の強化で採用しています。地域営業課は、徳之島町総合加工センターみのり館を拠点として、観光、物産、商工の業務を行っています。

事業の目的として、農家所得の向上、また雇用創出を行い、平成26年度に販売をスタートしました。当初より生産量も現在ふえ、販路推進で島内外に徳之島の農産加工物を全国に幅広くアピールしています。受託加工もふえて、また島内ホテルやスーパー、他店に、みのり館商品を置かせていただいております。

また、イベントにて郷友会との交流もあり、2世、3世の交流の場としても強化を図っています。

また、観光商工係は、イベントにて、世界遺産登録に向け映像や広報の強化をすることと、雑誌、テレビ、ネットで全国へ徳之島ブランドを取り上げられるよう努め、また、観光増が見

込まれる中、安心安全が担保できる観光地の整備や観光客へのおもてなし、そして闘牛文化の継承を行っています。

また、富山丸慰霊祭、黒糖まつり、闘牛サミット、トライアスロン、そしてどんどん祭り、業務を土曜日曜に限らず出勤しています。以前は、議員のほうも職員のときかかわったと思います。どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○5番（勇元勝雄君）

その7名の人件費は大体どれぐらいでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

物産のほうは農業のほうに振り込まれているので、商工費のほうの人件費を報告したいと思います。27年度から3名で738万6,900円、28年度が765万3,600円となっています。

○5番（勇元勝雄君）

職員全体の給料ですよ。みのり館の。

○地域営業課長（幸田智博君）

農業費に含まれているため、全体額はわかるんですけど、一人一人の給与、プライベート、個人情報もありますので、数字のほう積み上げが難しいということでありました。

○5番（勇元勝雄君）

職員全体の給料ですよ。一人一人の給料じゃないんですよ。7名全体で幾らぐらいかかっているかという。

○地域営業課長（幸田智博君）

商工費に関しては数字が出ます。しかし、農業費に関しては全体額で出ますので、大体の1人の給与は、大体議員のほうもわかると思いますので、御了承ください。

○5番（勇元勝雄君）

これは財務で聞いたらわかるんじゃないですか。全体の金額は。農業とか、そういうの関係ないと思うんですよ。全体額を聞いているんですよ。一人一人じゃなくて。みのり館全体の職員の給料です。

○総務課長（岡元秀希君）

全体で2,800万円ほどだったと思います。

○5番（勇元勝雄君）

先ほどから聞いているのはそれなんですよ。2,800万。7人で2,800万、1人400万ですか。共済費から全部入れて2,800万ですか。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、この質問事項にそこまで入れてないんじゃないですか。（「関連です」と呼ぶ者あり）関連と言ったら、幾ら関連しても。（「それは、先ほど地域課長にそれ数字出してくれ

とお願いしたんですよ」と呼ぶ者あり) それは、その話、また本会議以外で聞いてください。ここに出してありませんから。

○5番(勇元勝雄君)

ここに出してないのを聞けないというのはどういうことですか。

○議長(福岡兵八郎君)

通告事項についてやってくださいということです。

○5番(勇元勝雄君)

関連でしなければ、その答弁に対して、こっちがまた聞きたいことが出るわけですよ。結局みのり館について聞いているわけですよ。

○議長(福岡兵八郎君)

みのり館について聞いていますけれども、勇元議員、いいですか、売上金額、職員をふやした理由、いいですか、軌道に乗せるのはいつするのか、休憩室の平米は幾らか、これを載せているわけですよ。そこにあわせて職員の給与とか入れてないわけです。関連すれば幾らでもあるわけですから。

○5番(勇元勝雄君)

結局4名から7名にふやした理由、それに関連して給料がどれぐらい出ているか、そういうのを聞けないという議会は私はおかしいと思うんですよ。ここに書いているのだけしか聞けなかったら、一々全部出さなきゃいけないんですよ。町長、それに対してどう考えますか。

○町長(高岡秀規君)

議会については、議長の意見に従うというのが本来だろうというふうに思いますので、私からコメントするものではないというふうに思います。

○5番(勇元勝雄君)

この間、垂水でもこういう問題が出て、いろいろ議会がもめたという新聞報道がありました。一般質問するに当たって、1~10まで全部箇条書きして、これだけしか聞けない。私はそういう議会はおかしいと思うんですよ。質問に対して答弁した。その答弁の中身がちょっとおかしいなと思ったら、それに対してまた質問するべきであって、ここに書いてある分だけしか質問できない、それはおかしいんじゃないかと思うんですよ。

○議長(福岡兵八郎君)

議長としては、この一般質問通告のそこにふさわしい内容であれば何も問題ないと判断しております。関連すれば、幾らでも関連がありますので、ここにはこの6項目について、絞って明確に質問してください。

○5番(勇元勝雄君)

だから、疑問に思うことを聞いているんですよ。幾ら議長権限でも、議員が疑問に思ったら、

それ聞くのが議員の務めであって、そういうのを後で県の議長会に聞いて、また返事をしてもらいたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（福岡兵八郎君）

ちょっと待ってくださいね。今、先ほど岡元総務課長からお答えがありました。それでも納得いかないということですか。

○5番（勇元勝雄君）

7名で2,800万ということは、1人400万。共済費もろもろ入れたら、新採でも400ぐらいかかるんですよ。その2,800万という数字に納得がいけないから質問をしているわけですよ。

（「休憩。共済費まで入ったら大ごとになってくるわ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件については、地域営業課範囲を超えた部分もありましたので、今休憩をいたしましたが、まとめて総務課長のほうから答弁をお願いします。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

給料以外に共済、そのほか諸手当含めまして3,743万5,019円でございます。

○5番（勇元勝雄君）

私は、もっと開かれた議会になってほしいと思っています。

5番目の休憩室の平米数と賃料を伺います。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

平成28年度より工場内職員がふえ、現在の休憩施設から職員があふれ出る状況になったため、業務上、職員のストレス解除のため急遽新設いたしました。工場内職員には喜んでいただいております。プレハブではない、落ちつける量の部屋を利用し、毎朝朝礼を行い、またコミュニケーションの場、昼食スペースとなっております。職員の心のケアとして建設いたしました。面積は32平米、10坪ぐらいです。賃料は7万2,000円、12カ月の5年間ということになっております。

また、議員のほうから撤去の要請があれば、速やかに協議いたし、対応していきたいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

30平米で7万2,000円。前は9万、8万でしたよね。私は賃料が高いと思うんですよ。前、予算通ったときはプレハブということを書いてあったんじゃないかと記憶しているんですけど、このごろのプレハブ、普通の家よりも断熱はきいて、いいプレハブもあるんですよ。その賃料についてどう考えますか。7万2,000円の賃料について。

○地域営業課長（幸田智博君）

施工業者と話し合っ、その中の設備、保険料、中のテレビとか、クーラー、冷蔵庫、照明、畳、テーブル、カーテン等をつけて7万5,000円。それが壊れたりすると交換するという条件でございます。

○5番（勇元勝雄君）

先ほど答弁で5年間の契約というお話でしたけど、それはどっから出た話なんですか。予算書には、その5年間とか、そういう年数は書いてないと思うんですけど。単年度単年度のリース料であって、その5年間という数字はどっから出てきた数字なんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

賃貸の契約が5年以上できないということで、5年間の契約をいたしております。単年度単年度であれば、もし撤去、いきなり撤去という場合もございますので、5年間のリースということで賃貸契約ということで契約いたしました。

○5番（勇元勝雄君）

だから、その5年間をもし契約するんだったら、債務負担か何かで出しておかなきゃいけないんじゃないですか。総務課長、どう考えますか。

○地域営業課長（幸田智博君）

そのとき、職員がふえ、本当に職員があふれ、ストレスを感じていました。急遽つくった上、賃貸ということでリースという計画を立て、財務に上げたわけでございます。

○5番（勇元勝雄君）

プレハブが幾らとか、そういう見積もりをとったことはあるんですか。あれだけの平米数のプレハブ。そして、先ほどから聞いているのは、その5年間契約したという根拠ですよ。予算を1年の予算しかとってないんですよ、単年度単年度の。その5年間契約どうしてできるんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

条例の5年間のリース契約というのはございますので、その5年間を使用しました。

それと、あくまでも動産であります。撤去となれば撤去できるようになっています。

○5番（勇元勝雄君）

総務課長、そういう契約でよろしいんですか。5年間の。

○総務課長（岡元秀希君）

条例等にありましたら、債務負担を起す必要はないと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

債務負担をどうして起こさなかったんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

職員の気持ち、感情を思って、プレハブというのはちょっと冷たい感じ、できたら木造の、動産でございますが、心を休めれる休憩所ということで、リース契約、条例にある契約で5年間契約ということでやりました。

○5番（勇元勝雄君）

先ほどから聞いているのは、その5年間の根拠なんですよ。それは職員のためにやるのはいんですよ。だけど、役場というのは条例によって仕事をしなければいけない。5年間、どうして契約をできるんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

今、長期継続契約を締結できることができる契約とありますので、それにのっとってやっております。

○5番（勇元勝雄君）

総務課長、それでよろしいですか。

○総務課長（岡元秀希君）

条例上、長期契約に基づいた条例を適用しているということでございますので、それでいいと思っております。

○5番（勇元勝雄君）

条例の何条ですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

徳之島町長期継続契約とする契約を定める条例施行規則第2条に載っております。

○5番（勇元勝雄君）

先ほども聞いたんですけど、プレハブの場合の見積もりはとったんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

見積もりも、そのプレハブの見積もりも取りました。しかし、職員の心のケア、そこら辺を見て判断しました。

○5番（勇元勝雄君）

予算書には恐らくプレハブと書いてありました。そういうことは細かいことですが、一応は総務課長の承諾を得ているわけですよ。総務課長、町長の。

○地域営業課長（幸田智博君）

もちろん得ています。

○5番（勇元勝雄君）

せっかく予算書、説明資料もつけています。何のための説明資料か、そこをよく考えてもらいたいと思います。

町長の公約に、10億円の売り上げを目指しているという公約がありました。みのり館はいつごろまでに運営を軌道に乗せることができると考えていますか。

○町長（高岡秀規君）

今、徐々に徐々に技術であったり、販売の拡大にこつこつと広がっているわけですが、目標の数字となりますと、非常にまだ時間がかかるのかなというふうに考えております。それを限定していつまでということは答弁はなかなかしづらいんですが、それに向けて諦めずに、しっかりとこつこつと実力を積み重ねていくこと以外にはないというふうに思います。

○5番（勇元勝雄君）

みのり館で今つくっている品物で、フルに生産して、年間大体幾らぐらいの数字が出るかわからないでしょうか。

○地域営業課長（幸田智博君）

ことしの売り上げということですか。（「将来」と呼ぶ者あり）将来ですか。高ければ高いほどいいですけど、皆さん、職員頑張っています。順次伸びていますので、温かい目で見たいと思います。やっている職員等は、毎回毎回、議会での取り上げで萎縮してやっているところもございます。温かい目で、温かい言葉をかけてあげてもよろしいと思いますけど。

○5番（勇元勝雄君）

これは愛のむちだと私は思っています。

その目標、運営を軌道に乗せるためには、大手メーカーとの契約が必要不可欠だと思いますけど、その契約ができるのはいつごろと考えているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、大手メーカーとの連携でやっているわけですが、なかなかヒット商品というものが構築するのが時間がかかっているのが現状であります。今、原材料としてジャガイモ、そしてまた、こちらサイドから提案しているのがパパイヤです。契約はしていても、生産量がどうしても大手の販売力となると生産が追いつかないのが現状でありますから、しっかりと信用のおける商品づくりと、そしてまた、確固たる販売ルートというものを、今後はさらに構築しなければいけないというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

前、メーカーのほうに視察に行ったとき、会長の話では、スピード感がない、売るものがないという話を聞きました。みのり館を民間に委託するという考えはないでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

当初はその計画で進めてまいりましたが、民間のほうでノウハウがないということから、なかなか応募がなかったというところから、今町の管轄にあります。

今後は、世界自然遺産登録に向けて、必ず誰かが6次産業化へ向けての起業家というものが出てくるだろうと、それを期待しているところであります。

○5番（勇元勝雄君）

私が一番心配しているのは、毎年、何千万かの赤字を出しているわけですよ。2,000万の売り上げするのに、5,600万の経費が要る。そして、そこに役場職員の人件費、起債の償還、恐らく数千万の赤字が出ていると思うんですよね。どうにかして、役場にノウハウがあるわけじゃない。公募でもして民間に渡したほうが、私はみのり館は今後よくなるだろうと思いますけど、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

赤字、黒字の点で見ると、そういう考えになるかもしれませんが、なぜこの事業をやっているかということをお理解いただきたいなというふうに思います。以前より、民間ができることは民間へ、しかし、民間ができないことは官がやるんだというところから、この6次産業化を進めております。

今現在、357億の徳之島町の総生産額がありますが、そのうちの5%しか2次産業が育っていないということですね。水産業は0.1%、そしてまた林業も0.1%、そして第1次産業の農業ですら4%の総生産額しかないわけですよ。それで、8割方が第3次産業に偏ってしまっているというところから、絶対に今後の経済的な政策は、まず人を育てることと、ものづくりができる人間がいかに徳之島に存在するかということが大事だろうという分野というところに、民間ではなかなか手がつけられない2次産業というものに私どもは取り組んでいるわけです。

今後は、その2次産業、総生産額を上げるための2次産業の割合を必ず1次産業の倍ぐらいには上げないと、しっかりとした経営経済が築けないものだろうというふうに考えておりますから、今後はしっかりと、民ができないことは官が技術というものも、今役場の職員は民間に指導できるぐらいの指導力ができていると、私は今思っています。役場が技術を持って初めて民間に技術を教えることができるわけですから、今後はしっかりとさらに腕を磨き、そしてまた販売力、そしてまた開発力を身につけていきたいというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

みのり館、当初は町長はサツマイモを加工するという話でした。それがジャガイモに変わり、今いろいろやっていますが、民ができないことは官がやる。それは、いいこともあるでしょう。しかし、町長は、町がするのは赤字、黒字は考えないで、民ができないことをやる、そう

いう考えですけど、数千万単位の赤字を何年も続けたら、徳之島町の財政、非常に厳しくなります。

また、役場が役場の技術力を上げる。役場の職員が品物つくっているわけじゃないですよ。今現在やっている中から、そういう技術力をつけて、みのり館を引き受けてくれるような人が出ることを祈って、私祈っています。

続いて、子育て支援。

県下の多くの市町村が乳幼児医療費の無償化を行っているが、町長、副町長、関係課長は、徳之島町が無償化しないことをどのように考えているかお伺いします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

町長が前々から、子供たちの教育、学力向上に取り組んでいきたいとお答えしておりますように、教育に予算をかけるのも子育て支援の一環だと私は思っております。そして、国県の方針にあわせて、国県が無償化を打ち出したときに、本町でも無償化をしていきたいと思っております。

以上です。

○副町長（幸野善治君）

6月議会と前後するのがありますが、答弁させていただきたいと思えます。

私はいつも思うのは、生活にゆとりがある人とそうでない人、こういったのは社会生活を維持していく中で、必ずどこにも生じる社会現象だと思っております。政治というのは、弱者に光を当て、できるだけ普通の生活や福祉、教育で不平等が生じないようにし、そのバランス調整は、国税とか、県税、町税という形で、富める者にはそれ相応の負担をしてもらうことにしているのが今現状であります。それが基本となっておりますと思えます。

高岡町政は3期目に入りました。その改革の、その政策の3本柱として訴えているのが、農業、福祉、教育に今重きを置いております。今、他の市町村が無料化している各種の施策を、それを追いかけるようにそれをやる市町村と、今はそれを我慢して、将来の人づくり、まちづくりの施策、そしてカンフル剤を打つという2つの方法があると思えます。

町長は以前から、乳幼児の無料化には、国や県の動向を参考にしながら考え、他の教育部門、人づくりですね、ICT教育、文化・文化財活動、学力向上対策、スポーツ活動、障害児の教育に予算を投入したいと今思っております。関係課長とも必ず綿密な打ち合わせ、いろいろな形で議論をした結果が、現在の考え方でありまして、私の考え方でありまして。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

今、課長、副町長等が答弁にあったとおりであります、確かに無償化というのは聞こえは

いいです。そしてまた、町民からは、ある程度あったほうがいいのかという、アンケートをとれば、7割近くの賛成を得られるだろうとは思いますが、しかしながら、行政はしっかりとした将来を見据えた政策が必要です。それには医療保険制度のあり方と、そしてまた、公平性のあり方というものは考えなければいけないというところです。

そして、今の医療制度につきましては、全世界的に見ても、3割負担で済んでいるということは、全世界見ても、この医療制度というものは、ある程度軽減されると見えています。そしてなおかつ、重度の子供たちへの医療というものが充実するべきだろうというふうに思っております。高額医療費の対策でありますとか、慢性的な疾患による小児がんでありますとか、そこにはしっかりと予算をつけなければいけないというふうに考えておりますが、乳幼児医療費の無料化につきましては、安易にやるべき問題ではないというふうに考えております。

それよりも、子供たちの健康の予防、病気にならないための政策、そしてまた、子供たちが生きるための政策に予算をかけるべきだということから予算の配分をしているところであります。

○5番（勇元勝雄君）

介護福祉課長が先ほど答弁しました。国県に準ずるような話ですけど、国県が乳幼児医療を無償にするということは、もうあり得ないと私は思っています。ほかの市町村、どうして乳幼児医療を無料にしているか、子育て支援のためだと私は思っています。教育予算、福祉予算、これ予算の使い道が違うんですよ。教育は教育、福祉は福祉。

また、副町長が、恵まれた人には負担してもらわなければいけない。島で恵まれた人とは、恐らく公務員。役場の若い職員でぎりぎりの生活をしている人もいますよ。副町長の恵まれた人とは、どういう人が恵まれている人か。

介護福祉課長、国県に準ずる、国県が乳幼児医療の無償化をやると考えているのでしょうか、伺います。

○副町長（幸野善治君）

恵まれている人というのはお金だけではないと思うんですね。200万以上とっているから恵まれている、300万以上、400万以上とっているから、所得があるから恵まれていると。そうじゃない。前も答えたとおり、その人の一人一人の考え方、特に幸福度と言っていますが、幸福度がどれぐらいの基準に置いているかと。200万円もらっている人でも、清らかな貧しさで、いつも楽しそうにしている。そういった人を私は恵まれている人と思っております。

以上です。

○介護福祉課長（豊島英司君）

先ほど国県がと申しましたけど、今いろんな子育て支援の方策、国のほうが打ち出しております。そして、この医療費のこともいろいろ出てきておりますので、すぐすぐではないとは

思うんですけど、将来的にはちょっとした軽減があるのではないかと考えております。

○5番（勇元勝雄君）

今副町長が言いました幸福度、どうして出生率が悪いか、副町長はどう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

それは、新聞とか、マスコミ報道によると、全国でいろんな施策が打たれていますが、今、まず結婚しない症候群というんですかね、結婚をまずしたがない。したがないというよりもできない人、結婚しても子供を産みたがない人、子供をつくりたくても子供をつくれぬ人、そういった人がおります。私は、そういった関係で、これは、ある日本に、全国における社会現象だと思っております。

だから、それを防ぐにはどうすればいいか、今いろんな施策を考えている。それには、乳幼児のもちろん医療もありますでしょう、教育費の無償化もあるでしょう。ほかの方法、産業の振興も、福祉の向上も、いろんな施策を打っておりますが、それはそのトップの首長が4年間のその政策判断で、選挙によって決めるわけでありますから、全国でそういった傾向があるということでございます。

○町長（高岡秀規君）

補足いたします。私の政策の中で、医療費の無料化については少し慎重になっているということですから。まず、少子高齢化対策で医療費の無料化というのを考えるのであれば、少し無理があるだろうというふうに思います。

国は、無料化は恐らくやらないのではないかなというふうに考えます。なぜならば、データに基づいているからです。厚生労働省のデータによりますと、実際に経済が裕福で、子供がいっぱい生まれるかという、そうではない。実は経済が余り豊かではない国、つまりは少子高齢化の特殊出生率が高い国ほど発展途上国と言われているところが多いわけですね。決してそれは連動しないということなんですよ。

そして、医療の、例えば子供の健康増進が考えられます、無料化について。それが推進されるのではないかな。そしてまた、子育て世代の経済的負担が軽減されるんじゃないかなということが含まれます。そしてまた、住民の満足度がいかなものか。この3点で無料化というものを進めようというふうにあります。全て3点とも、満足度については一理あるかもしれませんが、それほどの効果はないということなんです。だから、国は恐らくやらないだろうというふうに考えております。

そこで、医療費と、そういった学校教育等々につきましては、しっかりと子供たちが生きる力、そしてまた、体を強い健康づくりのための予算をしっかりと組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（勇元勝雄君）

先ほど副町長が、所得のある人に対して補助したら不公平感が出るという話がありました。今役場がやっている向学塾、ああいうのも所得制限はないわけですよ。所得のある人もない人も同じように向学塾へ行けるわけですよ。教育予算、それは大事でしょう。しかし、その前に、教育する子供を1人でも2人でもふやす、そういう手だて。乳幼児医療を無料にしたから子供がふえる、そういうことは多少はあると思いますけど、それが解決策とは私は思っていない。

ほかの市町村、県下でも43市町村の38市町村は何らかの、小学校、中学校、高校までいろいろ度合いはありますけど、無料化しています。伊仙町、出産祝い金、与論町は来年から無料化を考えています。三島村、出産祝い金を出しています。

不公平というのは、もし副町長が言うような不公平だったら、向学塾の行く子供も所得によって制限しなきゃいけないような状態になると私は思うんですよ。副町長、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

向学塾は年に1回、開講式と閉講式をやります。教育委員会学校教育課で募集をかけます。全部公平にして、なるべく多くの人来てくださいという募集、これは平等です。これが不公平感がないという根拠であります。

以上です。

○町長（高岡秀規君）

つけ加えますけども、向学塾、学士村塾、全て無料です。その政策をやるために、私はお金を使わせてくださいということなんですよね。そして、副町長がおっしゃっているのは無料化。しかしながら、生活保護者には無料になっております。そしてまた、非課税世帯にも補助金があります。弱い者の立場の者については政策はしていますよと。

ただ、所得の分配ですから、介護保険制度もしかり、国民健康保険もしかり、社会保険もしかり、それをしっかりと運営することを考えますと、あるところから、健康で病院に行かない人も保険税というのは払っていただいている。そこにお金が流れていくわけですね。私はそれは平等だと思っております。しっかりと日本の医療制度というものは、世界的に見ても軽減措置がされているというふうに考えております。

今後は、国や県の政策に従いながら、町独自でできるものと国や県に従うものと選別をしながら政策をとっていきたいというふうに思います。

○5番（勇元勝雄君）

いつもこの問題になったら水かけ論。

2番目に、天城町、伊仙町、若者が子育て支援の違いによって転出をしていることはないのか伺います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

子育て世帯で、未就学児から中学生のいる世帯なんですけど、転入転出について、平成28年1月～29年の7月までの数字が調べてありますので、天城町への転出が9世帯あります。そのうちに未就学児が11人、小学生が4人、中学生が1人となっております。天城町からの転入が8世帯、未就学児が8人、小学生が5人、中学生2人となっております。伊仙町への転出が18世帯、未就学児が17人、小学生が14人、中学生が2人、転入が12世帯、未就学児が12人、小学生が5人、中学生が1人となっております。

議員がおっしゃいますように、子育て支援の違いによつての転出は少ないものと考えております。それよりも、就業関係、住宅事情、いろんな環境、そういうものもろもろ考えて、徳之島町が住みやすい環境にあるのではないかと思います。この転出した方は、それぞれの出身町に戻っております。

○5番（勇元勝雄君）

ここに平成29年7月1日付の、現在の県の推計人口が出ています。徳之島町、去年に比べて2.5%、人口が減っています。また、天城町は1%、伊仙町は0.3%、奄美全体の数字では1.4%。徳之島町の人口の減、それをどのように考えているでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

人口等の推計につきましては、いろんな正確性や不正確な部分もあるかもしれませんが、徳之島町におきましては、県外からの転勤者が非常に多いということで、例えば国の機関が人数を減らせば、どうしても徳之島町から出ていくわけですね。他町村に比べて転勤族が徳之島町に多いのが一つの原因だろうというふうに思いますが。

しかしながら、そうはいっておれませんので、実は少子化の原因には、無料化とか、そういったものではなくて、未婚化であったり、晩婚化であったり、雇用の問題、経済の問題、就労形態が変わってきているということですね。就労形態が変わっているということは、保育所の保育士を派遣をしたり、そして定員をふやして待機児童を減らすというところをしっかりとやるのが、結果的に私はいいい結果が出るというふうに信じておりますので、今後こつこつと、しっかりと政策は打ち出していきたいというふうに思います。

○5番（勇元勝雄君）

毎回同じようなことで終わりますけど、若者が住みやすい町、そして子育てのしやすい町、そういうことを目指して徳之島町は進んでもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

次に、保岡盛寿議員の一般質問を許します。

○11番（保岡盛寿君）

皆さん、こんにちは。本日のしんがりを務めさせていただきます。

さきに亡くなられた鶴野将光議員の御逝去を悼み、哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、平成28年度産農産物につきましては、3本柱と言われております、サトウキビ、バレイショ、畜産であります。サトウキビが全体で6年ぶりに20万トンを超え、豊作と言われております。バレイショにつきましても、価格が高値で推移をいたしました。畜産農家にとっても、近年、子牛の価格が安定をしており、農家にとっては喜ばしいこととなりました。

しかし、まだまだ課題も多く残されております。このことを踏まえて、平成29年9月定例会において、11番保岡が2項目について一般質問をいたします。町長並びに所管課長の明確なる答弁を求めます。

初めに、農業の振興についてお伺いをいたします。

サトウキビの増産振興について伺いますが、平成28年度産サトウキビにつきましては、全体で6年ぶりに20万トン台を回復し、22万トン余りとなっております。豊作だったと言われていた年でございます。

その要因として、気象条件もあると思いますが、町の施策としての効果をどのように分析しておられるのかお伺いをいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

28年産のサトウキビにつきましては、3町実績が、議員がおっしゃったように、6年ぶりに島内で22万トン台に回復をしております。実績が22万2,539トン。本町におきましても、前年度より1万3,592トン増の6万7,173トン、反収のほうも1トン323キロ増の5トン581キロの実績となりました。

豊作の要因につきましては、28年4月以降の平均気温が一貫して平年を上回り、台風、干ばつ、病虫害被害の不作要因が少なかったこと。

それから、議員が質問されております、町のサトウキビにおける諸施策といたしましては、国の増産基金事業を活用した病虫害防除対策として、防除薬剤の全戸配布やハリガネムシ防除対策として、これまで町の負担10%から35%、関係機関からの負担を55%に上げました。生産農家の負担を70%から45%に軽減したことや、土づくり対策として堆肥の助成、奨励品種の種苗増殖による一般種苗としての活用が上げられます。

また、製糖会社におきましても、生育状況などから、年内操業を12月初旬に開始しましたことなどにより、生産農家において作型別による搬入計画ができたことも要因ではないかと考えています。

以上です。

○11番（保岡盛寿君）

今、サトウキビは基幹作物ということで、いろんな助成事業、各機関からの助成もあって、肥料や農薬の助成、そして新品種の開発等行われているわけでありますけれども、役場の担当職員、そしてJA、県の普及課、南西糖業等々の営農指導も功を奏しているのではないかなと思っているところであります。

そんな中で、適期肥培管理作業というものが一番大事ではないかなと思っているところでございます。株ぞろえから、根切り排土、そして株割りによります補植、これについては画期的な管理作業だと思っているんですが、これによりまして、五、六年以上の株出しができるということで、こういった管理作業についてが重要なことだと思っております。

その作業を請け負う受託団体、受託集団の育成については、営農集団、ハーベスターで収穫をされている営農集団がそういった機械を持っているわけでありますけれども、彼らも収穫作業に追われているために、なかなか受託作業に手が回らないということがあります。

そこで、そういった管理作業を専門的に扱うというか、そういった団体の育成が急務だと思うわけでありますけれども、こういった見解なのかお伺いをいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

管理作業受託組織につきましては、町と関係団体で議論を重ねているところでございます。サトウキビの繁忙期であります1月～3月に収穫と春植え、管理作業が重なるわけですが、作業を受託できる組織がないという声が生産農家から現実にあることは事実でございます。

現在、町内を3つに分けて管理作業ごとの組織を検討しておりますが、新たに製糖期のオペレーター育成や人材確保不足等の問題も生じており、その人材の不足を補うためにも、今の繁忙時期に島外からの雇用をすると、そういう形態も一つの案ではないかというような意見も出ておりまして、今、受託組織、営農集団というか、南西サービスさんのほうともいろいろ検討しているところなんですけども、島外からのこの時期における雇用はできないものか、雇用形態をできないかということで、今検討をしているところでございます。

また、今後、生産農家の希望に沿える形ができないか、今後とも議論を重ねてまいりたいと思っております。

○11番（保岡盛寿君）

その製糖期には、どうしても人材不足というのは否めないと思います。運送業者、バレイショの収穫もあります、選果場もあります。それはわかりますけれども、これからハーベスターの集団の方が収穫作業に使う機械が老朽化をして、撤退する人が出だすと思うんですよね。近い将来かもわかりませんが。

その場合にも、その人たちには管理作業については請け負っていただくようなことも考えな

がら、そしてその人たちはハーベスターの収穫にかかわっているのです、機械はあいていると思うわけですね。ほかから人が雇えたら、その機械を使ってということだと思いますけれども、農家への貸し出しというか、そういうシステムも考えながら検討していただいて、この受託作業というものには、これからもっと議論を重ねていただいて、力を入れていただきたいと思うところであります。

3番目のこの営農集団のリスクということですが、このリスクというのは、その機械のメンテナンスと修繕代だと考えております。機械のメンテナンスと修理代、これに大きな負担となっていると聞いております。このメンテナンスにつきましては助成措置があるということなので、それをお伺いしたいと思いますが。彼らに聞いてみると、はたから僕らが見ると、かなりもうかっているように思うわけですが、この機械が大きいために、その修繕代、メンテナンスにお金がかかって、なかなかもうからないというか、この機械が老朽化が進んで使えなくなった場合は、撤退するというふうなことを言っている方もいるわけですね。

そこで、先ほどのメンテナンス等に助成措置があるということを知っているんですけども、どのような措置があるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

営農集団の所有するハーベスターは、製糖終了後、来期の収穫準備のために、専属メーカーさんに修理を依頼しているところがございます。メーカーごとに機械修理代を比較したことはありませんが、修理代は、各営農集団のハーベスターの導入年度や稼働時間、修理箇所によっても異なりますので、比較は難しい面があるかと思っております。

メンテナンスあるいは修理につきましては、耐用年数を超えたハーベスターにつきましては、県の事業で3分の1助成の補助金上限額が200万円の事業で、ハーベスターの機能を改善する事業もありますので、こちらを活用していただき、営農集団の経費削減の手助けになればと考えているところでございます。

○11番（保岡盛寿君）

そのメンテナンスについては、そういう助成措置があるということではありますが、あと、その修繕費でありますけれども、彼らの話を聞いてみると、製糖期にはここに、島にそのメーカーの方が常駐をしてくれて、畑に来て修理をしてくれるということではありますが、その修繕がそのかかりつけのメーカーが独占しているというのか、しか修繕ができないということらしいので、そのことも費用の高騰につながっているのではないかなと考えているところです。

ですから、ほかにも、そのメーカーのある機械を修繕できるような修理工等の発掘というか、そういったものがあれば、幾らかでも軽減されるのではないかなと考えますが、そのところは

どう考えますか、お伺いいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

実際島内にハーベスターが今3町で141台ありますけども、約7割が、今その141台のうち、メーカーが、3つのメーカーのが入っているわけですけども、7割につきまして1メーカーさんがもう独占しているという形で、このメーカーにつきましては、製糖期間内におきまして、整備士、整備する方を常駐をさせているわけですけども。

このメーカーの実際に導入している営農集団におきましては、メーカーのほう詳しいということで、そちらのほうにお願いをして、現場に来てもらったり、あるいは実際にハーベスターを持っていったりして修理をしているところなんですけども、必ずしもその常駐しているメーカーさんに修理をしてもらうということではないと思います。営農集団のほうで、身近にハーベスター等の修理ができるのであれば、それは営農集団が独自にお願いしても全然、一向に構わないと思います。

そこら辺が、実際に専属メーカーとしての対応がどれぐらい、実際に専属の方々は早い対応ができていますけども、身近にお願いできるところがそれぐらいの短期間で修理ができるかどうか、そこら辺も調べてみないとわかりませんが。農林水産課のほうでは、そういう専属メーカー以外に修理を行っているということというのは、今実際聞いたことは今現実ありません。あとの2社につきましても、それぞれ個々で今お願いをしているということを聞いております。

以上です。

○11番（保岡盛寿君）

その営農集団の方たちの費用軽減のために、そういった手だてをしてあげて、今140台余りの機械が稼働しているということでもありますから、22万トンのサトウキビについては十分に間に合うと思いますけれども。今、ほとんどのサトウキビがこのハーベスターによって収穫をされておりますので、この台数がこれよりふえたほうが農家はいいのかわかりませんが、あまり少なくなって、彼らが無理をすると、収穫作業にも支障を来すようなことになったらいけませんので、この人たちの育成というのも十分に考えていただきたいなと思うところでありま

次に、原苗圃の設置についてお伺いをいたしますけれども、原苗圃の設置については、ことしは1.8ヘクタール、10カ所ということで計画が実施をされております。原苗圃というのは、種子島から原苗を持ってきて畑に植える、その畑のことですとありますけれども、その設置契約について、10アール当たり3,300本を植えつけるわけですけれども、その植えた畑から、10倍の3万3,000本を供給しなさいという契約であります。10アール当たり10万円ということで設置契約がされておりますけれども、3万3,000本ということは、5本ど

りでありますので、全体で6,600本ということになるわけですね、1本が。苗圃が3万3,000苗なので、種苗が3,000本なので、長いウギは6,600本ということになります。

反当たりの本数を聞いてみると、品種にもよりますけれども、大体7,000本～1万本とれるということで、8,000本ぐらいじゃないかと言われていています、平均がですね。ということは、農家は8,000本供給しているんだけれども、6,600本の契約金をもらっているということになるわけですね。ですから、契約は6,600本なんだけど、その余分に供給した分については、幾らか増額をしてあげて、この原苗の設置する生産者の生産意欲を高めたほうがいいのではないかなと思います。

毎年、2町歩程度、10カ所ですから、10名の方が受託をされて植えつけていると思いますけれども、この方たちはほとんど同じような人がされていると思うんですね。担当の職員、南西糖業の方、職員がお願いをして設置をしていると思いますけれども、皆、優良な農家ばかりだと思いますので、このところを契約変更ができないものかと思っているところでもありますけれども、お伺いをいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えをいたします。

原苗圃の設置についてですが、まず初めに、県のさとうきび優良供給確保事業ということで、この原苗の設置をしております。補助率が3分の1以内で実施をしておりますけれども、サトウキビは1度植えつけると、3回程度の株出しを行いますけれども、種苗の優劣によって収穫量に反映することになります。

そういうことで、この事業につきましては、先ほど議員がおっしゃいました種子島の九州農業研究センターにおいて、原苗用の無病苗を各市町村へ生産配布することによって、種苗伝染性の病害を防いだり、奨励品種の特性を最大限発揮されることと、良好な発芽性を期待できることがあります。

現在、本町では夏植え用、春植え用に分けて種苗の増殖を行っており、受託農家へは10アール当たり10万円で委託契約を行っておりますけれども、契約内容としては、10アールに二芽苗を、先ほど議員がおっしゃいました、3,300本植えつけてもらい、それから1年後に10倍の本数の3万3,000本に増殖をしてもらうという、こういう契約になっておりますけれども、その受託をするその結果で、受託農家においても栽培技術の差と申しますか、そういうことで差が生じたりしております。

それで、10倍以上の苗を増殖した場合は、受託農家のその労力に見合った額の検討といえますことを、今後、町の糖業振興会の中で検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○11番（保岡盛寿君）

その10倍というのは3万3,000本でありますけれども、3,300を植えると、二芽苗ですから、6,600本が発芽をして、それからこの3万3,000が出ているんじゃないかなと僕は思っているんですけども、二芽苗ですから、芽が分けつをして本数は多くなるのが普通だと思うんですよ。おっしゃるように、農家の栽培技術の差もあって、これに届かない農家もあろうかと思いますが、そういった農家については、これから選定をして、いいものをつくる農家の選定も必要だと思いますけれども、そのためにも、この生産意欲を増すような、先ほど申し上げたようなそういう施策が必要ではないかなと思うところであります。

ちなみに、その原苗を種としてとって植えた2番苗がありますけれども、この2番苗が、その翌年に苗として切られて有償苗になるわけでありまして、この有償苗については、農家の手取りが1束400円となっております。1束20本のくくりですので、8,000本の本数で20本をとると400束になるわけですよ。400束で400円だから、16万円。これに配達料が1万円程度ありますので、1万円は引きますけれども、それで十四、五万円ぐらいは、2番苗を植えた有償苗をつくっている農家は、そういうふうな計算になるわけで、ちょっと差があるのではないかなと思いますので、そこら辺の検討もよろしくお願いしたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

保岡議員、済みませんが、10分間休憩入ります。3時10分から再開いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き保岡盛寿議員の一般質問を許します。

○11番（保岡盛寿君）

次に、園芸振興についてお伺いをいたしますが、農産物の認証制度、GAP、農業生産工程管理というものでありますが、これについては、食の安心安全、環境保全等に農家が取り組むことで有利販売ができるものと理解をしておりますが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。その選手村等で使われる食材は、このGAPの第三者認証を得た農家がつくった物しか認めないという方針が決定をいたしました。

しかしながら、このGAP取得農家については、全体の農家の1%にも満たないということでありまして、4,400戸、126万世帯のうちの4,400が認証を受けているんですけども、わずかに1%にも満たないということで、国は、この普及をこれからということで進めてまいるといふことであります。

このGAPの取得につきまして、国が進めるのはJGAPというものでありますけれども、ジャパンGAPとなっておりますが、非常にハードルが高い認証ということでありまして。その国が進

める上で、この取得に費用の支援措置がとられるということではありますが、その支援措置についてお伺いをいたしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

GAPとは、生産者の安心安全な農林水産物を生産する取り組みを消費者に正確に伝えるため、一定の基準に基づき審査を行い、認証機関が認証する制度であります。安全安心の農林水産物や環境保全への関心が高まり、取得をする団体が徐々にではありますけどもふえてきております。

GAPにはさまざまなものがあります。先ほど議員がおっしゃいましたように、各都道府県が認めるKGAP、それから国内基準のJGAP、それから世界基準のグローバルGAPがあります。

鹿児島県の認証のKGAPにつきましては、この7月時点で64品目、264団体が取得をしております。徳之島におきましては、JAあまみ、農協のほうで、21年にバレイショ、22年にニンジンを取得しております。また、JGAPにつきましては、奄美地域生姜研究会が平成27年9月25日に認証を取得しております。

ことし6月には、GAPの研修会も開催いたしました。これからの農業に必要なことだと感じております。また、今月の29日には、果樹農家を対象に、KGAPの理解促進を図るために、具体的な注意すべき事項とか、あるいは申請方法等についての研修会を開催いたします。

それから、国においては、JGAP、グローバルGAPの認証取得をする支援事業がありますけども、お聞きその支援内容につきましては、補助額には上限がありますが、1つは、認証審査費用の補助、それから取得のための研修の受講、これはコンサルタントの費用になります。それから、残留農薬、土壌及び水質の分析調査費用、それから施設改修資材の費用、作業工程管理や作物の状態等を入力するためのICTシステムの利用料、こういったものの支援をできる事業となっております。

今後、国等の補助事業などを活用して、関係機関でも認証取得に向けた取り組みができるよう前向きに検討していきたいと考えています。

○11番（保岡盛寿君）

今課長がおっしゃったように、鹿児島県の認証制度、KGAPでありますけれども、これについて、JAあまみの野菜部会でも取得をしているところであります。それで、KGAPについてはチェック機能が72項目、JGAPについては120項目あって、50項目ほどふえるということで、ハードルが高くなるわけですね。全体で取り組むのは無理ではないんですけども、ちょっと待って、その野菜部会の中で契約部会というのがあります。バレイショ契約部会というのがあります。その部会の中で先駆けていこうということで申し合わせをしているわけがあります。

それで、この10月、11月にはジャガイモを植えつけるわけなんですね。4月の上旬ごろまで収穫がかかると思いますが、流れからしたら、その支援措置については、取得も含めて支援措置が受けられるのか、ことしの29年度産の分、これについてはどういう扱いになる。扱いというか、来年度の4月の当初、年度当初で申請をしていって取り組んだほうがいいのか、そこのところをお伺いしたいと思いますけれども。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

J Aにおきます契約バレイショ栽培農家の国の認証ということだと思いますけれども、国の認証の支援につきましては、公募期間がありまして、今年度につきましては6月30日～8月の4日までということで、既に公募期間が終了しておりますので、次の公募となりますと、もう30年度ということになりますので、これからその30年度の公募に向けて、今からできることをまたやっていくことが大事ではないかなというように考えております。

○11番（保岡盛寿君）

野菜部会においては、契約バレイショ部会が先に先駆けて取り組んでまいりますけれども、このほかの品目、いろいろ果樹部会もあります、野菜ありますけれども、ほかの部会へもJ G A Pの普及というものは大事だと思いますけれども、その普及推進にどのような取り組みをされるおつもりなのかお伺いをしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先ほども少し説明をしたんですけども、今後のK G A PとJ G A Pの認証取得につきましては、まず関係機関が率先をして各それぞれの部会等をお願いをして、そういうようなK G A Pの研修会を開催すると。その一つとして、果樹部会、果樹生産農家に対する、29日にまず開催をして、そのG A Pというのはどういうものかということを含めていろいろ説明するわけですが、今後も関係機関と一緒に、それぞれの部会ごとの開催ができればなというふうに思っております。

申請方法とか、部会等によって若干違うことがありますので、その注意事項も含めたことが共通理解が図れるように、そういう開催を今後関係機関でやっていきたいというように考えております。

○11番（保岡盛寿君）

食の安心安全というようなことも叫ばれている昨今でありますので、こういう認証制度を取得するのは大事なことだと思います。それを取得することによって、販売も有利になろうかと思っておりますので、ぜひともこれを広げていって、各農家へ広げていただきたいと思っております。

次に、輸送コスト支援事業についてでありますけれども、28年度産バレイショにおきまして、

バレイショの話はかなりませんが、輸送コスト支援事業については、約4年間の時間が流れております。ことしで4年目になります。28年度産につきましては、産地再生産事業が発令をされまして、種子代の約50%が助成されました。輸送コスト支援事業についても10円の助成がありました。

それで、農家もこのような助成措置によって、共販量の増加に大きく貢献しているものだと僕は考えております。27年度産、JAの共販出荷でありますけれども、約3,000トンでありましたのに対し、28年度産につきましては4,500トン、1,500トンの増となっております。このことから、こういった行政の支援措置が功を奏しているものだと考えておりますが、先ほど申し上げたように、このコスト支援事業、創設から4年目になります。26年度に創設をされました。

これは、5年間の時限措置だと思っておりますが、来年度で5年目になります。来年は延長に向けての取り組みをしなければならぬ年になると思っておりますけれども、ぜひともこれは強く要望していただいて、延長していただきたいと思っているわけなんですけれども、取り組みについてお伺いをいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本事業のまず目的ですけれども、奄美群島において農林水産物を奄美群島外へ出荷する場合、本土における陸上輸送費に加えまして、海上輸送費等が必要なことから、平成26年度～平成30年度までの時限措置が図られております。流通条件の不利性を軽減をして、本土産地と同一条件の環境を整えていくということになろうかと思っております。

事業内容は、生産された農林水産物を出荷する際の県本土までの海上輸送費の一部助成となっております。補助対象者につきましては、農業協同組合法に規定する農業協同組合、それから農事組合法人、水産業協同組合法に規定する漁業協同組合、漁業生産組織ですね、組合、それから森林組合法に規定する森林組合、農林漁業者等の組織する団体となっております。

対象品目については、野菜等が今現在20品目、果樹が8品目、花卉が12品目、林産物が3品目、水産物が12品目となっております。毎年、奄美群島内の生産状況を踏まえて、品目の見直しを今行っているところでございます。

それぞれの団体につきましてはの指導につきましてですけれども、この実施要綱において、県及び市町村は補助対象者に対して助言、指導、その他の必要措置を行うものとなっております。補助対象者が提出している生産振興計画、これの確認であったり、毎年度、実績報告に加えまして、生産振興計画に基づく取り組み状況を調査、助言、指導を現在行っております。

本事業の時限措置について、輸送費の軽減が図られることによって、先ほど議員がおっしゃいました生産意欲の向上であったり、生産量の向上、こういうことに現実につながっております。

すので、この事業の延長に向けて、県と市町村が実際いろいろ今話し合いを行っているところ
でございます。今後、今議会を含めました奄美群島一体となって強くこれを要望していくこと
と、今現在しているところでございます。

○11番（保岡盛寿君）

非常にいい事業だと思います。奄振事業の交付金事業で事業がされているということであり
ますので、その奄振の延長にも絡むのかなと思いますけども、ぜひともここも継続ができるよ
うに御要望をお願いいたしたいと思います。

次に、畜産振興についてお伺いをいたします。

子牛の生産につきましては、近年、価格が安定をして、農家にとっては大変喜ばしいこと
あると思っております。そんな中で、本年度建設をいたします受精卵移植施設、受精卵セン
ターですか、について、その目的とメリットについてお伺いをいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町では、受精卵移植事業を平成27年度から実施をしてきましたが、受精卵の不足及び非常
に高値が続いているため、採卵から販売までの施設を建設予定であります。採卵牛につきま
しては、農家の希望により選定を行います。成績が良好な牛で採卵を行う予定です。施設にお
きましては、採卵、移植、販売までの一貫した作業を行い、受精卵の確保に努めていきたいと考
えています。

今後、鹿児島大学の教授及び学生などが現場を体験して実習を行ったり、資質の向上と、畜
産関係者らとの地域連携を進めていければなというふうに考えております。このため、地元の
関係機関と鹿児島大学が緊密に連携し、安定した採卵の確保及び移植に取り組むことによって、
農家全体の収益力の向上を図ることを目的として建設をする予定でございます。

メリットにつきましては、本町におきまして、現在、繁殖牛が2,510頭、無登録牛が90頭飼
養されておりますが、高い能力の牛の受精卵を能力の低い牛に移植をしまして、能力の高い産
子を多数生産することで、従来の人工授精と違いまして、雌雄同時に改良できることがメリッ
トの一つではないかなと、大きなメリットではないかなと思っております。

また、雌牛の一生の産子数は限られていますが、1回の受精卵採取で平均10個の卵が採取で
きれば、10倍の子孫を残すことができます。また、生産された子牛については、自家保留にも
大きくかかわることができて、頭数の確保、さらには新規の肉用牛農家にも期待ができるもの
と考えています。

以上です。

○11番（保岡盛寿君）

非常に画期的な事業だと思っておりますが、今課長の話の中で、現在、受精卵の値段も高い

ので、この事業をすることで、それが軽減されるということも理解してよろしいわけですか。

○農林水産課長（東 弘明君）

はい、そうです。今、県外から受精卵を購入しているわけですが、毎年毎年高騰しております、非常にその購入自体が厳しいような状態になっているというのが現状でありまして、そういうことで、地元で一貫したそういうセンターを建設して、島全体の農家の収益性を高めていきたいという目的でございます。

○11番（保岡盛寿君）

僕は闘牛が好きなんですけれども、闘牛は昔は、20年ぐらい前は、十島村から、そしてあと岩手県、沖縄県から子牛を輸入して育てていたところではありますが、今は岩手県からも出荷ができないような、買いに行く人もいなくて、自分たちで闘牛をつくるようになったわけですね。

今課長の話で、その他牛が90頭、100頭ぐらいだろうと予測はしておりましたが、90頭。これは、いわゆるその他牛の闘牛を生産する牛だと思うんですが、この牛にも、この2,510頭の黒毛和牛の雌牛が2,510頭、このその他牛、雑種、この牛にも積極的にこの受精卵を移植をして、農家の裾野を広げるようなことになると思いますので、積極的にこの90頭の牛にもそういうことを奨励していただきたいと思うんですが、そこのところは考え方はどう考えておりますか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

現在、この無登録牛におきましても受精卵を移植をしております。現在5頭移植しているんですけども、今後、こういう方々を通して新規の畜産農家が出てくれたらなというような思いも一つありまして。

それから、こうして母体を借りるということは、生産農家におきましても非常に大きな、助かることがあります、その中で生まれた雌牛につきましては、生産農家との連携を図りながらできるということと、さらに、この無登録を持っている方が、先ほども言ったように、新しく畜産を始めていただければという思いで、無登録のほうにも現在、受精卵移植のほうを実施しているところでございます。

○11番（保岡盛寿君）

一番心配していたのは、この90頭のもう一つは、この人たちにも移植をすることで、言われるように生産農家がふえていくわけですので、黒毛和牛と変わりなく普及をしていただきたいと思います。

次に、北部地域振興についてお伺いをいたしたいと思っております。

昨年、28年に実施したアンケート調査がありますけれども、その結果をどのように分析し、

今後の取り組みをしていくのかお伺いをいたします。

○花徳支所長（瀬川 均君）

お答えいたします。

御存じのとおり、北部創生推進委員会を昨年度立ち上げました。その中で、去年、10月～12月にかけて住民アンケート調査を実施し、また、1月～2月にかけて集約、集計をいたしました。また、その結果につきまして、委員の皆さん、16名の委員の皆様と意見をお聞きしながら、まとめてまた課長会に配付し、説明をしております。それからまた、各関係課のほうにおいても、今後の計画で反映していただくようお願いしたところでございます。

また、今年度の取り組みについて、北部委員としまして、アンケートの結果をもとに、北部地域の課題や進むべき方向性を再度整理して、町長へ答申書としてまとめることができると考えております。

以上です。

○11番（保岡盛寿君）

アンケート調査というのは、考えてみると、課題の点検ではないかと思います。それで、例えばそのアンケートの中で、北部地区の住み心地について、暮らしやすいのか、暮らしにくいのかというのがあって、暮らしやすいが70%、暮らしにくいが30%というのがあります。

僕も北部に住む一人として、70%の人が暮らしやすいというのでほっとはしているんですが、課題は、この暮らしにくいというところが課題になるわけで、なぜ暮らしにくいのかということを探査する必要があると思います。

それで、必要な施策として10項目ぐらいありますけれども、1番が町営住宅の建設、2番が医療福祉施設の充実、空き家利活用の推進というふうなことで、1～3番まで課題があるわけなんですよ。

この医療福祉施設の充実というのは、民間の企業も絡むことなんですが、一方では、これらが充実していますという人はほとんどいないわけなんですよ、支所長。ですから、このような調査によって発掘された課題について、今、支所長が分析をして取り組んでいくということなんですけども、町長は、このような課題についてどのようにお考えなのかお伺いをいたしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

議員がおっしゃるとおりだと思います。まずアンケートをとって、その結果をもとにという、そのもとにのほうは、その30%に着目すべきだというふうに、おっしゃるとおりだと思っております。

まず、住みやすいはおいといて、住みにくいとなったときに、例えば職場が遠いとか、そういった理由があるはずなんですよ。その分析が必要だなということです。そしてまた、医療機

関の充実ということは、結果的に東天城クリニックにドクターがいなくなったということですから、それは政策的に町のほうでいろんなことを考えなければいけないなと思っておりますし、今後は、医療の充実と、そしてまた、雇用の場が近くにあるという政策がとれないものかというのをずっと今考えてはいるんですよ。

そして、世界自然遺産登録になったときに、船が来ますよね。クルーザー一船が。そのときに必ず花徳に寄って買い物ができる場所の提供でありますとか、そういったところを戦略的に、今後の北部振興については考えなければいけないというように考えておりますので、今後、諮問が出たときに、しっかりと花徳の支所と課題となるところの理由づけをしっかりと分析して、政策面に生かしていきたいというふうに考えております。

○11番（保岡盛寿君）

暮らしやすいと暮らしにくいがあって、同じようなものがあるって、冠婚葬祭等のときに助け合いがあるから誇りに思っているという方がいます。一方では、苦になっていることが、冠婚葬祭のつき合いが苦になっているという、この人は暮らしにくい人だと思うんですけども。ですから、こういうことを精査しても、これは解決ができないものだと思うわけですね。

ですから、政策で、一番政策を打ってほしいというものが、さっき言ったような順番になっておりますが、これは、若い人たちと高齢の方ともまた話が違うんじゃないかなと思います。これは、高齢化が進んでいる証拠だと思いますけども、50歳以上の方が70%、20歳～40代までの方が16.6%だったかな、わけですね。圧倒的に高齢化が進んでいるという数字が出ているわけですけども、この医療福祉の充実をしてくださいというのは、主に病院にかかったり、福祉は南風園というところありますけども、そこを充実してほしいというのは高齢の方々ではないかなと推測をされます。町営住宅の建設をなささいというのが、若者たちの御意見ではないかなと思うわけですね。

いずれにせよ、施設の充実を望むというのが歴然とした課題だと思いますので、今後、創生委員会の中で議論をしていきますけれども、そこで、こういったことを細かに分析をして、どのように施策に反映させていくのか、もう一度、町長のほうからお願いをしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

その理由についてですが、しっかりと分析することが大事で、おっしゃるように、おつき合いだとか、そういったものが不利に働くということは、どうしても政策的には非常に厳しいだろうと。いいことでもあります。

まず1番に考えているのが、北部振興については、おもてなしの地域づくりと観光面での歩みながらの観光と、そしてまた、農業というものが環境に結びつけられないか。そして、病人が出たときの医療の面の充実をどうやって図るかということなんですけども、そこは少し、どうなるかわかりませんが、私に少し考えがありまして、今後は医療面についてもしっかりと力を入

れていきたいというふうに考えております。

そして、住む場所の提供、住宅であるとか、空き家対策であるとか。その空き家対策については、補助事業等の関係上、なかなか進まない場合もありますので、若い人たちの意見をしっかりと取り入れていこうかなど。その一環として、花徳の住宅が要望に、4年前ですかね、3年前かな、に上がってきたところで、今取り組もうとしているところであります。

○11番（保岡盛寿君）

それで、今町長がおっしゃったことですのでけれども、この花徳地区に30年度、31年度に建設予定の町営住宅がございます。このことについてお伺いいたしますが、これまでの経緯についてと今後のタイムスケジュールについてお伺いをいたしたいと思います。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

花徳住宅建設についての計画について御報告いたします。

ことし、建設課において、徳之島町公営住宅等長寿命化見直し業務委託を実施しており、長寿命化計画に花徳住宅建設を位置づける作業を行っております。

また、それに伴い、現在、花徳住宅地建設候補地3カ所の不動産鑑定評価業務委託を総務課のほうで行っており、9月中旬に結果が出る予定で、鑑定結果に基づき協議を行い、最終候補地を決定する予定です。その後、平成30年度に用地取得、実施設計を行い、現在のところ、先ほど保岡議員がおっしゃったように、30年度、31年度の2年間で8世帯分の建設を予定しております。

○11番（保岡盛寿君）

花徳地区における町営住宅については、若者を中心に期待をしているところであります。ぜひとも早急な対応をお願いいたしたいと思います。

3月議会の中で、徳田議員の質問に対しまして、岡元総務課長が、町営住宅については、亀徳、亀津にはもう建設をしない方針でいきたい。これは、町長、副町長もいらっしゃることなので、岡元総務課長の考え方ですよ。北部地区の各集落に点在をしたほうがいいんだと。それが地方創生だということで、人口流出が軽減できるということを答えておられました。

それに先駆けて、この花徳地区にぜひ住宅を建設していただいて、ほかの地区にもこういう御要望の声がありますので、ほかの地区にも建設ができるように、これからまた努力をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月6日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 3時50分

平成29年第3回徳之島町議会定例会

第2日

平成29年9月6日

平成29年第3回徳之島町議会定例会会議録

平成29年9月6日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

幸 千恵子 議員

木原 良治 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（13名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|-------|
| 1番 | 松田太志君 | 3番 | 富田良一君 |
| 4番 | 宮之原順子君 | 5番 | 勇元勝雄君 |
| 6番 | 徳田進君 | 7番 | 行沢弘栄君 |
| 8番 | 幸千恵子君 | 9番 | 池山富良君 |
| 10番 | 是枝孝太郎君 | 11番 | 保岡盛寿君 |
| 12番 | 木原良治君 | 14番 | 大沢章宏君 |
| 16番 | 福岡兵八郎君 | | |

1. 欠席議員（1名）

15番 住田克幸君

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|--------|------------|-------|
| 町長 | 高岡秀規君 | 副町長 | 幸野善治君 |
| 教育長 | 秋武喜一郎君 | 総務課長 | 岡元秀希君 |
| 企画課長 | 住田和也君 | 建設課長 | 亀澤貢君 |
| 花徳支所長 | 瀬川均君 | 農林水産課長 | 東弘明君 |
| 耕地課長 | 福旭君 | 地域営業課長 | 幸田智博君 |
| 農委事務局長 | 元山吉二君 | 学校教育課長 | 向井久貴君 |
| 社会教育課長 | 深川千歳君 | 介護福祉課長 | 豊島英司君 |
| 健康増進課長 | 芝幸喜君 | 収納対策課長 | 秋丸典之君 |
| 税務課長 | 安田敦君 | 住民生活課長 | 政田正武君 |
| 選管事務局長 | 川野加州年君 | 会計管理者兼会計課長 | 福永善治君 |
| 水道課長 | 琉好実君 | | |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、一般質問を行います。

幸千恵子議員の一般質問を許します。

○8番（幸 千恵子君）

おはようございます。

2017年、平成29年も3分の2が過ぎました。そして今年度は半分過ぎました。ことし還暦になったからなのか、歳月の速さが加速して感じられます。これまでは時の速さを暦の上で感じていましたけれども、このごろは一人、また一人と旅立ってしまう人がいる、そんなことで、突然のお別れが来るということで感じる事が多くなりました。

鶴野議員、43歳という若さ、どんなにか無念だったことでしょうか。やろうと思っていたことがたくさんあったはずです。彼に期待していた仲間や町民もたくさんいたはずです。この1年間、鶴野議員がどんな思いで過ごしてこられたのか私も少し考えをめぐらしてみました。6月議会前の5月27日、彼から電話がありました。子供の医療費について知りたいので教えてほしいという電話でしたけれども、残念ながら私はちょうど還暦同窓会の真っ最中で、バスの中でしたので話ができなかったことを思い出し、とても悔やんでいるところです。

6月議会での彼の最後の一般質問を改めて読み直してみました。自分のダイエットの話から財布の中身の話に続き、「行政における財布は、住民の皆様からお預かりした税金、血税であります。そのツケは住民の皆様、次世代を担う子供たちに回してしまうこととなりますので、後悔先に立たずという状況は決してあってはならないということでもあります。この徳之島町議会において、皆様行政当局と我々議員が、議論、検証しながら、ともにこの徳之島町の発展に努めていかなければならないとの一念を述べさせていただき、私の一般質問を締めくくらせていただきます」、これが彼の最後の言葉でした。私たちに彼が残してくれた心からの言葉だったと、彼がいなくなった今わかります。

彼は町民の代表として、議会に送り出してもらっている野党議員として、志を曲げずに頑張り抜きました。きのうの是枝議員の発言からは、是枝議員は勘違いをしているようだと私は思いました。昨日、御両親とお話をしましたが、彼は確固たる信念と目標を持って過ごしていたそうです。

行政当局と議員が議論、検証しながら、ともに徳之島町の発展に努めなければならないとの一念、その思い、志を引き継いで、この町の将来を、この議会で真剣に議論できる若者が、この場に参加してくれることを心から期待をして待つことにいたします。

しかし、残念ながら鶴野さんの思いとは沿わないことが、きのうありました。本会議後の議員だけの全員協議会の中で、議員の一般質問時間を見直そうという提案がありました。きっかけが議員の質問に対する町当局の答弁内容が長いことがあるので、そこを改善させる必要があるということの切り出しでした。議員1人の質問時間60分を議員の質問時間と町当局の答弁時間を合わせて60分、または90分にしようという提案でした。

改善だと言いましたけれども、これは改善などではありません。明らかに後退です。持ち時間60分を十分使っているのは、日本共産党の私と野党の勇元議員だけです。その時間を短くしようというのは、町民の声をしっかりと議会に届けている野党議員の声を、口を塞ぐことで、町民の声を塞ぐことです。議会の改善というなら、本会議でもっと活発に議論を行う、全議員が質問をする、そんな機会をふやすべきではないでしょうか。

この提案は議長の判断で決定されませんでしたでしたが、議会人として大変情けない思いをいたしました。私はきょうも一野党議員として、真剣に町のことを思うがゆえの議論をさせていただきますので、真剣に受けとめていただき、真面目に簡潔にわかりやすい答弁をいただきますよう求めたいと思います。

では、8番、日本共産党の幸千恵子が、通告の5項目について質問をいたします。

まず1番目、景観行政団体の取り組みについて。

徳之島3町は平成27年6月から景観行政団体になっています。世界自然遺産登録を見据え、多くの魅力的な景観資源、伝統的景観、都市景観の保全と活用、これらと調和した良好な景観を守り育てていくことが必要とされていますが、今後の計画等についてお伺いをいたします。

景観法には、良好な景観の形成に関する計画を定めることができますとありますが、景観計画作成の予定があるでしょうか。ありましたら、その内容までお尋ねしたいと思います。

○企画課長（住田和也君）

おはようございます。

お答えいたします。

徳之島3町では、平成31年度での景観計画の策定を目指しているところでございます。徳之島は日本を代表する風景地として自然公園法により国立公園地域が設定されており、景観計画策定に当たっては、これらの区域に加えて地域住民が未来に残したい場所、また守りたい場所等を検討し、景観形成地区の検討や、また行為の制限に関する事項等の検討を行い、景観計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。

また、地域の選定等に当たっては、ワークショップなどを開催し、意見を集約した上で景観

形成地区等の検討を行いたいと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

31年をめどに計画をつくるということではありますが、来年、再来年ですね。ということは、来年あたりに今の住民が残してほしいと思われるような場所であるとか、そういうものを選定したり、いろんな中身を決めていかなければならないと思いますが、その委員会といいますか、そういうものはいつごろから立ち上がる予定でしょうか。

○企画課長（住田和也君）

まだはっきりとは決まっておりませんが、一応地域の住民の意見等も聞く必要がありますし、また形成に当たっては景観アドバイザー等からの策定の方法とか、いろんなことも学んでいかなければなりません。ですので、来年度30年度からは、それに向けて動き出さなければいけないと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

ということは、もう来年度の当初予算あたりには計画が、体制の計画というのも出てくるのかなというふうに思って、自然遺産登録と重なりますので、期待して私も見守っていきたいと思います。

次の自然遺産に登録されれば、後の管理、維持は大変なんだよという話をよく聞きます。登録後に何か町として、徳之島として義務づけられるような内容があるのでしょうか。おわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

○企画課長（住田和也君）

自然遺産登録によって生じる自然環境に対する行為制限や義務などはないと思います。しかしながら、本年3月7日の奄美群島国立公園の指定を受けたことによる開発行為の規制、また自然遺産推薦地としての環境に配慮した公共事業の段階的实施等、後世にすぐれた自然環境を残すための取り組みをしていかなければいけないと思っております。

また、町独自の取り組みにつきまして、遺産登録後にはこれまで以上に観光客の入り込みが予想され、アマミノクロウサギを初めとする稀少動物を見るナイトツアー等が体験観光として注目されると考えられます。それにより動物への影響や車両同士の事故などが懸念されることから、核心地域での林道の車両の利用調整等が必要だと考えておりまして、関係行政機関や、また地権者との協議を重ねていく必要があると思っております。

○8番（幸 千恵子君）

今の内容からすると、特に自然遺産登録によって義務づけはないと、ですが国立公園の課の中でやらなきゃいけないこともあるということで、次の3番目にも係る内容だったと思いますので、これに3番目の登録前に改善が必要だと考えているようなこと、内容等今のに追加してあるようでしたら、お尋ねしたいんですが。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

今後、国立公園内に観光景観が入ると思いますが、世界遺産登録を見据えた観光地にふさわしい観光景観づくり等保全に努めていきたいと思っています。

○8番（幸 千恵子君）

企画課と地域営業課と両方答弁していただきましたけれども、今後の景観法、この計画をつくるに当たっても双方だけでなく、地域住民と協力してつくっていくということで理解したいと思っています。

次に、4番目ですね。島の環境に影響を及ぼす外来植物は何があるのかを、まずお尋ねしたいと思っています。先日アメリカハマグルマの駆除作業がありましたけれども、それとあわせてほかにも何があるのかお尋ねしたいと思っています。

○企画課長（住田和也君）

島の環境に影響を及ぼす外来種につきましては、徳之島では特定外来生物のオオキンケイギク、特定外来生物ボタンウキクサ、緊急対策外来種のアメリハマグルマ、また重点対策外来種のホテイアオイ、要注意外来生物でありますギンネムなどが考えられます。

○8番（幸 千恵子君）

今、上げていただいた5種類ぐらいの中で、私は今回上げているのはギンネムのことなんですけど、特にこのギンネムは繁殖力が強く、島内、皆さんもかなりお気づきだと思いますけれども、特に県道沿いにはギンネムがないところがないと言えるぐらいの量で広がっています。このギンネムについては沖縄あたりが一番多かったようで、向こうのほうではこれを駆除するためには、どういうことが有効かということの研究等もされているようですけれども、このギンネムについて強力な対策が必要ではないかと私は考えておりますが。

ちょっと見ていただきたいんですけど、これは、ここのり面で、後ろがキビ畑で、ギンネムがもう林立してて林のようになってますけれども、ここにまた小さいのがどんどん出てきている状況です。

そして、これは井之川の県道で、こっちのほうは海岸なんですけど、ものすごいことになっています。こっち側も山側のほうも同じです。これは南原の県道沿いですね。もう車走りながら海のほうに向かうとギンネムしか見えません。本当だったら、このギンネムがなくて、この柵の向こうに青いきれいな海が見えたら、また気分は違うと思うんですけども、こういう感じ。

あとこれも、さっきの井之川と同じだと思うんですけど、ものすごい大木になって実がいっぱいついています。これがいずれ青くなって黒くなって、落ちて、また新しいのが出てくるといいうことを繰り返して、ものすごい勢いの茂っていく、在来種を全部食い潰して、これが茂っていくという状況がいろんなところであらわれています。

これは手々の、金見から手々に向かう海岸ですけれども、この間議員の3町で清掃もしたとこなんです、ここに小さく入っているのが全部ギンネムで、これが大きくなれば全部林になります。これが金見から手々までにかけて、ほぼ全体的に生えています。

これは向こうに見えると思いますが、山くびり線の入り口、山のほうの山のほうからの入り口なんです、ここに私車とめています、ここ入り口ですね。その手前、ここにもうギンネムが大きな木があるんですね。私、ここの中をあけて中まで、ちょっと坂を上ってみましたけど、そこにはよかったですが生えてなかったです、生えていませんでした。ちょっとほっとしたんですけれども、もうここまで来ていまして、この向こう側の山にはかなりたくさん生えています。集団で生えています。これがもう本当に生えてしまえば、自然遺産登録の場所が、これに占められてしまうことになりますので。

それで最後に、これ私の家の近所なんですけど、もう隣が見えないぐらい、隣、これ2階建てなんですけど、もうものすごい勢いでふえていまして、今白い花が咲いています。次、次、これがもう空き地なんです、家が建つ土地なんですけど、もうこれがもうちょっとすればギンネムだらけになると、ちょっと怖がって今見ているんですけども、こういう状況でギンネムはどんどん繁殖します。

先ほど言われた外来種の駆除もかなり大切ではありますが、その比ではないと思うんですが、これについてどういうふうにお考えなのか、まずお尋ねしたいと思います。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

現在、県道、町道、観光地、伐採は行っているところがございますが、この間県とも協議しました。ギンネムに関しては伐採してもなかなか解決に至らないというところがございます。どこにでも、議員がおっしゃられるように新芽が出てきて、非常に強い生命力の植物であります。

これは本町だけの問題ではなく、奄美群島、南列島の課題として考えられます。今後、また県、国を交えて解決方法を知恵を出しながら考えていきたいと思っています。今後、島民の理解のもと、撲滅作戦等、また国、県の事業を用いてやっていかなければならないとは考えております。

○8番（幸 千恵子君）

生物対応性に深く、深刻な影響を与える種として、世界の侵略的外来種ワースト100にも登録されているということです、このギンネムは。そして外来生物法によっては、要注意外来生物に指定されています。

伐採した程度は全然効果がなくて、かなり時間もかかりますし、お金もかかります。継続性がなければ絶対これに負けてしまいます。そうですので、諦めてもギンネムだらけの山になっ

てしまうのを見ているのか、それともそれなりのお金をかけて、継続的にこれと戦うような体制を考えられるかということで、このギンネムを抑えることができるかということにつながってくると思いますので、これに対する対策をやっていたのが沖縄県の県道のことについて、かなり大学の学者の人たちですかね、研究をして実験もしておりますので、有効な手段も見つかったりしているようですので、ぜひ今後調べていただいて対策をしていただきたいと思います。

そして、この間、徳之島景観フォトコンテストというのを見つけまして、これこそこの景観法にマッチすることだなと私は思って、興味を持っておりまして、見ておりましたが、もし、通告しておりませんが、このフォトコンテストの応募締め切りが8月末だったと思いますが、どれぐらいの応募があったのかというのを少し参考にしたいので教えていただければと思いますが、どうでしょう。

○企画課長（住田和也君）

応募は8月31日までですけれども、まだそれ担当から確認していませんので、また改めて報告いたしたいと思います。

○8番（幸 千恵子君）

それでは、後でお願いいたします。

この景観については、住民の中でも自主的にもう既に何年も前から美化作業を実施している人もいらっしゃいます。皆さんも御存じだと思いますけれども、それも週1とかではなくて、毎日頑張っているという人がおまして、その人がおっしゃるには、自分たちでできることは自分たちで、行政でできることは行政でやっぱり進めていく必要があるんじゃないかと、自然遺産の島に見合った町並みにする必要があるんじゃないかというような御提案もいただきました。

地域の区長さん方が中心になって、これを進めていく必要があるんじゃないかとおっしゃっていましたが、私も環境行政団体として、また自然遺産登録の島として、住んでいる人も観光客からも求められる景観、環境をつくり、維持することが大変重要です。そこで景観自然環境に関して、住民が常に意識を高く持てるような施策があればと考えます。

そこで先ほどの景観フォトコンテストのように、集落や花壇、海岸線など対象にして、町全体で美化活動を進めるコンクールなどの実施が検討できないかなと思って御提案させていただきますが、いかがでしょうか。

○企画課長（住田和也君）

企画課のほうで、先ほど幸議員がおっしゃったようなことで、景観フォトコンテストなどを今年度実施しているところでございます。

また、美化活動とか花壇の植栽活動を行っている集落団体に対して、その道具とかを買うための補助金とかも補助しております。

また、後、おっしゃられたコンテストについて、それぞれの担当する課でいろんな方策もあると思いますので、お答えしていただければ大変ありがたいと思いますけども。

○社会教育課長（深川千歳君）

社会教育課のほうでは、平成22年度に子ども会を対象に花壇コンクールをしています。今のところもうしていないんですけど、11月に自治公民館協議会がありますので、その中でまた話し合っていきたいと思っております。

○住民生活課長（政田正武君）

住民生活課では、コンクールではありませんが、全集落を対象に集落単位で集落民一体となって清掃活動を行っていただける地区を募集する準備を今行っております。現在も多くの町民の皆さんがボランティア清掃に参加いただいておりますが、この活動を通じて景観の保護や自然遺産登録に向けて啓発、また意識の向上等につながればと考えております。

○8番（幸 千恵子君）

今の全町民対象にというような取り組みがぜひ必要かと思っておりますけれども、ごみのポイ捨ての問題であるとかマナー、モラルの問題は大変大きいです。町が全体的に町民全体で意識して、各課でやるのではなくて、みんなでこの美化活動、景観維持活動、景観行政団体としての取り組みをしようということを号令かけていただければ、そこにまた区長さんを中心にして、全体的に自然遺産登録と、この景観行政団体というのを兼ねて、町を挙げてきれいな町にしていく、そういうことがやっぱり自然遺産登録になったときには大きな効果を発揮すると思っております。

今から始めてもおそいのかもしれませんが、おそくはないと思っておりますので、今後そういうことを積極的に取り組んでみたらどうかと思っておりますが、町長、どう思われます。

○総務課長（岡元秀希君）

今、政田課長の補足ですけども、3月に町長から一つの提案がありました。政田課長言ったとおりに住民全部でクリーン作戦できないかということで、政田課長と話しまして、1集落、海岸のないところもございまして、ほかの集落と一体になってしていただければどうかということで、今シルバーセンターもやっていますけども、その補助金を使ってお茶代等にしかなりませんけども、一律3万円集落に支給して、クリーン作戦を展開するというので、今月の19日に急遽、駐在員会を開いて、そこで住民生活課に説明してもらって、今年度中に各集落に海岸のクリーン作戦を実施していただくということを、町長の強い要望がありましたので、今回計画しているところでございます。

○8番（幸 千恵子君）

大変いい提案だと思っておりますけれども、単発では効果がないわけではないですけども、薄いんですよね。ですから、継続的に常時そのことが意識していける町民の意識をつくっていく、そのためにはコンクール等もありますけれども、そういう景観の維持できた状況は、その基準が

必要ですけれども、例えばこういうことが実施できれば税金が少し安くなりますよみたいな、町民が「えっ」と喜んで飛びつきたくなるような少し何かがあって、すれば、意識も随分変わってきますし、参加率も変わってきますので、ボランティアでやれというのも限界があると思います。そういう意味で少し今後は、19日ですか、ある会議の中等でも検討の中に加えていただけたら私はいいかなと思ひまして、次に移らせていただきます。

2番目、関連しますけれども、世界自然遺産登録実現に向けた取り組みについてということ、世界自然遺産登録を目指すためのさまざまな施策が取り組まれています。自然遺産になることで観光客が増加し、島の経済活性化が期待されますが、一方で、犠牲になるものがあるのではと懸念する面もあります。希少種が貴重であり守る取り組みが必要であることはわかりませんが、それと引きかえにしてい命などはないということも認識すべきだと思います。

その両面から議論をすべきだと思いますのでお尋ねしますが、自然遺産登録対象地域内外に生息しているアマミノクロウサギの数は、どのように把握しているでしょうかお尋ねします。

○議長（福岡兵八郎君）

アマミノクロウサギを把握している課はありませんか。

○企画課長（住田和也君）

アマミノクロウサギの個体推定数調査につきましては、環境省によって実施されているところであります。平成15年時において、徳之島町の生息数は100～200と公表されております。

○8番（幸 千恵子君）

それは自然遺産登録対象地域内外を含めてということですか。内にはどれぐらい、外にはどれぐらいというのはわからないんですか。

○企画課長（住田和也君）

その区別はわかりません。徳之島にいる個体の推定調査ということでございます。

○8番（幸 千恵子君）

新聞等、テレビ等でもよく取り上げられますが、猫や車による被害で死んでしまったクロウサギの数というのはどういう数でしょうか、お尋ねします。

○企画課長（住田和也君）

直近5年の被害状況についてお答えいたします。猫や犬などの哺乳類による捕食が11頭、車両19頭、原因不明が32頭となっております。

○8番（幸 千恵子君）

原因不明がこんなにあるとは初めて知りましたので驚きますが、このアマミノクロウサギを守るということがとても重要だと言われますけれども、その保護する施策としてどういうものがあるか今どういう状況なのかをお伺いします。

○企画課長（住田和也君）

対策としては、野猫、野良猫対策をしているところをごさいますて、また目撃率の高い核心地域での車両減速帯の設置、また環境省との共同でアマミノクロウサギの輪禍対策のキャンペーンの実施、また広報紙等での輪禍情報の呼びかけなどを実施しております。

○8番（幸 千恵子君）

次、自然遺産登録対象地域にいる野猫、野良猫、野犬、野良犬の数はどのように把握していますか。

○住民生活課長（政田正武君）

お答えいたします。

野猫については平成26年の環境省の調査で頭数は約150～200頭、捕獲された野猫はこれまで150頭でございます。

○8番（幸 千恵子君）

犬は。

○住民生活課長（政田正武君）

野犬、野良犬の頭数については、環境省、保健所に問い合わせましたが、把握できていないということでございます。

以上であります。

○8番（幸 千恵子君）

自然遺産登録対象地域内から捕獲した数が、それぞれ何頭なのかわかりますか。先ほど150頭捕獲したというのがありましたけれども、地域内からはどれぐらいでしょうか。

○住民生活課長（政田正武君）

自然遺産登録地域内にいる猫は基本的に野猫になりますので、150頭が対象内から捕獲された数でございます。

○8番（幸 千恵子君）

そしたら、先ほどの150頭の中には、野猫と野良猫が入っているんじゃないかと野猫だけなんです。（「そうです」と呼ぶ者あり）

そして一番問題なのは、学習会等ありまして、私も2回ほどは参加したんですけども、ちょっとテンションが上がってきている状況で、先日の諸坂先生のお話を聞いてちょっとショックを受けた方も結構いらっしゃいます。そういうことについて、また後で確認をしたいんですけども。

ニャンダーランドの運営状況についてお伺いいたします。保護の状況、収容数、引き取られた数、運営費、人員体制など管理状況についてお尋ねします。

○住民生活課長（政田正武君）

施設の収容数は最大約50頭、これまでの譲渡数は54頭でございます。運営費用は主に1名の

人件費、光熱費、餌代等で、各町の100万の負担で計300万で運営しております。人員の配置は飼育員1名と各町の担当職員で行っております。

○8番（幸 千恵子君）

ニャンだーランドに、猫を引き取りたいだけではなくて、猫が見たいというような見学の方もいらっしゃいますか。

○住民生活課長（政田正武君）

何名かおられると聞いております。

○8番（幸 千恵子君）

飼い猫の登録状況についてお伺いいたします。

○住民生活課長（政田正武君）

登録されている猫は180頭でございますが、無登録猫もいますので実際の数はもう少しふえるかと思えます。

○8番（幸 千恵子君）

180は少ないですよ。猫を飼っている人で、登録をしていない人が多いということになります。思いますけれども、これはインターネットから見た分ですが、鹿児島市の猫の適正飼養及び管理ガイドラインというものがあまして、わかりやすい大きさの字を入れカラーで、そんなに多くなく読みやすい形で作られています。

こういうものがあって、それこそ登録をしていない人を含めて、登録していない人が重点的になるかと思えますけれども、丁寧な説明をしていかなければ、この登録数もふえていきませんし、飼育方法についても問題の飼育方法も改善されていかないとと思いますが、こういうものを作成する必要があるんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○住民生活課長（政田正武君）

今、議員がおっしゃられたように、もうちょっと周知の仕方を変えていく必要はあると思います。もう少しわかりやすく、まだまだ周知が徹底されていない状況ですので、今後はそういうパンフレット等も考えていきたいと思えます。

○8番（幸 千恵子君）

先ほど少し話しましたが、諸坂先生の8月1日の役場であった勉強会に参加させていただきました。猫対策と言われるものは、人間の命に対する考え方、モラル向上の対策も同時並行で行う必要があります。猫も犬も家族同様に愛情を注いでいる人のほうが多いのが大半だと私は思っています。

しかし、餌をあげるが外で放し飼いで、無登録という無責任な飼い方と言われる飼い方をしている人も多いのも事実です。無責任であり、身勝手な飼い方だとか言われますが、かわいいとかかわいそうとかいう愛情があるのは当然なんですね。それでは命が守れないという状況が

あるので、そこを何とかしたいということで今取り組んでいると思いますけれども。

先日の諸坂先生の話でやっぱり心に残ったのは、目的はクロウサギを守ることだと、そのためにはスピーディーに山に入る猫を捕獲して、スピーディーに処分をすると、処分の中には殺処分もあると。保護する期間は永遠ではなくて、例えば1週間だとかというふうなことを言われました。そのことを聞いてかなり私はショックを受けましたし、ほかの愛猫家の人たちもそういう話を口々にしております。そうですので、だけでもこの中で一番悪いのは、問題なのは、飼っている人間のほうなんですね。猫としては被害を受けているほうだと思います。ですので、クロウサギを守るためと言って猫は、ちゃんと飼われていない野猫は殺処分して構わないというような風潮が広がることは、私はよくないと思っております。

ここでいろいろ私も調べました。猫を観光として、観光で集客に猫が活躍しているという話を皆さんも聞いたことあると思いますが、それで調べてみました。日本の猫の島というのが、ネット上にあったのが15の地域ありました。それ全国各地にあります、それは見ていただければいいと思いますが。

例えば宮城県の田代島というところでは、人口は82名ですが猫が200匹ほどおり、漁業の町ですが漁師から魚もらって、その辺の町なかに住んでいます。漁師さんが言うには、猫は大漁を招いてくれる、猫は神様だと。そして、そうこうしているうちに、2011年の東日本大震災が起きました。

この田代島は観光客もいっぱいいたんですけれども、この震災によって観光客もとられてしまい、全国の猫ファンからは、このことを知った猫ファンから寄附金が集まり、猫はどうしていますかということで、寄附金が寄せられて、3カ月間で1億5,000万円が集まったそうです。これも島の人猫の力だと思ったと。そして復興が進み、今度は寄附をくださった方にお礼として、その名産であるカキと猫グッズを送って大変喜ばれていると。

猫が元気であるということは、その猫を世話している人が元気だということ。猫が幸せそうでのんびりできれば、そういう状況なんだなというのがよくわかるというふうに言われていました。

そして、福島県の越前市、御誕生寺という寺がありまして、ここは猫寺として全国の猫好きから注目されているところです。住職がネズミ対策として1匹の猫をお世話していたところ、ネズミ算方式にどんどんふえまして、境内には今50匹ぐらいいるそうですが、そのうわさを聞きつけて参拝者がふえて、境内は常ににぎやかな状況です。その中では猫の譲渡会が行われ、猫の縁結びの寺だということで有名になっています。

そして、海外にもほとんど同じことなんですが、これはロシアのサンクトペテルブルクというところのエルミタージュ美術館のことが、「世界ふしぎ発見」のテレビで放映されていましたが、豪華絢爛な美術品が300万点保管されている美術館で、もともとは宮殿だったと

ころが美術館になっていますが、その美術館の地下には猫が50匹ほど暮らしています。そして猫は自由に美術館と外を出入りしています。もちろんその地下には暖かい部屋とベッドがあり、猫の家として人間が管理しています。もちろん餌もちょうと管理して、掃除も管理してあげている状況です。

これはなぜかと言いますと、ネズミ対策のために、この宮殿であったころ絵画をネズミから守るために猫を絵画防疫官として任務をつけたということで、もともと王様が暮らしていた宮殿だったので、ネズミに頭を悩ませていたエカテリーナ2世が猫を飼ったのをきっかけに、250年以上も前から猫を飼っていたんだけれども、その間20年間だけ猫がいなくなったことがあったそうです。

それは第二次大戦があったという歴史的な凄惨な時期で、ナチスドイツに包囲され、食料を断たれた人々は飢餓によって100万人以上が亡くなったそうです。そして人々は生き延びるために食べられるものは何でも食べ、その中に猫も対象であり、戦争が終わったときには猫が全くいなくなったという状況で、そして、そこにはネズミがあふれました。ネズミはわずかしかな食料を食いあさり伝染病も蔓延させましたので、町は壊滅状態にまた陥ったそうです。

このナチスドイツによる封鎖が終わると同時に、人々は海外、外国から食料とともに猫を5,000匹町に運び込んだそうです。猫たちはたちまちネズミを一網打尽にしましたので町に平和が戻ったと。猫が人々に希望を与えた、人々を救った、今もエルミタージュ美術館を守っているとして、猫は町のヒーローになっていて、町の至るところで野猫という言葉ではなく猫ですね、町の人たちがそれぞれ餌をあげ、世話をしているという状況があります。

それから、もう一つだけ言いますと、地中海のマルタ島、御存じだと思いますが、世界遺産の島で年間180万人の観光客が訪れるそうです。ここは至るところに猫、飼い猫でもない猫を人々が世話をし、猫は子供と同じだとして仲よく暮らしています。猫はネズミから穀物を守る動物として大切にされてきました。国外に持ち出し禁止だった商人がこっそり持ち出し、3000年近い歴史を持つというマルタの猫、ここにはマルタ猫協会というのがあり、保護されています。10年ほど前に交通事故や病気で死ぬ猫がふえたので、国のほうで慌てて100万匹以上いた猫を殺処分はしたくないということで人々が立ち上がり、島外、海外からも無償で手を貸してくれる獣医師があらわれ、一日に200~300匹を手術し、適正な数にすることで猫が自由に島を歩き回れる本来の猫の姿を取り戻したという国です。

ここには日本でもツアーが組まれていまして、マルタ島が猫の島と呼ばれるほど猫が多く、人口は42万弱ですが、猫の数は70~80万匹と言われています。「850以上の野良猫ちゃんがいる施設で、病気の子やけがをしている猫ちゃんたちのお世話をしてみませんか」というキャッチフレーズで、ツアーを呼びかけています。ここに参加してきた人の意見がいろいろ載っていましたけれども。

こういうふうに猫を、犬も同じですけれども、猫と人が一緒に暮らしていける、一緒に暮らしていきたい、そんな思いの人が全国におります。殺処分ゼロを目指して活動している人たちも全国にいっぱいおまして、著名人を初め、湯川れい子さんとかいろんな方々がインターネットに載っておりますが、殺処分ゼロを実現することは可能であると私は思っております。ドイツではもう既に殺処分ゼロが実現しています。そういう意味で猫と人間が一緒に暮らしていける、そういう町にすべきではないかと私は考えております。

6番目になりますが、私は今の天城町にあるニャンだーランド1つでは間に合わないと思います。そして、そこからあふれたものは殺処分してしまえというような政策ではなくて、先ほどから言っていますように、人間が安心して猫と暮らせるような環境をつくる必要が私はあると思いますので、完備した猫収容施設を設置するのか、そういうことがなくても一緒に暮らせるのが一番いいんですけれども、殺処分ゼロの島を実現することによって、観光客に人と動物が共生できる島をアピールすることのほうを私は提案したいと思っております。

長々話しましたけれども、こういうことを知ってかかわることと、知らないでかかわることと大違いだと思いますので、こういうことについてどう思われますか、担当課としては。

○住民生活課長（政田正武君）

今、議員がお話したことについては、大変すばらしいお話でもありますが、実際にはそういう話ばかりでなくて、漁師さんも困っている地方もたくさんあるわけです。条例等にもうたわれてますように、室内で飼養してくださいとお願いをしているところでございます。そして、その条例と法をちゃんと守っていただいて、適正に飼っている方が飼養していただければ野良猫も減っていくことだと思いますし、これ以上ふえることもないと思います。

そういうことを考えますと、新たに施設をつくって収容して、観光用にといいところは今のところでは考えてはいませんが、今後高齢者の方たちが猫は飼えないとかいう場合が、そういう話が出てくるときには、もう一度検討していかないといけないかなとは考えております。

○町長（高岡秀規君）

少し、人としての世界自然遺産というのは、あくまでも固有種の保護にあるわけですね。今、猫の立場だけでもの言っているわけですよ。結果的にクロウサギを猫が殺してしまう、そこには刑罰がないわけ。人間には刑罰があります、罰が。だからネズミだって命なんですよ。我々は子供たちに何を教えるかと言うと、命の大切さを教えなければいけない。じゃ、ネズミがあらゆるものを食い散らかすから、じゃ殺していいのか、自分に害を与えるものは全て敵なのか、そういう教育は僕はあってはならないと私は思っています。

だからこそ、世界自然遺産登録に向けて、猫の命も大事ですし、ネズミも大事なんですよ。トクノシマネズミが一番クロウサギよりも守らなければいけないものなんですよ。余りにもネズミだけに特化してしまうと、ほかの命をないがしろにするという教育につながってはいけな

いというふうに思いますから、今回の自然遺産登録については、動植物の命というものをしっかりと捉えられる、冷静に見れる子供の教育が私は必要であろうというふうに思います。

○8番（幸 千恵子君）

今、町長、ネズミの気持ちになって言ってくださったのかなと思いますけれども、私も命がそれぞれ本当に大切だと思っております。ですので、いろんな意見がたくさんあります。近く、猫好きのグループが発足する予定がありますので、私は不適正な猫の飼い方を、こちらから言わせれば不適正だと思えるような飼い方をしている人たちに対して、根気強く継続的に粘り強く、こうすることが必要なんだと、猫の幸せのためのこのほうが必要なんだということを教えていく必要があると思うんです。

私はこのことに大きく協力したいと思っておりますので、こういうわかりやすいガイドライン等をもって、ぜひ1件、1件、訪問しながら、協力してやって、そういうことをコツコツやっていくことで、ほかの命の大切さについても考えることになると思いますので、そのことについての協力をしていきたいと思いますということを私は訴えたいと、きょう思っておりますので、できれば命がなくならないように。

先日議長がおっしゃっていましたがネズミがいるとハブの関係ですね、ネズミを求めてハブが来ると、危ないのでハブの捕獲手数料をふやしてほしいという話がありましたけれども。猫もそこにかかると、また違うことができるかなと思ったりしますので、みんな命を守り大切にしたいという思いから、このことを議論していったらいいのかなと私は思います。

それで、次に移らせていただきます。

国保の広域化、県単位化とも言われますけれども、国保の広域化が7カ月後に迫っております。担当課では準備に追われ大変な日々だと思いますが、住民のほとんどは制度が変わることも知りません。中身も当然知りません。担当課も、本当に町民が払える保険税にできるかどうかと不安を感じているだろうと私は推察します。

国保税がふえるのか、制度がどう変わるのかを町民に知らせる責任が町にはあります。来年以降の国保制度についてお伺いをしたいと思います。多くの情報を町民にわかりやすい形で知らせたいと思いますので、わかりやすい答弁を期待します。

鹿児島スケジュールでは、県と市町村の連絡会議は8月までに第5回が行われる予定になっているようですが、来年に向けた準備の進捗状況がどうなっているのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

まず、1番の質問に答える前に、この国民健康保険法は、昭和33年に制定され、今まで約60年経過して、来年度の大改革になるわけです。それまでに各市町村単位で、それぞれの医療費に応じてやってきた歴史があり、それに伴い多岐にわたる個々のルールがあり、それを県単位

で統一化するというところで、さまざまな問題点が発生しております。それについて検討会議で議論をしております。

それでは、1番の県と市町村の連絡会議の内容と準備状況を伺う、お答えいたします。この準備状況というのは、多分協議内容だと私は解釈しております、その協議内容についてお答えいたします。

県は安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。そのために国から随時出される法律、策定要領をその都度、鹿児島県に見合った運営方針に定めるため、新制度準備連絡会議及び検討会議で、さまざまな協議を重ねてまいりました。

検討部会では、県下43市町村のそれぞれの部会、県下43市町村ありますが、それをそれぞれの部会に割り振って協議を行われております。検討部会には財政部会、事務効率化部会、医療費部会があります。

その協議内容ですけど、少し長くなりますが、1、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し。2、市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項。3、市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項。4、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項。5、医療費に要する費用の適正化の取り組みに関する事項。6、市町村が担う国民健康保険の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項。7、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、その他関係施策との連携に関する事項。8、施策実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項。

と、このようなさまざまな案件を28年度から随時やって、現在も進行中であります。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

本当に大変だと思いますが、今のようないろんな部会があるようで、多岐にわたって議論されているようですが、徳之島町としてはどの分野に入って議論されているんですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

徳之島町は、事務効率化部会です。

○8番（幸 千恵子君）

それでは、財政であるとか医療費等に対する情報ももちろん入ってくるわけでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

はい、入ってきます。それは新制度以降、連絡会とって課長が出席する会議等で、その部会それぞれの準備状況をお示しされております。

○8番（幸 千恵子君）

では、これまでの中で、特に今この議会の場で教えていただけるような、報告できるような

ことはないでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

先ほどのはちょっと難しかったと思います。ちょっと簡単に言いますと、賦課方式を4方式があつたり3方式があつたりするわけですが、これを3方式に統一すると。もう一つは、災害等の場合の市町村間の支え合いの仕組みを導入する、赤字の段階的解消、削減に努めると。これは各市町村、赤字持っている市町村のことです。それが市町村の健全化につながるということ。

制度移行に伴う激変緩和措置に関する事、保険事業、医療費適正化の取り組みの推進、事務の効率化、標準化の推進、収納率目標の達成に向けて取り組み強化、これが今の環境整備というか、今大体その話を中心にやっているということです。

○8番（幸 千恵子君）

3方式に統一ということですね。

次の3番目ですが、この7月10日に厚労省から第3回試算方針が通知されて、8月31日までに国に結果報告がされたと思います。その第3回試算の結果報告を求めたいと思いますが、これはこれまで2回の試算では、市町村独自の法定外繰り入れが含まれず、保険税が最大7割増しになるのではないかという不安を訴えた埼玉など、住民からの不安と怒りの声が上がったことで、3回目は制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明らかにしたということのようですが、試算結果から不納付金額や標準保険税率が幾らになるのかなどの報告をお願いしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

③が先でよろしいわけですかね。大丈夫ですかね。この第3回試算結果につきましては、あくまでも、これは27年度決算額をもとに29年度がどうなるかという予行であります。30年度がこうなるものではありません、あくまでも予行であります。

それが3回試算結果については、6ケースございます。1つの保険料だけでは6ケースがありまして、その6ケースのうちのどれかをとるかということについては、今後の検討課題になっております。なので、6の数字が今出されております。ただし、その6ケースのこの数字につきましては、一般会計からの補填された、いわゆる赤字の分です。それは加味されておられません、はい。

なので、この今出されている数字が実際、30年度に本当に使えるかがちょっとわからないという部分もあります。これについては県のホームページで詳しく載っております。9月の半ばぐらいに県のホームページ上で公表するというようになっております。

そして、納付金と標準保険率ですが、これは前も6月議会でもお答えしたとおり、はっきりわかるのが12月末～1月初旬になります。なので、私たちもまだわかりません。本当はこの部分が一番町民の方々聞きたい部分だと思いますけど、まだ検討協議がありまして、その時期にしかないということでもあります。

ということで、現段階では1人当たりの世帯当たりの保険税をお示しすることができません。以上です。

○8番（幸 千恵子君）

2番目はちょっと3番の後にしますけれども、今納付金額、標準保険税率はわからないということでしたけれども、県のほうでは既に数字を各市町村に示してあると言っておりまして、これは共産党の市議が、鹿児島市議が、県のほうと話をしたときの内容ですけれども、県は既に平成27年度数字で試算をし、市町村に示してあると。県にも再度確認をしたら、厚生労働省からこれは公表すると言われていたのかと言ったら、されていないと、自治体の判断だということでしたので、今課長が知らないと言われたのにびっくりしたんですが、示されているようでしたら、いると思いますので、後ほど教えていただけたらと思います。

いつ町民に制度がこういうふうになることをお知らせするのかなというのがありますが、いつごろ町民には具体的なことがお知らせ、報告されるんでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

先ほどの「示されている」というのがちょっとわからないんですけど、私たちまだ示されていないと思っております。

というわけで、はっきりした数字が示されるのが12月末～1月初旬でありますので、そのときにははっきりいたします。

先ほども言いましたように、この3回試算は一般会計繰り入れも入っていないので、若干参考にならないし、また6のケースをどれにするか、先ほども言ったとおりですけど、今後県と市町村との協議をしなければ決まらない部分があります。そういうことでもあります。

○8番（幸 千恵子君）

保険税が幾らになるのか、これまでと比べて高くなるのか、低くなるのか、今と同等のレベルなのかということは、大変町民にとって重大なことでありますので、関心を持っているわけですけれども。今回の報告については試算も含めて報告をして構わないと、公表して構わないという厚労省から言われているわけですが、この厚労省が公表して構わないと言っている部分というのはどういうことなんでしょうか。その数字的なことは公表できないということなんでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

予行練習みたいなもので、27年度の決算ベースで29年度で制度が変わればこうなるよというので、30年度の保険料に当たっては、28年度をもとにいたしますので、27年度と28年度は医療費も違うだろうし、その市町村の調定額ですね、それも被保険者が減っていくので違うだろうしということで、あくまでも29年度の予行的なものであります。仕組みとしては、これをどちらか採用するかは今後の話し合いになります。

○議長（福岡兵八郎君）

幸議員、済いません、この問題は非常に区切りがありませんので、10分間休憩を入れたいと思いますが、よろしくをお願いします。

11時20分から再開いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（福岡兵八郎君）

引き続き会議を開きます。

幸議員、一般質問を許します。

○8番（幸 千恵子君）

途中で終わったのでちょっと混乱していますが、先ほどの6つのケースがあるということでしたが、このケースの内容を教えてくださいませんか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

激変緩和1のケース、前提が一定割合4%、下限限定なし。激変緩和2のケース、一定割合4%、下限設定あり、下限超過額の余剰金は全市町村へ再配分。一定割合というのは、自然に医療費は、高齢化社会になっていきますので自然に伸びていく部分のパーセントです。これを4%としてケースを出しております。

激変緩和、ケース3、一定割合4%、下限設定あり、下限超過余剰分は下限超過市町村のみへ再配分。ケース4、一定割合を今度は自然増を6%として定めて、さらに下限の設定なし。ケース5、一定割合6%、下限設定あり、下限超過額の余剰分は全市町村へ再配分。ケース6、一定割合6%、下限設定あり、下限超過額の余剰分は下限超過市町村のみへ再配分。ちょっと言葉も難しいですけど、こういうことです。

○8番（幸 千恵子君）

簡潔にありがとうございます。インターネットで公表されるということですので、今後県のホームページを見たいと思います。

さっき忘れました2番についてですが、市町村の意見照会とパブリックコメントが10月に実

施される予定のようですけれども、町民の意見などどのようにして集める予定なのかお伺いしたいと思います。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

この30年度からは、先ほどから申し上げています国保運営の主体が県となります。なので、県が広く県民に対してホームページ上で意見を聞くということでございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

市町村の意見も聞くということで、聞いたところによりますと、町長の名前で徳之島町の意見として上げるというふうな話を聞いたんですが、それはどういうふうにして町長は意見を集められるんですか。

○町長（高岡秀規君）

町長の意見としてのあれは把握しておりませんが、町としての方針というものはある程度心の中では決めていないといけないというふうに思いますね。

今県が、ちょっとお話をさせていただきますが、県が示す標準税率等々がどのようになるかと言うと、一般会計からの繰り入れ額が1億3,000万ありますよね。それをゼロとして、それでまたなおかつ徴収率が100%として保険税が決まるのか、標準税率をするのかどうかということが大きな設定の仕方によって変わるとは思いますが、町の方針といたしましては一般会計からの繰り入れというものはどうしても必要であろうと、保険税を標準税率で示したとしても、極力上げない方向で進めなければいけないというふうに思っております。

今現年度徴収で6,000万の未納があります。それで1億3,000万ですから6,000万引くと約6,000万の赤字とすれば、4,000人の国保の被保険者数がありますので、単純に割ると1万5,000です。1人頭1万5,000の年間保険税を上げないとプラマイにはならないという計算になります。

そこで今回県が示すであろうということですので、必ず激変緩和措置というものはとられると私は思いますから、極力上げない方向で何とか踏ん張ってみようかなというふうには考えております。

○8番（幸 千恵子君）

1人当たり1万5,000も上がってしまったら、ますます払えない人がふえるということで、町長のほうでも上げないようにという思いであるということはわかりました。ぜひその方向で、その方向に向かうための町としての意見、町長の名前で出されるということですので、それはきちんと課の意見やら、できたら区長の意見とかいろんなものを聞いた上で出していただきたいなと思います。

次に、4番目、県が決定し町に提示する納付金は、県は1円たりともまけないと、100%完納が求められるというようではありますが、100%納付するための方策は徳之島町としてはあるでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

今未申告者が、ちょっとお待ちくださいね。未申告者を減らして、適正賦課をし徴収率をアップさせることが大事だと思っております。もし、それで足りない場合、最終手段としては町長がおっしゃったとおり、一般会計からの繰り入れもやむを得ないかなと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

平成25年、26年、27年、28年度の国保税の収納率はどうなっていますか。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えいたします。

平成25年度が、現年分です。よろしいでしょうか。89.88、26年度は91.64、27年度が91.98、28年度は92.33ということで、若干ではありますが、国保税もちょっと収納率は若干上がっております。

○8番（幸 千恵子君）

平均すれば91、2%かなという感じですが、市町村の平均としたら、これも91.71%ということですので、ほぼ同じかなと思います。

次に、平成28年度の滞納状況、短期保険者証、保険証なしの状況をお尋ねします。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

国保税の滞納額は、先ほど町長が言われました6,015万4,676円になっております。短期保険者証交付件数は5月末現在で96世帯、211名、保険者証を受け取っていない方が212名となっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

短期保険者証211名ですね。保険証を持っていない方が212名と、かなり多いなという印象ですが、この保険証を持っていない世帯の人の中に、18歳未満の方はいませんよね。確認させてください。

○収納対策課長（秋丸典之君）

お答えします。

保険証を持っていない方、うちのほう10代が1名おりますけれども、この方は仕事をしている方でということで入っておりますので、学生の場合は6カ月の保険証の発行をいたしております。

すので、窓口に来られて学生であれば、こちらで6カ月分の保険証は、短期は発行しております。

○8番（幸 千恵子君）

次に行きますが、県は医療に要する費用と財政の見通しとして、目標年次を設けて赤字解消削減を計画しているようですが、解消削減すべき赤字の範囲と額を示していただきたいと思えます。

財政収支改善について現在検討している計画と、もともなる項目ごとに金額、合計額を示していただけますか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

赤字解消削減の取り組みや目標年次の計画は、30年度決算を踏まえて健全化計画を行うとなっておりますので、現段階ではございません。しかしながら、徳之島町では現在の国保財政健全化に向けての取り組みは、保険税賦課、保険税収納、医療費削減、保健予防事業を行っております。

保険税賦課につきましては、平成20年度から今年度まで行っていない税率の改正の検討及び適正賦課、未申告者の削減のための周知。

保険税収納につきましては、徴収率の向上、納期内納付の推進、口座振替の推進及び今年度から始まりましたけど、コンビニ納付の推進。

医療費削減につきましては、ジェネリック医薬品の差額通知は年4回今のところやっております。資格管理の徹底、他保険者間との調整であります。第三者求償該当者の発見及び啓発、事故等けんか等における保険証を使った方々のことでもあります。

そして、最後に保健予防につきましては、受診率の向上、生活習慣病者の重症化予防のための勧奨で医療費の削減を目指しております。

○8番（幸 千恵子君）

30年度決算を踏まえてということですが、その30年度決算の中での赤字を対象にするのでしょうか。それ以前の何年間かも含めるということになるのでしょうか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

県の昨日公表、3回試算と同時に公表された国保運営素案の中に、ちょっとお待ちください。

「28年度決算で解消、削減すべき赤字額が発生した市町村であって、平成30年度に赤字の解消、削減が見込まれない市町村を基本とする」が、先ほど言ったように「30年度決算を踏まえて行う」と。「ただし」、というのが「制度改革の影響を考慮して、30年度決算を踏まえて行う」と書いてあります。

○8番（幸 千恵子君）

なかなか難しい問題ですけれども、国は国保の財源不足を最終的に保険料引き上げて穴埋めをしようという方針だと思います。高すぎる国保税がさらに引き上がるのではないかと大変危惧するところですが、今でも収納率100%実現していない中、負担増になればさらに滞納はふえ、保険証を持っていない人がふえるのではないかとということで大変危惧しているところですから。

町民の命と健康を守るために、町民一体で国の負担を、かつては40%と書いてありますが、かつての給付費の60%に戻すことを国に要望することが必要だと私は思います。

今のところ、現在定率国庫負担が32%ということですが、これまでは町が保険者で、保険者に対して私たちも引き下げをしるかという話をするときでしたけれども、これからは保険者が県ということでもありますので、町と議会も町民も一体となって、負担増にならないことを訴えできる立場になるのではないかなと思います。このことを要望していく必要があるのではないかとこのことを提案したんですが、町長、いかがでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

実は平成20年度あたりで国民健康保険税につきましては、社会保険と違って全額自己負担で税を賄わなければいけないということから、先ほど議員のおっしゃったように、国庫負担を増額ということ町村会のほうに私が申し入れましたが、その当時はなかなか県のほうの理解を得られなかったというのは事実であります。

今回県が保険者になることによって、ようやく市町村の財政状況というのは理解できるようになるかというふうに思いますので、1町ではなくて12市町村、そしてまた県下統一した市町村の意見として、国へ上げるよう努力はしてまいりたいというふうに思います。

○8番（幸 千恵子君）

これからは、この国保のことについて協力していけるのではないかなと、ちょっと期待をしたいと思います。

次、4番目、子供の医療費に移ります。

沖縄県の2015年実施の沖縄子ども調査で、これは東京でも同じ時期にやられていますが、未受診の理由の十五、六%が「自己負担金が払えなかったため」とあります。せっかく助成制度があっても償還払いによって制度が生かされず、子供たちの健康や命が脅かされる状況は全国共通の問題ですが、厚生労働省は、子供の医療費を助成している自治体に対する国保の国庫負担金の減額調整措置、ペナルティーを2018年度から未就学児までに限り廃止することが決定したそうです。

全国で償還払いから現物給付に改善する動きが出てきています。鹿児島県は、今日かな、新聞に載っていましたが、未就学児について2018年10月から非課税世帯に限り現物給付に

することを決めたとのことですので。

未就学児の医療についてお尋ねしますが、平成26、27、28年度の未就学児の医療給付費は幾らなのかお伺いしたいと思います。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

平成26年度の給付費は870万5,073円、件数にして2,798件となっております。平成27年度が1,126万177円、件数が4,511件、平成28年度、1,377万7,746円、3,380件となっております。

○8番（幸 千恵子君）

先ほどいただいた資料と今ちょっと数字が違ったような気がしてですが、次の平成26、27、28年度の未就学児の医療費助成額は幾らでしょうか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

医療費の助成額ですが、平成26年度が613万5,910円、件数にして2,032件、平成27年度615万9,109円、件数で2,242件、平成28年度が725万9,164円、件数で2,825件となっております。

○8番（幸 千恵子君）

3番目のその年度の未就学児の自己負担額は幾らになっていますか。

○介護福祉課長（豊島英司君）

平成26年度が164万1,000円、件数で547件、27年度が180万3,000円で601件、28年度が235万8,000円で788件となっております。

○8番（幸 千恵子君）

未就学児の医療費助成額と未就学児の自己負担額を平成28年度で合計してみますと約970万ですね。全体の医療給付費は平成28年度で1,300万余りですが、100万円には満たないという状況がわかります。

この国、県の動きに沿って、未就学児の医療費の自己負担分を現物給付助成する制度、来年度から実施する予定は町としてはないでしょうか、お尋ねいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

ことし2月の県議会においても、三反園知事答弁しております。窓口での支払いは平成30年10月より、おっしゃたように非課税世帯に限り未就学児は無料化にするということですので、これが10月からということは、この医療機関に支払うためのシステムの構築に時間がかかるということで、10月からということにしているということですので、本町においても県に従って来年10月からは実施できるように努めていきたいと思っております。

○8番（幸 千恵子君）

それは、じゃ、来年の10月から実施ということですね。

この100万足らずの金額が負担してもらえることによって、これまでは病気なんだけど、病

院行きたいんだけど、お金が手元にないので行けないと、我慢してたお母さん方がこの町内にもいらっしゃいます。そういう方たちが我慢せずに、ちゃんと病院につれていけるということで、大変喜ばしいと思います。

このことが議論する中では、一部から過剰受診することになるとかいう意見もあったりするそうですけれども、日本医師会の会長は、「医療機関が子供に対して過剰な診察をすることはない」と、もちろんそうですよね、言ってあります。そして日本歯科医師会の理事の方の発言でも、「医療費無料化を実施した福島県の国保のデータを見ると、医科歯科とも無料化後、18歳未満の被保険者1人当たりの医療費は横ばいであることから、子供においてはサロン化ではない」という指摘があります。ですので、このことが実現すれば、かなり大きいと思いますので、今後引き続いて非課税世帯ではなく、全世帯にこのことが適用されることを私は望みますが、その方向性についてはどうお考えでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

以前より答弁しておりますが、国や県にはしっかりとしたデータに基づいて政策を打っていると。そこはしっかりと町としては足並みをそろえるという分野で考えておりますから、ただ国がどこまで無料化へ踏み切るかどうかということは未定ですが、なかなか厳しいのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、国の政策というものは大きく変わることもありますので、しっかりと調和するよう見据えて国、県と足並みをそろえていきたいというふうに思います。

○8番（幸 千恵子君）

全国的に見ますと、小学生に助成している市町村、自治体は、外来では90%、入院では98%かな、実施がされているというような報告もあります。

以前から、子供医療費の無料化をすると、所得のある人たちでも恩恵がいくということの答弁が何度かあり、ちょっと私とは考えが違うなど、残念だなという思いがあったんですけども。例えば自己負担が支払えない困難世帯がこれだけあるとします。所得の高いとか標準以上のところで医療費は無理なく払える世帯があります。

ですが、子供の医療費を無料化することによって、自己負担が困難な世帯が病院に行けるようになるわけですね。ですから、きのう副町長ですかおっしゃっていましたが、「弱いところに光を当てるのが政治だ」と。すばらしいと思いました、まさにそうなんです。この一番弱いところに、一番光が当たっていないところに光を当てようというのが、子供の医療費の無料化だと思うんですね。

ですから、高いところを見て、所得が高いところに恩恵が行くからだめではなくて、所得が低くて病院に行きたくても行く必要があるのに行けない、一番光が当たっていない、陰のところに光を当てるのが政治ですので、そのところもう一度検討していただいて、私は進めてい

ただければなと思いますので、別に答弁は結構でございます。（発言する者あり）

○町長（高岡秀規君）

これは議会ですから、しっかりと誤解を解かないといけないと思います。今、副町長が弱いところに光を当てているところは何もしていないということではなくて、生活保護者へと非課税世帯については無料化をしているということですから、そこはしっかりと御理解いただきたいというふうに思います。

○8番（幸 千恵子君）

次に行きたいと思います。

5番目、農業後継者についてですが、農業を主としている基幹的農業者の年齢別人口は、75歳以上が全国で31.5%、鹿児島県は32.7%です。同居後継者がいない農家は鹿児島県32.7%です。農家の減少テンポは加速し、全国では10年間に31.5%、鹿児島県は31%が減少しているようです。食料自給率45%の目標を掲げている自民党政権ですが、これとは裏腹に39%から38%に落ちています。誰が国民の食料を生産し、誰が国土と環境を守るのかが問われる事態ではないでしょうか。

農業後継者を育てる重要な施策である新規就農者の状況等、農業についてお伺いいたしますが、町内の農業者の状況です。農業就業人口、農地面積、就業年齢別人口、後継者数の年次的推移などを数字で示していただけないでしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

本町の農業者の状況についてですが、平成27年農林業センサスにおきまして、就業者数が1,030人、農地面積が2,330ヘクタール、就業年齢別人口は30歳未満が28人、30歳～34歳が19人、35歳～39歳が31人、40歳～44歳が39人、45歳～49歳が46人、50歳～54歳が69人、55歳～59歳が137人、60歳～64歳が175人、65歳～69歳が127人、70歳～74歳が102人、75歳以上が257人となっております。75歳以上が24.9%を占めており、平成22年の就業者数から比較しますと46人の減少となっております。

後継者数の年次的推移についてですが、2015年農林業センサスによりますと、本町では624戸が後継者がいないとあります。

また、6月に実施しました集落座談会におきまして、後継者に対する考え方についてのアンケートを実施した結果、155人中の回答者から96名の方が後継者のめどがついていないという、このような結果が出ております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

27年度の数でしたけれども、その前の少し年度等と比べてみると、増減はどうなっているの

か担当課としてのちょっと意見、判断をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（東 弘明君）

前回は2010年の農林業センサス、平成22年でしたけども、その条件と比べますと、各就業年度別の人口につきましては、減っているという状況が見えております。細かく年齢階層別の数字というのは、ちょっと今把握をしておりませんが、全体的には減少ということでございます。

○8番（幸 千恵子君）

全国でも減っておりますし、県平均でも減っておりますので、町としても減っているのは、あ、そうだと思ったんですが、これはもう危機的な状況になっていくのかなど不安になります。

次の2番目ですね。相続の際に名義変更が行われずに、権利関係が不明確の相続未登記の農地について、農水省が初めて実施をした実態調査で、全国では約93万5,000ヘクタールあるそうです。鹿児島県では農地の33%もあったということですが、徳之島町の状況はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

本町の相続未登記の農地面積は1,061ヘクタールございます。農地の状況としては、町としての未登記の遊休農地面積は把握できる資料がないもので、農林水産省、平成28年8月時点、相続未登記農地等の実態調査の結果、未登記農地の5.8%が遊休農地となっており、その結果に基づき遊休農地面積は約61ヘクタール、残り1,000ヘクタールが農業委員会の許可を通さず、個々の貸し借りでの耕作状況だと思われま。

○8番（幸 千恵子君）

1,061ヘクタールということですが、これは農地全体から見ると何%でしょうか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

約45%です。奄美平均は47%です。

○8番（幸 千恵子君）

45%ですね、県が33%でしたので、とんでもない数字だと思います、約半分になりますね。そのうちの5.8%が遊休地で、1,000ヘクタールが個々での貸し借りということですが、この1,000ヘクタールについて個々の貸し借りというのは、名義変更がされていなくて相続未登記地でありながら、これは貸し借りができるものなんですか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

お答えします。

相続未登記の畑を新たに貸し借りし、新規就農者として登録しようとしても、農業委員会の許可がおりないので新規就農者として難しいものがあります。

○8番（幸 千恵子君）

今、実際個々の貸し借りで1,000ヘクタールは農業委員会が管理をして貸し借りをしているということでしたけれども（発言する者あり）違うのか、もう一度確認させてもらっていいですか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

1,000ヘクタール、農業委員会の許可を通さずに、はい、個々の貸し借りをしております。

○8番（幸 千恵子君）

農業委員会を通さずにと言うと、個々というのは登記はされていないけれども、登記の権利のある人が管理をしているということで理解してよろしいのでしょうか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

はい、そうです。

○8番（幸 千恵子君）

ということは、その1,000ヘクタールについては、真っ当な相続人がいるというふうに考えれば、これは相続未登記地をきちんと相続することの手続がとれるということなんですか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

お答えします。

先ほどちょっと失礼しました。真っ当じゃなくて、納税管理人とかそういう方がいらっしゃいますんで、今まで祖先からの登記をされなくて、納税管理人とかいう方がここで貸し借りをしております。

○8番（幸 千恵子君）

未登記地の中の5.8%が遊休地ということで、それ以外の土地は農地として使われてはいるということで、少しまだよかったのかなと思います。

この相続未登記地については、遊休地を含めて今後どういうふうにしていく予定なのかお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

相続登記は法律上困難だと思います。しかし、農地法での未登記農地の改善策予防として納税管理者の判断、さらに一定年数以上耕作を行えば、他の相続人の同意が不要とする、また所在がわからない者に対する町の告示縦覧による利用権設定を可能にする措置の要望があります。このことにより、利用権設定、農業委員会の許可を得ることにより、新規就農者の掘り起こしによって相続未登記の遊休農地の解消にもなるものと思います。

○8番（幸 千恵子君）

ということは、時間も手間もかかるけれども、この今の未登記地はいずれ登記をして、健全な形で農地として活用されるという状況だと思っていいんですか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

登記は難しいものですから、農業委員会を通すために、納税管理者の同意が得れば農業委員会を通して貸し借りができるとか、そういう一定の年数が超えれば、ほかの相続人の、ほとんどそういうことは過半数の相続人の同意があれば、農業委員会の許可が得るとい形です。

○8番（幸 千恵子君）

今半分近い45%も未登記地であるということは大問題だと思いますけれども、今後このパーセントがふえていかないような対策というのをきちんとしていかなければ、どんどんふえていくことに、どんどんと言ってもふえていくことになりますので、その対策ということはあるのか、できるんですか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

お答えします。

来年度農業委員改正法により、一番の重要点が農地の集積を上げるための農地改正法ですんで、担い手農家の方にどんどん農地を貸していただくというような法の改正になってますんで、それを利用したいと思います。

○8番（幸 千恵子君）

もうちょっと勉強したいと思います。

次に移りますが、後継者対策状況はどうなっているのでしょうか、主に新規就農者の状況についてお尋ねいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新規就農者の状況につきましては、過去5年間で見ますと、平成24年度が5名、25年度が0名ですね。26年度が1名、27年度が5名、そして平成28年度が6名が就農し、積極的に農畜産物の生産に取り組んでおります。

また、平成29年度、現在におきましては3名の方が新規就農をしております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

この新規就農者の助成制度については、何か5年とか3年とかあったと思いますけれども、その年度が何年だったのか、そしてその年度が終わった後に、新規就農者たちはどういう状況に今なっているのかお尋ねします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

新規就農者の方々は、相談に来られた時点で国の事業支援策であります、昨年度までは青年農業給付金という形で言われていましたけれども、平成29年度からは次世代人材育成事業というふうに名称が変わりまして、この事業を活用して、この新規就農者の方々は5年間就農をして、

生産計画を立てて就農をしております。その5年間は過ぎますと、次には町の認定農業者、これもまたさらに5年間の経営改善計画というのをつくるんですけども、これにつきましては、市町村が認めたということで、認定農業者に移行していくということになります。

○8番（幸 千恵子君）

ということは、平成25年度に就農された5名の方は、この時期が来ていると思うんですが、今この5名の方はどういう状況ですか。

○農林水産課長（東 弘明君）

現在も就農支援資金を活用しながら今頑張っております。この期限が来ますと、今度は先ほど申し上げたように、認定審査会に図るための経営改善計画等を作成をして、審査会にかけた上で市町村が認めると、町長が認めるということになります。

○8番（幸 千恵子君）

新規就農した方々が、継続的にこの後も農家の後継者というか、農業に就農されて継続していけているかどうか、そして今後もずっと継続できるのかというところでは、かなり大きな期待はされるとこなので、ここから1人も落ちることなく全員が続けていけるような手だてを、町としては尽くしていただきたいと思います。

次の4番目ですが、ふるさと回帰・田園回帰が今生まれている状況がありますが、都会の若者が農業後継者として移住できる施策を積極的に進める必要があると思いますが、今後の後継者対策としてどう考えていらっしゃるでしょうか。今現在行っているもの等ありましたらお尋ねいたします。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

農村への関心を高めた新たな生活スタイルを求めて、都市から農村へ人が行き交う田園回帰の動きが現在見られるようですが、限られた本町の農地の確保等について、いろいろ先ほど農業委員会のほうでもありましたけども課題があるということで、それをクリアすることも一つ大きな課題でございますけども。

また、新たに、農業経営を営もうとする青年等を育成していくには、現在就農相談から就農、それから経営定着の段階まで、きめ細かに徳之島町技連会のほうで指導農業士と一緒にあって、フォローアップ体制を構築して支援を今現在行っているところです。

また、本年度から徳之島地域営農推進本部の中に担い手部会が設置されました。徳之島の農業、農村を担う新規就農者などの経営管理能力の向上及び農業の基礎的な技術、知識の習得を図るために、農業の基礎講座をこの7月～8月にかけて4回開催いたしております。

講座内容といたしましては、土壌肥料の基礎とかあるいは病虫害防除の基礎、農業経営の基礎、農業用機械の安全使用、それからサトウキビ栽培の基礎等や、これからまた10月に行われ

ます営農技術・経営研修会というのがございますけども、そこへの積極的な参加の呼びかけをしたり、そして新技術、あと各種取り組み、それから先進地の事例等について学んでいただくようにしております。

そういうことで、関係機関、それから団体と連携を図りながら、後継者対策及び担い手の確保に今現在努めているところでございます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

残り3分です。

○8番（幸 千恵子君）

何か全島的に協力し合って、後継者対策は取り組まれているのかなと今お話を聞いて思ったんですけども、指導農業士という話がありましたが、指導農業士は町内にどれぐらいいらっしゃるものなんですか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

指導農業士は果樹部門と肉用牛部門で、2名の方が今指導農業士として活躍しております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

今年度建設予定でしたよね、確か、営農研修センターか何か。これもかなり後継者対策に大きな力を果たすのではないかなと思います。これとの関連で、この後継者対策にどういうふうな働きができるのか、少しお尋ねしていいでしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

町が今後進めていこうとしている品目ですね。今度花徳のほうで営農ハウスの中で取り組みをしようとしているのがパッションフルーツであったり、トマトであったりですけども、営農ハウスの中で研修をしていただいて、その中で、まずはパッション農家、それからトマトの生産農家等の後継者を育成したいということで、それに伴う町の産地化計画ですね、そういうのも計画を立てながら今後後継者を育成していきたいというふうに思っています。

その中には女性農業士の方も多く参加していただきたいなというふうに、事務局としては考えておりますけども、今後そこら辺も大きく取り組んで、後継者の育成に有効に営農ハウスを活用していきたいというふうに考えております。

○8番（幸 千恵子君）

農業新聞の中で取り上げられていました三島村に移住支援があり、239人が移住してきたと。そして、その中でまた出産ラッシュもあるということで、農業後継も含めて人口がふえているという状況があります。

そして、この間もテレビでもありましたけれども、瀬戸内町ではIターンして来られた方に農業に就いてもらうような施策とかもあったりして、取り組みがされているようですけれども、今おっしゃった取り組みもたくさんあるというのはわかりますけれども、その人口問題も含めて、こういうふうな取り組みが別の形ででも追加の形で、これについても対策をする必要があるのではないかなと思いますが、こういうふうな特別な対策をまた考えていることはないでしょうか。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

先ほどの移住をして農業をやりたいということの関連の中で、地元における課題があるということでお話しましたが、その課題というのが先ほど農業委員会のほうから話がありました農地の確保、地元にながらも新規就農もしたいんだけど、農地の確保がなかなかできないと。ほとんどが縁故関係で農地の貸し借りというか、そういうふうなのが現状でございまして、今議員がおっしゃる人口もそういう農業人口といいますか、ふやしながらということなんですけども、やっぱり並行して今の課題を解決しながら議員がおっしゃる問題、提案等についても並行して考えていかないと、受け皿をしっかりと、そこを固めない限りは、なかなか島にってもらうようなことはできないんじゃないかというふう到现在考えているところです。

○8番（幸 千恵子君）

後継者対策は重要な施策ですので、ぜひ力を合わせて進めていかなければいけないと思います。

食料自給率では今38%に落ちているということですが、これは国内の食料消費が国内の農業生産でどのぐらい賄われているのかを示している指標なんですけれども、6割以上が外国頼みという日本の状況です。食の安全供給の土台を揺るがす大問題だと私は思います。

1965年には73%あったそうです。ちなみにアメリカは自給率130%、ドイツ95%、イギリス63%という状況があります。農業がこの徳之島町内の基幹産業でもあると思いますので、この後継者対策をしっかり取り組んでいくことを期待いたしまして、きょうの質問を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。

昼は1時半から再開いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

木原良治議員の一般質問を許します。

○12番（木原良治君）

こんにちは。

一般質問の最終日、最後を務めます。この議場に、鶴野将光議員と田袋徹二議員のお二人の姿を見つけることがかなわなくなり、寂しい限りです。お二人に恥じぬよう議員の職責を再認識し、使命を肝に銘じてまいりたいと思います。

早速質問に入ります。

平成28年度決算における収入未済額、滞納額と不納欠損の経過と結果、その課題をお伺いします。昨年度決算の一般会計と特別会計に区分して、各課お願いします。

○建設課長（亀澤 貢君）

それでは、お答えします。

建設課につきましては、平成28年度住宅使用料の滞納額は現年度分、調定額1億1,519万8,500円となっております。収入額が1億1,186万6,900円、未収入額333万1,600円、徴収率97.11%となっております。

滞納分につきましては、2,232万7,350円、収入額207万6,100円、未収入額2,251万250円、9.29%となっており、収入未収入額、現年度分滞納額分で2,358万2,850円となっております。

不納欠損処理の経過といたしましては、平成26年と平成22年度に2回行っており、平成26年度に110万2,600円、4名分を行っております。4名の内訳といたしましては、死亡3名、自己破産1名となっております。

平成22年度に行った不納欠損につきましては、合計件数62件、金額として3,154万340円の大きな不納欠損を行ってまいりました。

その内容といたしましては、昭和60年度～平成20年度分までの不納欠損をいたし、滞納総額、その当方で5,222万1,400円ありましたが、先ほどいったように3,154万340円を不納欠損額とし、不納欠損後の額が2,068万1,100円となっております。

不納欠損の処理の結果といたしましては、平成22年度に滞納額5,222万1,440円から大幅な不納欠損処理を行い、額として3,540万340円を行い、不納欠損後の額が2,068万1,100円となり、26年度に110万2,600円の不納欠損処理を行い、平成28年度滞納額が2,358万2,850円となっております。

現在ここ3年間の現年度の徴収率が約97%で、3%の未収入額、約300万円が発生しており、現在の滞納額2,358万2,850円に、毎年約300万円ほどの滞納金額が加算されるという結果となっております。

今後の課題といたしましては、家賃滞納額をいかに減らしていくのか問題となっております。また、不納欠損額につきましては、そのラインを決めるのが大変難しい問題としますので、いろいろその県に関しましてはどこでライン引きをしていくのか一番の課題となっております、今

後これを皆で話し合って、解決していきたいと考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

建設課長に詳しく説明していただきました。28年度は330万余りの未収ですね。それが以前が2,000万、過年度分が2,000万、合わせて2,300万の未収がありますね。いや、いいです。これは今すぐに聞いたらわかるんですか。

過去において不納欠損したときに、建設課において莫大な家賃未収が昭和の時代からの分が蓄積されたと。そういった場合、その管理、そして新しい事業の運営に向かったときに、足かせになるんじゃないかということで、昭和の分に対して不納欠損は進めた経緯があります。そして、建設課は住宅事業に対して前に進めと、それはもう過去のことです、これがまた2,300万も膨れてきました。これをいかにして食いとめていくか、そしてまた新しい東天城地区に対しての住宅建設、そして白久団地、それをどのようにして未収を食いとめるか、それを具体的に何かありますか。

○建設課長（亀澤 貢君）

現在私ども建設課住宅係が行っておりますのは、家賃3カ月以上未納になった場合は、督促状を発行しております。続きまして、6カ月以上の未納の方に対しては催告状を発信しております。それでも連絡がなければ保証人に連絡をしており、悪質な滞納者については、調停とか裁判の手続を行って徴収しているのが現状でございます。

○12番（木原良治君）

建設課長、あと1点だけですね。現在、住宅使用料で1世帯最高額幾ら今滞納している方がいる。それ何年も滞納しているんですか。これ実際の数字を述べてください。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

滞納者、最高滞納者は平成2年度～平成16年度まで420万750円の滞納者がおります。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

農林水産課におきましては、家畜導入事業といたしまして現在まで不納欠損処理を行ったことはありませんが、今後におきましては、回収率を上げるためにも現在行っている滞納者への督促、それから納付書通知や競り市後の競り市代金からの引き落としなどを継続し、また納付契約書、分納契約書を結び、さらにまた納付契約書を作成して徴収巡回などを強化して、回収に今後努めていきたいと考えております。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

耕地課においての畑総事業分担金の平成28年度決算状況について。現年度分調定額は274万7,460円、45件中40件の徴収を行いまして、収入額は252万248円、未収済額は22万7,212円で、徴収率は91.73%となっております。

過年度分につきましては、調定額2,208万2,848円、分納含め104件の納入があり、収入済額は304万1,778円、未収済額が1,904万1,070円、徴収率が13.77%となっている状況です。

課題につきましては、畑総事業を取り入れた農家の方々についても、種々事情により分担金の納入がおくれている方がいる状態です。これからも納入がおくれている農家の方々につきましては、徴収時に話し合いを行いまして、分納を含めたいろいろな方法でこれからの徴収作業をさらに進めていきたいと考えております。

以上です。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

学校教育課では給食費等が関係すると思われまます。給食費につきまして、平成28年度につきましては、小学校で11件、14万8,830円、中学校で8件、15万4,125円、今までの累計で申し上げますと全体で47件、額で申しますと97万5,095円の未納がしているところでございます。

この対応につきましては、現在は給食費の対応につきましては、学校のほうで滞納があった場合、随時対応しているところでございますが、それ以外に給食センター、そちらのほうで手当の支給の折とか、そういったものについて徴収を行っているというところでございます。

また、委員会の対応としては今、私会計と申しますか会計で給食費を徴収しておりますけども、将来的には公会計、要するにシステムを利用して、委員会のほう等で徴収をするというような形が、この未納問題の解決の一つにはなるかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

社会教育課では、生涯学習センターの使用料ですが、担当が再三の電話連絡をしており、滞納はありません。

○介護福祉課長（豊島英司君）

介護福祉課では、介護保険料の普通徴収の分なんですけど、これが122人の328件で、調定額764万5,600円、収入済額が158万4,700円となっております。

不納欠損が、これ平成26年度分なんですけど、66人207件、209万4,100円となっております。係を中心に月1回程度の個人宅を回りまして回収を行っておりますが、なかなかほかの税等の未納もあるということで、なかなか回収ができないような状況なんですけど、3月、4月、5月は月2回程度ふやしてやっているんですけど、なかなか回収に至らないような状況です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

後期高齢者医療保険料ですけど、滞納額が7名、26万6,900円です。分納誓約を結んだり、臨戸訪問して徴収をして、徐々に減っております。

以上です。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

水道課といたしましては、簡易水道事業で過年度分、調定額315万8,417円に対しまして70万1,171円入金いたしました。不納欠損処分額は11万4,096円、前年度と比較いたしますと6万3,424円の減額となっております。件数は37件で前年度より13件減となっております。

上水道のほうでの不納欠損は312万7,526円、前年度と比較いたしますと13万9,655円の減となっております。件数では554件、前年度より59件ふえております。

課題といたしましては、徴収率を上げることでありますので、給水停止等を含めて努力しております。

以上です。

○収納対策課長（秋丸典之君）

収納対策課からお答えいたします。

28年度の滞納額、法人税151万8,100円、町民税1,820万3,032円、固定資産税7,891万6,545円、軽自動車税647万5,385円。国民健康保険税もうちで取り扱っていますので、国民健康保険税が6,015万4,676円となっております。

不納欠損につきましては、平成28年度の額は、法人税が13万円、町民税、町税分で131万3,260円、固定資産税が336万4,970円、軽自動車税が62万6,415円、国民健康保険税が580万6,255円、今回前年度と比較しまして不納欠損の件数は600件ほど減少しており、金額は680万ほど減少しております。

不納欠損のこれからの課題といたしまして、固定資産税、死亡者課税が、死亡された方を我々のほうは差し押さえ等があるんですが、死亡された方の相続人を探すとか、その死亡課税をどうするかということが年々の課題になっていくことだと考えております。

以上です。

○12番（木原良治君）

一般会計で28年度543万円不納欠損、特別会計で800万の不納欠損、合計1,340万ほどの不納欠損がありました。これはこの後の決算審査特別委員会で詳細はいろいろ審議されると思いますが、その数字に対してこの数字、一般会計、特別会計、この不納欠損した数字に対して、どう受けとめていますか、執行部は。どなたか。

○総務課長（岡元秀希君）

不納欠損につきましては、死亡であったり行方不明であったり、時効等もあってどうしようもないという面もございますけども、今決算においても依存財源が8割です。自主財源は20%ということで、今後地方交付税につきましても、2015年度、これは経済財政諮問会議で地方財政計画を定めて閣議決定した2015年度の骨太の方針を2018年度まで堅持するということが閣議決定されておりますので、2018年、来年度までは地方交付税は2015年度をベースにして推移すると思っておりますけども。

2019年度以降につきましては、政府ははっきりした方針を示しておりませんので、自主財源を皆さん精いっぱい努力していただいて確保しないことには、財政の見通しが立たないという状況ですので、各課長が申し上げましたとおり自主財源確保に向けて、町民、議会の理解も得ながらしっかりと進めていければと思っておりますのでございます。

○12番（木原良治君）

今、岡元総務課長が自主財源の確保ということでしたので、昨年度の平成28年度の決算で、収入74億の中で17億の自主財源、26%、そして57億の依存財源、それを頭に入れて、これはもう決算審査で諮ります。

そして、2点目の町有財産の活用に移ります。これを頭に入れての自主財源の確保等の町有財産のあり方、これは亀津海岸沿いの町有地のグリーンベルトのあり方が問われると思えますけど、これに対して290万ほどの土地鑑定委託料が決定しました。そのグリーンベルトの売却ですが、財産処分、それに対して一般質問しますけど、その前に保健センターの裏手側、海岸通りが、グリーンベルトが駐車場に一変しました。この目的と事業費が幾らかかったのか、それを示してから、その財産処分等に関して質問します。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

今皆さん御存じのとおり、保健センターの下のほうのグリーンベルト、約1,800平米、156台分の駐車場を整備いたしました。事業費は約1,500万ぐらいかかったと思っております。

これにつきましては公共施設が集中していると、あの周辺につきましては保健センター、福祉センター、体育センター、文化会館、相撲場、いろんなイベントであった大会、特定健診、福祉センターを利用する人々は、港もあわせて非常に駐車場が不足して路上駐車が多かったと警察等からも指摘もありましたので、ここを何とか活用したいということで今回整備しました。早速特定健診等福祉センターにいらっしゃる方々、大変喜ばれているところでございます。

○12番（木原良治君）

今後、南区～東区にかけて約1キロぐらいのグリーンベルト、町有地が、今ほとんどモクマオウで覆われてますけど、このモクマオウが外来種ということ、その撤去も含めてこの町有地

をどのように、土地鑑定を依頼しました。評価出たらこれを処分するという事で受けとめていいんですか。

○総務課長（岡元秀希君）

そのグリーンベルトもありますけど、財政の観点からしますと、今現在町有地は738筆、50万9,104平米とすごい数の町有地があります。財政としましては、町有財産の維持管理も含めて将来に向けてスリム化していかなければならないというふうに思っております。要らないものは持たないという量の改革ですね、これも取り組んでいかないと維持管理等々、かえって財産の持ち腐れで財政負担が大きくなるだろうということで、今その遊休資産であるとか、余剰資産、これを何とか売却、リース等して財政に寄与するところから。

鶴野議員のグリーンベルトの質問がありましたので、グリーンベルトについても町有地活用検討委員会を通して活用策を探ろうというところで始まったわけでありまして、今現在町内の町有地12筆、旧徳寿園跡地、南区の農政局の宿舎跡地、グリーンベルト、井之川の校長住宅、町営住宅の横の土地等含めて、今回不動産鑑定を依頼してあります。

その結果を踏まえて、またその活用検討委員会の中で協議して、売却、リース、交換、いろんな角度から含めて検討して、緑地の再整備、外来種であるモクマオウを取り除いて、新たな緑地をつくるとか、そういう方向で今後検討を進めていきたいと思っているところでございます。

○12番（木原良治君）

町有地、町の財産は、代々ちょっと引き継がれてきた町民の共通の共有する財産です。これを売却するに当たって、町財産収入として入ります。これが町民の理解を得られるよう、そしてどのような方法をもって売却をするのか。そして、その売却によって得られた財産収入は、町民の共感を得られる目的でどのように使用されるのか、そういったところまで考えられているんですか。

○総務課長（岡元秀希君）

これにつきましては、財政担当とも話をしておりますけども、町長、副町長とも相談しながら、また議会の理解も得ながら、例えば庁舎整備基金に積み立てるとか、財政調整基金ですね、これに積み立てて有事のときにこれを活用するというようなことで考えております。

○12番（木原良治君）

グリーンベルトに限って質問しますが、グリーンベルト海岸道路沿いに行きますと、ホテルとかありますね。そしてサービス業、そして商売されている方々があります。

不動産鑑定入れたときに、その周辺の土地価格と同じような価格設定で公募なり、いろんな方法があると思いますけど。それによって、その海岸、グリーンベルトに面した商売なされる方々に対して、そういう適正価格で優先的に販売の可能性というのは考えられていますか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えします。

現在のところは購買ということで、売却する場合でしたら。しかしながら、また活用検討委員会、いろんな意見出てきますので、その意見も集約しながら町長、副町長の判断を仰ぎたいと思っております。

○12番（木原良治君）

副町長にお伺いします。副町長はこのグリーンベルト一带の土地に関していろいろ、商店の方とか回られているというのを伺っているんですけど。この土地が例えば公募で売却が決定したとしても、この土地を有効活用するのか、また登記的に、資産的に利益のみを求めて買う方がなしにも限らないです。そういった面も含めて、この世界自然遺産登録目指すんだったら、ここの景観を維持しながら売るところは売って、公的な目的、財産目的。しっかりと売って、財産収入にして目的に使うと、そういった考えを副町長、町長と同じ考えだと思いますけど、お聞きします。

○副町長（幸野善治君）

岡元総務課長が以前に13名の町有地活用検討委員会に諮って、そして再度その対象者、グリーンベルト近辺の対象者がどういう考えをしているか、精査してから判断したいということをお答えしております。

私も、その後、既に何名かのその近辺の所有者、隣接地主と会いました。一番いいのは、いいのはというのは、花を植えたりとか、周りの人たちが管理しているところはもうそのままにしてほしいという方も、住民もおります。そして商売をしている方、特にいわゆるサービス業等をしている方は、売ってほしいという方がほとんどです。

しかし、その方に尋ねてみますと、やっぱり自分の商売用に使うのが目的でありますから、何でもかんでも置かれた場合は景観ですね、世界自然遺産登録を目指した、この島にふさわしいグリーンベルトになるかと思えますと、そうでないような感じも受けましたので、これは売るときに慎重に契約を取り交わさないと、自分の持ち物だからと言って放置車を置かれたり、タイヤ類を置かれたりしたら、それは景観条例にも反すると思えます。そういったことで、それは慎重にならざるを得ません。

あとは、自然をなるべく残していただきたいというのは、もともとグリーンベルトは防風林のためにあったものだから、そこに家を買ったから、そこを駐車場にした場合は自分の家が危ないから、そのままにしてほしいという方も実際おります。そして、さまざまな考えの方がおりますので、これはやはり多数の町民が納得いく形で慎重にやらなければならないと思っております。

以上です。

○12番（木原良治君）

これはまた経過を見ながら質問したいと思います。

最後の質問に入ります。

小型無人機ドローンの活用について、世界自然遺産を見据えて、ドローン、小型無人機の観光、そして災害対応、航空防除、教育等への活用策等がありましたら、お伺いします。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

観光面でのドローンの活用ビジョンについてですが、現在徳之島3町で観光活性化推進協議会を設立しました。観光プロモーション映像作成業務を委託して、その中で海、山などの自然の風景や観光スポット、集落を空撮し、プロモーションビデオの素材を使用します。

また、観光プロモーション委託業務において、今後ドローンレースを企画しております。このような観光面においてドローンの映像撮影と本体、そのものを生かした観光PRに活用したいと考えております。

○12番（木原良治君）

今ドローンの活用に対して、ドローンレースですか、これは徳之島3町観光活性化推進協議会、これは町長が立ち上げた中心になっているんですか。これは地域営業課ですか。これはどのような、ドローンレースって、どのような具体的にやるということですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

ドローンレースですけど、地域創生事業でプロモーション事業なんですけど、今後徳之島の観光を目指し、現在天城町でありますトライアスロン、それをもじるわけではございませんけど、ドローンレースに限っては町でやりたいと思います。先ほど言ったビデオに関しては3町で行うということです。それをレースに限っては徳之島町のメインということで、企画をしていきたいということでございます。

○12番（木原良治君）

小型無人機ドローン、僕は詳しくないのでお聞きしますが、これを使って徳之島の世界自然遺産登録に向けての観光プロモーションをやると、映像を作成すると、これは3町で協議会を立ち上げて、そのドローンを使って徳之島の観光PRを今から作成するんですか、もうしたんですか。

○地域営業課長（幸田智博君）

3町で形成された徳之島観光活性化協議会委託事業でございますけど、今回委託事業お願いして、徳之島町独自ではない徳之島3町と徳之島観光連盟ホームページによるPR活動を行い、他方面で広い人々に徳之島を周知していただくというのが目的でございます。

○建設課長（亀澤 貢君）

ドローンの災害対応ということで建設課がお答えします。

建設課の事業で考えられる活用について、災害発生時に職員の立ち入れない危険箇所、崖崩れ等をドローンで撮影を行い、災害箇所の規模や状況の把握及び早期災害復旧を行うことができるのではないかと考えられます。

また、橋梁点検等、はしごの届かない桁高の高い橋梁を点検する際にも有効な手段ではないかと思えます。

ドローンについては、現在町内測量会社が所有しているので、業務委託という形の活用ができるのではないかと考えられます。しかし、建設課以外の課でも、イベントや事業などを使用する機会がふえるのであれば、町としても購入することも検討してもよいのではないかと思います。

○耕地課長（福 旭君）

お答えします。

耕地課においてのドローン活用につきましては、建設課からもありましたが、災害時の調査・測量業務の調査業務における活用を期待しているところです。

これまで災害が起こった場合、被害状況を把握するために、災害現場に調査員が赴き、調査員の手により調査・測量が行われているため、危険が伴い、最後まで調査ができないこともありました。これからドローンを活用することで、調査員が危険な箇所へ行くことなく、災害現場の把握、調査、測量が行えるのではないかと期待しております。

耕地課においては、以上のようなことから、調査測量業務へのドローン活用をこれから検討していきたいと考えています。

以上です。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

ドローンにつきましては、他方面において活用がなされている模様ですが、サトウキビにおきましても先月町内の関係機関及び生産農家を対象にドローンの空中散布の実演を行ったところでございます。

現在サトウキビに限定したドローンによる薬剤の効果の工程期間による実証データ、例えば時間当たりの作業料金とかあるいは薬剤試薬の効果であったり、散布箇所の地形状況の問題等々十分なデータがそろっている状況ではありません。

また、現在薬剤散布できる薬剤についても限定されており、現段階では生産農家の全ての要望する作業に応えられる状況ではありません。

しかし、今後サトウキビあるいはバレイショ等、ドローンによる効果の実証や関係機関による実証試験を重ねること、それから薬剤メーカーの空中散布用の薬剤登録の状況を見ながら、

ドローンの活用策を生産農家への周知検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

ドローンの教育での活用といたしまして、まず世界自然遺産登録を見据えてとなりますと、例えば今小学校低学年、3学年、4学年で「私たちの徳之島」という学習がございます。これは徳之島の歴史だったり、民族、文化、あと産業などを学ぶものでございます。今のところは高台に行って、町の様子を学習しているところでございますが、教室にしながらドローンの画像を見ることによって、それが可能になるということでございますので、そういったところでの活用ができるものと期待されます。

また、世界遺産別にしまして、ドローン自体を教育に活用となりますと、例えばドローンはなぜできたか、いつできたか、社会科的活用、そしてドローンの仕組みとなりますと、また理科の授業になりますし、ドローンの活用方法を学校で考えるというふうになりますと、総合的な科目になりますので、教育での活用は多岐にわたって、いろんなことが考えられると思います。

以上でございます。

○社会教育課長（深川千歳君）

お答えします。

社会教育課では、民族文化財の神社等を空撮して紹介することができると思います。

○12番（木原良治君）

最後に、各課の課長のいろんな活用方法をお聞きしたんですけど、町長は各課の活用方法、総まとめでドローンに対して、これをレース用にしても含めて、どのように小型無人機ドローンを受けとめていますかね。

○町長（高岡秀規君）

今徳之島町では、ICT関係等々に力を入れ、日本全国でも特化したものをやらないとなかなか交流人口がふえていかないということから、ドローンというのは非常に活躍の場が広がってきているなど今各課の話を見ると、今回観光業が発展したときに、当然足が踏み入れづらいときの行方不明者、さらには松田議員からも話があったんですが、海難事故の捜索等々ドローンの活躍の場が広がってきているなどというふうに思っております。積極的に取り組みたいというふうに思います。

今、地域営業課でドローンのレースの話がありましたが、これはドローンの技術が島に何名かいないと、なかなか開催して成功とまでいかないかもしれませんので、今回島に技術者がいるようですので、そこから研修を重ねて、あれは屋内でもできます。そして海上でもできます

から、余り場所は問われないということですね。

しかしながら、都会では人口密集地等々の問題等から、ドローンを自由に飛ばすことがなかなかできないとなると、田舎のよさというのはある程度の安全性を確保すれば、さほどの許可活動が要らないということで、さらに観光客等の誘致が可能になるのではないかなというふうを考えております。

○12番（木原良治君）

2時10分に終わる予定でして、一応仲間には40分で終わりますということでしたけど、4分ぐらいオーバーするんですけど。

やっぱり一般質問の時間に関して、冒頭どなたかからありましたけど、提案された方は、やはり2時間の中身が、時間よりも中身が大事であるんじゃないかという、ただそれを提案されたと思うんですよ。それに対して議員は、いろんな意見を出し合う、長いのか短いのか、これは自由闊達な議論を提案しただけだと僕は受けとめます。それを一概に短いのがだめだとか、そういう問題ではないと思います。そういう全ての意見に耳を傾けるのが、またこの議会のあり方だということを申し上げて、これで終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後 2時15分

平成29年第3回徳之島町議会定例会

第3日

平成29年9月7日

平成29年第3回徳之島町議会定例会会議録

平成29年9月7日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

- 日程第 1 議案第53号 徳之島町農業委員会の選挙による委員定数条例の全部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第54号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第55号 字の区域変更について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第56号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第57号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第58号 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第59号 平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第60号 平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第61号 平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第62号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第63号 平成29年度水道事業会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第64号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第65号 平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第14 議案第66号 平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）
- 日程第15 議案第67号 平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ……………（町長提出）

- 日程第16 議案第68号 平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について …………… (町長提出)
- 日程第17 議案第69号 平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について …………… (町長提出)
- 日程第18 議案第70号 平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳
入歳出決算の認定について …………… (町長提出)
- 日程第19 議案第71号 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について …………… (町長提出)
- 日程第20 議案第72号 平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて …………… (町長提出)
- 日程第21 報告第 2号 平成28年度健全化判断比率について …………… (町長提出)
- 日程第22 報告第 3号 平成28年度資金不足比率について …………… (町長提出)
- 日程第23 徳之島地区介護保険組合議会議員の選挙
- 散 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 松田太志君 | 3番 | 富田良一君 |
| 4番 | 宮之原順子君 | 5番 | 勇元勝雄君 |
| 6番 | 徳田進君 | 7番 | 行沢弘栄君 |
| 8番 | 幸千恵子君 | 9番 | 池山富良君 |
| 10番 | 是枝孝太郎君 | 11番 | 保岡盛寿君 |
| 12番 | 木原良治君 | 14番 | 大沢章宏君 |
| 15番 | 住田克幸君 | 16番 | 福岡兵八郎君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|--------|------------|-------|
| 町長 | 高岡秀規君 | 副町長 | 幸野善治君 |
| 教育長 | 秋武喜一郎君 | 総務課長 | 岡元秀希君 |
| 企画課長 | 住田和也君 | 建設課長 | 亀澤貢君 |
| 花徳支所長 | 瀬川均君 | 農林水産課長 | 東弘明君 |
| 耕地課長 | 福旭君 | 地域営業課長 | 幸田智博君 |
| 農委事務局長 | 元山吉二君 | 学校教育課長 | 向井久貴君 |
| 社会教育課長 | 深川千歳君 | 介護福祉課長 | 豊島英司君 |
| 健康増進課長 | 芝幸喜君 | 収納対策課長 | 秋丸典之君 |
| 税務課長 | 安田敦君 | 住民生活課長 | 政田正武君 |
| 選管事務局長 | 川野加州年君 | 会計管理者兼会計課長 | 福永善治君 |
| 水道課長 | 琉好実君 | | |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第53号 徳之島町農業委員会の選挙による委員
定数条例の全部を改正する条例につい
て

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、議案第53号、徳之島町農業委員会の選挙による委員定数条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第53号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町農業委員会の選挙による委員定数条例の全部改正について、議会の議決を求める件であります。

内容は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、選挙による委員定数条例を廃止し、応募により、農業委員及び農地利用適正最適化推進委員を選任する条例の改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

法改正により変わるものなのですが、2条の農業委員会の委員の定数14名とあります。そして推進委員の定数が4名とあります。この人数について、法律の内容のどういうものに基づいて、この人数に徳之島町はなるのか、経緯等をお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

お答えします。

人数について、農業者の数と農地面積を計算しまして、それを割り合てしまして、あの人数となりました。農業者数です。

○8番（幸 千恵子君）

従来は何人だったものが、この人数になるのか。変更以前の人数をお尋ねします。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

変更前は17名です。

○8番（幸 千恵子君）

両方とも。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

推進委員は、今回新設となります。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（徳田 進君）

農業委員と推進委員は、これ兼務はできるの。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

お答えします。

基本、農業委員はデスクワークです。推進委員は現場活動です。しかし、今回の農業委員改正法の最重点は、農地の集積を図り、農地中間管理機構との連携で、遊休農地や未登記の解消が目的であります。

農業委員は従来どおり、農業委員、3条申請、4条・5条申請、転用申請の許可決定があります。推進委員は、定例会に農業委員の出席要請があれば、出席し、意見を述べることができます。その他の業務は、農地パトロール、農地集積利用状況、利用意向調査は、農業委員と推進委員とは同等で活動いたします。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号、徳之島町農業委員会の選挙による委員定数条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第54号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部
を改正する条例について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第2、議案第54号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第54号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、議会の議決を求める件であります。

内容は、農業委員会の選挙による委員定数条例の全部改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬、また徳之島町史編さん専門委員の報酬を新たに定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

農業委員会の委員、基本給は、委員長が3万6,000円、能率給2万円とありますが、その能率給というのはどのような内容でしょうか。

○農業委員会事務局長（元山吉二君）

能率給ですが、月額2万円以内で全額国庫負担であります。その内容は、活動実績払いで3割、成果実績払いで7割となっております。

活動実績について、農業者の経営意向の把握と意向を踏まえた話し合い、農地中間管理機構の担当者との話し合い、新規参入の農地あっせんなどとなっております。成果実績はそれに対する成果となっております。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第55号 字の区域変更について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第3、議案第55号、字の区域変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第55号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、徳之島町の字の区域変更について、議会の議決を求める件であります。

内容は、政府の方針、海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針に基づき、国境離島の一つであるトンバラ岩の不動産登記を進めるに当たり、トンバラ岩の所在を字等までの詳細を確定する必要があり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号、字の区域変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第56号 平成29年度一般会計補正予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第4、議案第56号、平成29年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第56号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,138万円と定めるものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税1億8,946万7,000円、寄附金1億2,000万円、繰越金1億517万8,000円、国庫支出金6,767万9,000円、県支出金1,255万4,000円などの増額、繰入金4,919万7,000円の減額であります。

歳出の主な内容は、総務費1億9,263万3,000円、民生費1億1,704万8,000円、農林水産業費5,227万5,000円、教育費5,066万3,000円、消防費2,265万6,000円の増額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

今回、4億6,000万余りの補正ということですが、まず歳入のほうからお伺いします。

3ページ、12、1、4の節4、行政財産使用料とありますが、これの内訳をお尋ねいたします。

次、4ページ、下から2つ目の財産収入、目の2、利子及び配当金ですが、日本エアコミューター株配当金922万2,000円とありますが、当初には入っておりませんでしたけれども、平

成28年度も補正で844万ほどありました。これについては、なぜ当初に入らないのか、当初に入れられない何か理由があるのか。そして、配当がないこともあるのかなど、お尋ねいたします。

その下の寄附金ですけれども、ふるさと思いやり基金寄附金の1億2,000万、これの予算として上げられている根拠についてお尋ねします。

次、5ページ、真ん中の繰越金、今回、前年度繰越金が1億余りとなっていますが、28年度の決算の歳入歳出の差引額は約2億8,700万とあります。これの、ここに入っていない分の行き先というか、使途についてはどうなっているのでしょうか。なぜこの金額が繰り越しなのか、お尋ねいたします。

次、歳出、8ページ、一番上の一般管理費についてですが、補助金、防犯灯設備設置の関係ですけれども、今年度、これまでの設置数とか設置場所、それから今回予算に補正しています金額についての予定、そして要望がどういうふうにあるのか、単価は幾らなのか、お尋ねします。

次、目の4、財産管理費、節の15、工事請負費として、公共下水道の接続がありますけれども、200万、これは町関係の施設として未接続だった2つのうちの1つになると思うんですが、この金額についても、ここの設置についても補助のほうが適用されるのでしょうか。お尋ねいたします。

それから、一番下のふるさと納税推進事業費ですけれども、節の8、報償費、ふるさと思いやり寄附金の報償物品として6,000万です。寄附金の予算が1億2,000万、そして報償物が6,000万ということは、ちょうど半額が5割の報償、返礼品かなと思いますが、国のほうでは3割以下にというような奨励もあるようですし、各県・自治体の取り組みについて、調査等も行われているようですけれども、これについてはどういうふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

それから、11ページ、上から節の19、負担金のところですが、補助金、亀津保育園分園建設補助金として800万余り入っていますが、この内訳をお尋ねいたします。

12ページ、目5、環境衛生費の節12、猫の不妊手術手数料が減額になっていますが、この状況をお尋ねします。

その下のほうの節19、徳之島3町ネコ対策協議会負担金が218万5,000円ですが、3町、これは協議会だから、ニャンダーランドとは別かもしれませんが、内訳をお尋ねいたします。

目11、一番下の節13、委託料として、自殺対策計画策定の委託料が400万です。これは全額国庫支出金となっていますが、768万2,000円の半分以上がこの委託料になっておりますが、この半分以上が策定委託料に使われることでいいのかなとちょっと不思議に思うんですけれども、この策定の内容について、そしてこの事業費の国庫支出金の使用予定の中身をお尋ねいた

します。

次、13ページ、目5の畜産振興費ですが、工事請負費2,400万とあります。これは、当初予算では受精卵センターの建設が2,230万とあったと思います。今回、研修施設として追加工事が入っておりますが、これの内容、お尋ねいたします。

14ページ、農地費の関係で、節19、負担金、県営畑総事業として1,500万余りありますが、これの内訳をお尋ねします。

その下のほうの目29の地籍調査費、13、委託料15万減額となっておりますが、ことしの地籍調査、国との関係でどれくらい計画をされているのか、ちょっとわかりませんが、減額になっている理由等含めて、地籍調査のことについてお尋ねします。

次、15ページ、商工費のところですが、観光費の節11、修繕費として、まぶーる君着ぐるみ修繕とありますが、まぶーる君が動き始めたのはごく最近だと思えますけれども、どういう状況で修繕が必要なのか、1着しかないのか、1着って言ったらいけませんね、確認します。

それから、下久志障害者用トイレ等、3つ、何か修繕が出ていますが、何かあったのでしょうか。内容をお尋ねします。

それから下のほうの節19、負担金関係で、徳之島観光連盟のところ、これは振り分けとどうか、交換になっているのかなと思えますが、観光連盟の関係が法人化されたような話も聞きますけれども、ここがどう変わったのか、内容をお尋ねします。

そして、16ページの上です。これは新しく出たと思えますが、町イチ村イチ出店機材借り上げ料とあります。これの内訳をお尋ねします。

それから、真ん中の土木費、目2の節14、180万、重機借り上げありますが、内訳をお尋ねします。原材料費についても、内訳を。

そして、社会資本整備道路事業費についても、委託料800万とありますが、この内訳と、その下の工事請負費が800万減額になっている内容をお尋ねします。

その一番下のほうの河川維持費のところですが、重機借り上げ実験材料含めて75万ですが、この内訳をお尋ねします。

次、17ページ、真ん中の消防費ですが、非常備消防費、節11の防災拠点施設修繕料とありますが、2,000万となっておりますので、ここの内訳、お尋ねいたします。

その下のほうの目3の節11、防災行政無線の関係ですが、これはどこの場所なのでしょう。全体的なことでしょうか。内訳をお尋ねします。

それから、18ページの一番下、学校施設整備費ですけれども、手々中学校庇爆裂修繕、これについてよくわかりませんので、内容をお尋ねいたします。

次、19ページ、一番下の図書館費ですが、公用車の購入が1,600万と上がってきていますが、移動図書館車ということで、これがどういう状況でこのたび購入になるのか、お尋ねいたしま

す。

20ページ、一番上の修繕費、学習センター施設修繕費とありますが、内訳をお尋ねします。

そして、その次の公共下水道の接続のところですか。これもさっきと同じ内容でお尋ねします。

目の10、町史編さん専門委員報酬ですが、月々、7カ月間、月12万ということでお聞きしておりますが、担当はどなたなのか、お尋ねしたいと思います。

次、21ページ、屋内運動場の建設事業費ですが、工事請負費、当初、2億ほどあったと思いますが、3,200万余り追加となっておりますが、これの内訳についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○総務課長（岡元秀希君）

総務課関連について御説明いたします。

歳入の3ページ、行政財産使用料、これは満久里住宅の敷地内にa uのアンテナが設置されることになりましたので、その使用料でございます。

4ページ、日本エアコンピューター株配当金ですが、これはエアコンピューターの収益が確定しないと配当金が幾らになるのかわかりませんので、現在、徳之島町は200株所持していますので、この収益が確定した配当金でございます。

5ページ、繰越金でございますけれども、これは決算剰余金のうち、財政調整基金に1億4,000万、明許繰り越し財源に1億1,076万6,474円、この残りを繰越金として歳入に入れているものでございます。

歳出の8ページ、防犯灯の設置事業補助金でございますけれども、これにつきましては、今回、各集落の要望がある程度決まってきましたので、これに対して新規で70灯、1万5,000円ですね、1灯当たり、あと、現在の蛍光灯から電気料の負担軽減ということで、LED灯へ切りかえたいという集落に対して165灯、1万円ですね、1灯当たり、あと、修理が必要なところが25カ所ございまして、これに1万円充てているものでございます。

同じく8ページの工事請負費ですけども、これは既存の浄化槽を廃止して、下水道につながるということで、町の単独一般財源でございます。

歳出の17ページ、これは防災拠点施設修繕料、1,000万円は市町村振興協会からの交付金を充てております。場所は徳和瀬、上花徳、畦、山里、金見、南原です。この修繕料につきましては、トイレの水洗化、配管、手すりの設置、クーラー、電気配管、あとは内装、外装、爆裂修繕、雨戸、シャッターでございます。まず、徳和瀬公民館712万円、上花徳173万円、畦302万円、山里437万円、金見342万円、南原36万となっているところでございます。

その下の防災行政無線設備屋外拡声子局につきましては、これは5年に一度、バッテリーの交換が必要だということで、子局、町内必要全39カ所ということになっております。

以上でございます。

○企画課長（住田和也君）

歳入の4ページ、ふるさと思いやり基金寄附金、これにつきましては当初予算に1億2,000万円計上してありましたが、既に8月末現在で1億3,000万円を超えているため、1億2,000万円追加計上させていただきました。

続きまして、歳出の8ページ、ふるさと思いやり基金の報償物品について、5割計上していただきまして、国が3割の考えを示していることにつきましてはですけども、この件につきましては、確かに4月の段階で総務省より3割ほどに抑えるような通知がありましたが、その後、総務大臣が新しい野田総務大臣にかわりまして、総務大臣の考えにつきましては、ふるさと納税の返礼品の競争の進化に向けて総務省名で自治体に出された通知について、自治体に任せるのが当然と強調、返礼品の選択を自治体の裁量に任せ、来年度からは通知を出さない方向で検討する方針を明らかにしているため、町では今のままの現状でいきたいと考えております。

○耕地課長（福 旭君）

耕地課の部分についてお答えします。

歳出14ページ、負担金補助金及び交付金について、県の補正の追加要望の調査がありまして、今回、第1花徳、第2南亀の追加要望を行うことになりました。第1花徳が事業費は3,900万、第2南亀が1億2,000万、計1億5,900万のうち10%が町の負担となりますので、その分を計上させていただきます。

それから、地籍調査費の委託料15万の減額ですが、これは、今回、需用費で消耗品費、印刷製本費を15万増額させていただいておりますので、その分の減額となっております。

また、地籍調査事業の現状ですが、申請を100%いたしました。国の交付決定については70%しか交付決定をいただいている状況であります。

以上です。

○農林水産課長（東 弘明君）

お答えいたします。

ページの13ページ、目5、節の15の工事請負費、受精卵センター研修施設の追加工事の件でございますけども、当初におきましては2,230万円で受精卵施設のほうを計上しておりました。そして、今回のこの研修センターの隣に隣接するところに研修施設、これにつきましては、鹿児島大学のほうから教授の方とあと学生の方が5名ぐらいずつ、地域連携ということで徳之島のほうにみえて、採卵まで、卵をつくるまでやっていただけると。そして、その中で地域の農家の方々やら、あるいは関係機関との勉強会であったり、そういうことの触れ合いもできるような施設ということで、今回計上をさせていただきます。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

土木費について御説明いたします。

まず、16ページ、8、2、2、道路橋梁維持費、14の使用料及び賃借料ということで、重機借り上げ料ということで内訳を御説明いたします。

側溝清掃町内一円を50万円、亀徳ガラスヌ線陥没補修15万円、母間池間2号線道路拡張55万円、大瀬橋橋梁補修15万円、緊急陥没45万円ということで合計180万円を計上しております。

原材料につきましては、側溝のふたが35万円、秋丸・マツキヨ前、ヤンマー前を予定しております。コンクリート代として15万円を補正しております。

また、その次の3、社会資本整備事業の委託料についてですが、当初予算で3,500万を予定しておりましたが、橋梁点検、19号線の調査、亀津共木屋線の排水、亀津井之川線の設計委託料を精査したところ、800万円の増額となり、工事費から800万円を組みかえております。

続きまして、河川費についてですが、使用料について、重機借り上げ50万円となっておりますが、その内訳を報告いたします。

里久川土砂撤去、母間20万円、麦田川土砂撤去、山20万円、小名発川土砂撤去、手々10万円の50万円となっております。

原材料につきましては、名田川ガードパイプ、井之川25万円を計上しております。

以上です。

○学校教育課長（向井久貴君）

歳出の18ページ、教育費の学校施設整備費でございます。修繕料でございますが、これは手々小中学校の軒部分、庇部分のほうでコンクリートの剥がれ、剥離が起きていまして、その修繕料でございます。

以上です。

○社会教育課長（深川千歳君）

歳出の19ページ、目の5、図書館費なんですけど、図書館ができたのが平成15年でそのときから図書館車を使って、今のところ、経年劣化でさびとか雨漏りとかして、一回はもう走行不能になったこともあり、それと本にカビがついたりしますので、今回予算に上げてあります。

20ページの需用費、学習センターの修繕費なんですけど、トイレとか非常灯電灯の電池とか、学習センター全般にかかっております。

それと、15の200万なんですけど、合同会館と一緒に、町の単独一般財源です。

10の町史編さん専門委員報酬の件なんですけど、まだ専門員は決まっておりません。

それと21ページ、歳出の21ページ、6、屋内運動場建設事業費の3,270万円なんですけど、当初計画した2億のときに、議会でも報告してありますが、ミーティングルームとトレーニングルーム、それに屋内運動場として2億で上げたんですけど、実際に設計が上がってきたときにミーティングルームとトレーニングルームはあったんですけど、屋内運動場が四方の壁がな

く屋根だけだったので、打ち合わせの結果、四方の壁をつくろうかということで、四方の壁をつくるためにトレーニングルームとミーティングルームをなくし、壁をつくるためにそれだけまた費用が3,270万かかったということです。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

歳出の15ページ、商工観光の修繕費でございますが、まぶーる君は1体でございます。今回、まぶーる君を使って、製作したんですが、いろんなイベントのほうに出ています。その中で、やっぱり中のほうの、そういうことは余り言いたくないんですけど、いろいろ故障がありまして、その修繕費でございます。

それと、トイレ、下久志、手々、なごみの岬なんですけど、センサーのほうが悪くて、来客者がふえているということもあると思うんですけど、手動のほうに切りかえということで、故障も少ないということでございます。

16ページ、一番上ですけど、借り上げ料、これは町村会のほうから事業でございます。今回、「町イチ！村イチ！2017」ということで、東京のほうで町の物産・観光のアピールということで行って、みのり館の商品等も販売します。その中で、2日間開催なんですけど、借り上げ料として、冷凍庫、冷蔵庫、テーブルほか、照明とか、そういうものの借り上げ料でございます。以上です。

ごめんなさい。15ページの観光連盟の35万ですけど、法人化になって観光連盟の強化ということで、35万を組みかえいたしました。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の11ページの19、亀津保育所分園の建設補助金ということです。

現在、分園が南区のほうにありまして、建物の老朽化とか、あと待機児童、向こうはゼロ歳児、1歳児を対象に保育しているんですけど、今20名の定員ですけど、待機児童解消のためにってことで10名増して、土地を購入いたしまして新築をするということでやっております。これが、総事業費が1億2,960万円で、国庫の補助金が2分の1ということで5,397万円で、町の負担が4分の1ってことで2,698万5,000円となっております。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の12ページ、下のほうの11、地域自殺対策モデル事業、これは国からの10分の10の事業でありまして、昨年、自殺対策基本法が一部改正され、全国的に展開しなければいけないということでありまして、モデル市町村として全国14市町村あります。その中で鹿児島県は鹿児島市と徳之島町のみです。徳之島町においては、離島における自殺対策のモデル事業として、これが終わりましたら、この徳之島町のモデルを来年からは全国の離島でこの策定したものを横

展開するということがあります。

8、報償費は、これは自殺対策の計画のパッケージに基づいて支払われます。この件は、専門の方しかできないもので、東京からのコンサルタントの報償費であります。

委託料は、やはりこれも専門的な機関しか策定が難しい、素人じゃできないということで、現在、保健予防事業にも来られております、徳之島町のデータ、実態を昔から知っている方なんですけど、くまもと健康支援研究所というところの松尾先生がいらっしやいまして、これを策定いたしまして、先ほど申し上げましたとおり、全国的にこの離島における計画を国が使うということで、この金額になっております。これは、保健センターの吉田と国の担当者が直接やりとりしまして、この予算の配分になっております。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

歳出の12ページ、目の5、環境衛生費、12の役務費でございますが、当初、猫の不妊手術手数料として計上してございましたが、参加町の協議会で、3町一緒にまとめてやるということで、19の負担金のほうに組みかえしております。

そしてまた、今現在、町の担当が捕獲員として猫のTNRを行っておりますけども、ほかに捕獲員を3町で2人程度雇用しようかということで、100万ずつ、3町、計上しようということで今回上げてございます。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

歳入の4ページ、日本エアコミューターの株の配当の関係ですけれども、株を保有しているということと毎年配当金があるということは承知しているところなんですけど、ないことがないのであれば、当初に当初予算として幾らか上げておくのが普通かなと思ったりするのでお聞きしたんですけれども、配当がないことはないのか、必ずあるのかどうか。そして当初にそれを入れることはできないのかということ、もう一度、お尋ねをします。

歳出ですが、順番に行きますと、目の4の、「何ページ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、8ページです。目の4の合同会館の公共下水道の関係ですが、ごめんなさいね、町の単独とおっしゃったので、町民に活用しているような補助対象というものはないということなのか、少し教えてほしいと思います。

それから、11ページ、待機児童解消に向けて期待されますけれども、これはもう来年度からスタートできる状況であるのか、お尋ねしておきます。

それから、12ページの一番下、自殺対策モデル事業の関係ですけれども、鹿児島県内の市町村からは徳之島町が選ばれているという、なぜなのかなと、自殺者数が多いのかどうかわかりませんが、その先生が実態をよく知っているということで、今、御説明聞いたので少しはわか

りますが、このところ、自殺者数が何人あったとかいうのを聞かないものですから、最近の状況等、わかりましたら教えていただきたいと。

そして、半分以上がこの策定料に使われるというのはもったいないような気はしたんですが、十分中身がわかって、全国に使われるような内容に、充実したものになるだろうと、そして実態に合ったものができるだろうというふうなことを考えると、理解はするところですけども、これが実際どういうふうに活用されていくのか、そしてどういうふうにこの事業について町として動いていく予定なのか。旅費とか消耗品費とかありますけれども、どういう形で動かされるのかなというところをもう少し教えていただきたいと思います。

それから、14ページの地籍調査の関係ですが、申請100%したけれども、75%ということで、この申請した100%というのは、町内のまだ進んでいない、できていないところの調査、必要などを100%出したということなのか、もう少し詳しくお尋ねいたします。

そして、今は何%ぐらいまで来ているのかということですね。

15ページ、本当にセンサーなどではなくて、やっぱり手軽にというか、故障の少ない手動にかえるのは本当に正解だと思います。また以前は破損されたりとかいうこともあったんで、そっちを心配したんですが、ここのトイレについて、今は町のほうで定期的に点検とかされていると思うので、そういうことが発見にもつながると思いますけれども、今、どれくらいの間隔で、これは掃除とか点検はされているのか、お聞きしたいと思います。

それから、16ページの土木費のところですが、いろいろ側溝やら橋やら修繕、土砂撤去等あるようで、進められているなと思います。気になるのは、大瀬橋のところ、橋のところは至るところあるんですが、ダイマルのすぐそばの大瀬橋のところは、アコウの木がかなり大きくなっているんです。こうした修繕をするのも大事ですけども、このアコウの木、このまま放置しておく、影響が出てくるんです、橋とか側溝というか、壁に。あそこは、いつどういうふう撤去するのか、お尋ねしたいと思います。

それから、この中に母間の防災時の避難路について、地域から手すりの修繕の要望とか出ていましたけれども、道路の関係ですね、ここは入れてくださっているのかどうか、確認をいたします。

次の17ページ、消防費のところですが、防災拠点の施設の関係で、水洗化とかも進んでいるということですが、これでもう避難拠点施設については、全て水洗化が終わるのか、お尋ねします。

そして、その下の防災行政無線の関係ですが、バッテリー交換ということで、個別受信機、室内の個別受信機についても電池を定期的に交換しないと、定期というか、一定期間で交換しないと腐食して、これが中のソケットも腐食して結局使えなくなってしまうということがあるんですが、この電池交換が必要だということも知らない方もおりますので、ここについては周

知するようなことが必要ではないかなと思いますが、これはどうなっているのでしょうか。

19ページの図書館費、車の件ですけれども、平成15年からというとかかなり長い期間頑張っていたんだと思います。交換も当たり前かなと思うんですが、こういう場合は本当に当初予算に入れるべきだと思うし、入れていいと思うので、もう少し早目に、対応、対策を考えていただきたいものだと思います。

20ページの、郷土資料館費の関係で、専門委員はまだ決まっていないということですが、どういうふうな形で選出されるのか、ちょっと考えられているところあったら、そしていつごろされるのか、お尋ねしたいと思います。

最後の21ページ、運動場ですけれども、結局、ミーティングルームとトレーニングルームはなくて、運動場だけということになるのか。

そして、当初で聞いたときの広さが30メートル掛ける40メートル掛ける6メートルと聞いていて、その6メートルというの、少し低いんじゃないかなという気はしたんですけれども、その設計が上がってきた段階で、このところについては問題はなかったのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

エアコンピューター株式会社の配当金について御説明申し上げます。

これは、企業の収益が増収であったら配当があります。減収だったら配当はないので、その1年間の収益によって毎年変わりますので、見込みで歳入にとることはできないということです。確定してから、歳入で計上するというところでございます。

あと歳出、防災拠点施設ですけれども、これは全集落の公民館、今後とも修繕等必要なときは、防災拠点ということで修繕をしていきたいと思っております。

あと個別受信機ですけれども、今そういった電池とか、苦情のあるところ是对応しておりますけれども、今後また広報紙等で周知はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福岡兵八郎君）

ちゃんとページ言ってくださいね。

○耕地課長（福 旭君）

14ページ、地籍調査費についてお答えします。

先ほど100%と言いましたのは、29年度の調査地区100%に対して70%の交付決定があったということです。29年度は神嶺、亀津、白井地区を計画しておりました。それから、28年、29年と国費ベースで108億円の地籍調査事業費が計上されております。108億円と29、28と変わっていませんが、地籍調査を申請する市町村がふえていますので、どうしても申請した額の100%を交付決定していただくことができなく、今回は70%の交付決定となっております。

○建設課長（亀澤 貢君）

総務課の合同会館公共下水道接続工事についてですが、（「何ページ」と呼ぶ者あり）申しわけございません、歳出の8ページ、先ほどの幸議員の質問で単独なのかということですので、お答えします。

官公庁の施設については、補助金を交付しないこととなっておりますので、単独事業になります。

続きまして、建設課のアコウの木についてですが、幸議員、安心してください、やりますので。

以上です。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

15ページ、商工費、観光のトイレ修繕ですけど、観光で2名の清掃、伐採、観光地の伐採ですね、お願いしているんですけど、月曜日から金曜日まで1日1回は各観光地のトイレの清掃、点検を行っています。

○社会教育課長（深川千歳君）

19ページ、図書館費の件なんですけれど、五、六年前からずっと当初でお願いしていたんですけど、やっとなつたというか、今から予算をまた審議してもらうので、よろしく思っています。

それと、21ページの屋内運動場なんですけど、当初よりもミーティングルームとトレーニングルームはなくなっています。高さのほうは、こちらのほうの要望で6メートル以上はしてくださいということを設計会社をお願いしてあります。

○議長（福岡兵八郎君）

早目に当初で組むべきだったんじゃないのかという質問です。図書館車、公用車。

○社会教育課長（深川千歳君）

こちらのほうとしても当初組みたかったんですけど、財政のほうがちょっと厳しいということで、今の時点になりました。

○総務課長（岡元秀希君）

この図書館車につきましては、一般財源としては大きいので、市町村振興協会の交付金を1,000万円ほど充当しているのですが、今回その交付金が来たのが、今年度に入って6月ごろでしたので、当初には組めなかったということでございます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

亀津保育園の分園の件なんですけど、11ページ、一応今、国・県への申請を行っておりまして、今年度中に建設いたしまして、来年、平成30年4月1日開園を目指しております。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の12ページの一番下の11の自殺対策ですけど、残念なことながら、ここ数年ですけど徳之島町は、3～4名の方が痛ましいことにお亡くなりになっております。昨年からことしにかけて相談会も開催したところ、小学生から高齢者までなんですけど、十数名の方が相談会にいらっしゃっております。

ここに、9の旅費ですが、このモデル事業をするに当たって、東京、国のほうに、福祉も絡んでおりますので、福祉の保健師が1人と保健センターの職員が2人で、4回呼ばれますので、4回分の旅費になっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

歳入の4ページ、しつこいようですけど、見込みではできないとおっしゃったので、何でもここまで言ったかといいますと、いろんな項目の中に1,000円という予算が結構入っているんですね。ですから、やっぱり項目として存在するためには、最初に必要なのかなということで、組んであるのかなと思っていたものですから、ないことというのはこれまでもなかったし、1,000円とか組んでおけば、項目としてあったりするのかなと思ったので、お尋ねしたままです。別にそれはそれで、わかりました。

歳出の11ページ、保育所の開園の件ですけれども、来年の待機児童が10名も少なくなるのかなと思うと、期待するところですけども、ここについてやっぱり重要なのは保育士の数かなと思います。今から対策しておかないと間に合わないと思うんですが、この保育士の問題の解決は、できる予測ついでいるのでしょうか。対策とられているのでしょうか。

それから、14ページ、地籍調査の100%の意味はわかりました。そして、今現在、町内全体としての進捗率がどうなっているのか、お尋ねいたします。

16ページのアコウの木は近く切ってくれるということですが、県道であります、亀徳の橋のところも、小さいのがかなり10カ所ぐらいあるんです。あれも県のほうに要望1回はしていただいていると思いますが、小さいうちに対策すれば、予算も少なくて済みますので、対応等を急ぐよう助言していただきたいと思います。

それから、先ほどお聞きしました、母間の避難路の坂道と柵の関係ですが、再度お尋ねします。予定があるのか、もう終わったのか。

そして、17ページ、防災拠点の関係です。水洗化されてなくて、まだ残っているところがあるのかどうか、お尋ねしておきます。ここはもう急いだほうがいいと思いますので。

以上です。3回目の質問で、終わります。

○耕地課長（福 旭君）

14ページ、地籍調査についてお答えします。

徳之島町の地籍調査の進捗率は、たしか17%だと思っておりますが、後ほど、ちゃんとした数字を提出したいと思います。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

亀徳大橋についても県のほうにお願いしていますが、県のほうといたしましては、まだ道には影響ないということで、置いているところだと思いますけれど、また幸先生がそう言ってましたということをお願いしておきます。

続きまして、母間の緊急避難路の件については、実は担当が総務課にありますので、今ちょうど総務課長もいましたので、今度検討させていただきますということでした。総務課の災害のほうで担当だったので、私もたまたま、それ居合わせたので、そのようにお願いしておりますので、一応検討させていただきますということでした。

○企画課長（住田和也君）

済みません。先ほどの答弁について修正させていただきたいと思っております。

先ほど、4ページの寄附金、思いやり寄附金の8月末現在の金額を、1億3,000万円を超えていると答弁しましたが、ちょっと数字を見違えていまして、1億135万円に修正させていただきたいと思っております。どうも済みませんでした。（「結構ですよ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（岡元秀希君）

済みません、もう一度お願いします。もう一度、ちょっと聞き逃しました。

○議長（福岡兵八郎君）

質問がわからなかったということでいいです。結構です。どうぞ。

○8番（幸 千恵子君）

避難路ではなくて、トイレの水洗化がまだできていないところ、災害時の避難拠点に残っているかどうか、全て終わったかどうか。

○総務課長（岡元秀希君）

水洗化については、今なっていないところは、畦、山里、徳和瀬。あとは水洗化になっていきますけども、洋式化をしていこうかと、あとの公民館ですね。そういうことを今考えているところでございます。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（勇元勝雄君）

歳入の4ページ、14、3の1、権限委譲、4の権限委譲委託金70万、これは県からの権限委譲の件だと思いますけど、また延長が伸びたのか、また新たにその箇所が出たのか。

同じく15、1の1、財産収入、亀津新漁港貸し付け料2万9,000円、これはどこの場所か。

5ページ、17、1の5、ふるさと思いやり基金繰入金9,997万6,000円、その内訳、事業への内訳。

歳出で8ページ、2、1、2の11、需用費100万、その内容。

2、1、16の企画費、11の公用車修繕費10万5,000円、その内訳。

2、1、26のふるさと納税推進事業費、11の消耗品102万7,000円、内訳。

10ページ、3、1、9、19、臨時福祉給付金経済対策事業、事業の内容。

11ページ、3、2、1の11、需用費、尾母へき地保育所天井扇風機修繕となっていますけど、修繕に恐らく5万4,000円はかからないと思うんです。備品で買うべきじゃないかと私は思います。どうでしょうか。

同じく19、負担金及び補助金、亀津保育園分園建設費補助金、現在、待機児童が何名か。保育園分園を増設することによって、待機児童は解消されるか。

同じく11ページ、4、1、3の予防費111万、11需用費の111万8,500円の内訳。

同じく20、扶助費108万7,000円、離島地域不妊治療助成事業、これは当初にはなかったようですけど、今まではどういう対応をしていたか。

12ページ、環境衛生費、14の重機借り上げ料80万、その内容。

同じく12ページ、目11の8、報償費、これは何名への報償費か。

6、1、9の8、報償費、カミキリムシ買い上げ、現在の買い上げ数は。

30、11の修繕料、南原研修ハウス修繕費、それに関連して亀徳の平張ハウス、去年の議会で民間に貸し出しということでしたが、現在どうなっているか。

同じく6、1、25、みのり館、需用費250万、消耗品の内訳。

14ページ、目33、徳之島生まれブランド牛推進事業費、報償費14万円、どのような事業か。

11、需用費81万3,000円、どのような内容か。

15ページ、7、1、6の、全体的にどのような品物の出店を予定しているか。

17ページ、8、6、1の住宅管理費、11の需用費、小郷団地給水装置修繕76万、どのような内容か。

18ページ、12、2の18、備品購入286万、プログラミングロボ、どのような物か。

19ページ、亀津中学校プール建設事業委託料383万4,000円、これは入札残なんだと思いますが、どのような内容か。

同じく14、1の幼稚園費、9月補正でこれだけの金額を下げた理由はどのようなものか。

15、2、文化財保護費144万、臨時職員の賃金を下げたのはどのような理由か。

15、5の図書館費1,600万、備品購入費、現在、図書館の車、4分の1ぐらい外に出ているわけですね。1,600万もかけるわけですから、その公用車を入れる車庫をもっとびしっと整備

してもらいたいと思います。

15、6の生涯学習センター管理費200万、15の工事費200万、下水道接続工事200万は組んでいますけど、工事するに当たっては設計委託料が要ると思うんですけど、設計委託料を組まなかった理由。

同じく18番、備品購入62万3,000円、どのような物に使うのか。

21ページ、16の6、屋内運動場建設事業費、これは去年11月、議会で大塚のほうに視察に行きました。その研修レポートの中に、これだけの建物をつくるためには、諮問委員会でもつくって、ぴしっとしたものをつくらなければいけないという研修レポートを出しました。その規模が30メートル掛ける40の6メートル、今度の3,270万の内訳の中にトレーニングルームとかいろいろありましたけど、その30メートル掛ける40の中にこの施設を入れるのか。

21ページ、11の1の現年災、使用料及び借り上げ料が70万組まれていますけど、現在、耕地課のほうには技術屋はいないと思うんです、県のほうに研修にやって。もし災害が起きた場合、現在の人数で対応できるのか。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

しばらく休憩いたします。

11時半から再開いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほど幸議員から3回目の質疑がございました、11ページの款3項2に関係するところで、保育士は大丈夫かという質問に対しての返答がありませんので、豊島課長から答えていただきます。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

これは、計画書にも保育士の数等明記しないといけないということがありますので、亀津保育所に聞きますと、確保はできるということで、計画を進めているところです。

○議長（福岡兵八郎君）

では、勇元議員の質疑に対してのお答えをお願いいたします。

○総務課長（岡元秀希君）

まず、総務課のほうからお答えいたします。

歳出の8ページ、文書管理費、需用費の件ですけれども、これにつきましては、主な大きな

ものは、町の例規集、県の例規集の差しかえ分でございます。

あと、このほか官報の購読料、文書管理のための段ボール箱等の購入がございます。

以上です。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

4 ページ、14、真ん中の14、総務費委託金権限委譲委託金の70万についてですが、当初1,270万でしたが、キロメートル当たりの単価の増ということで、70万円の増になりました。

続きまして、歳出のほうです。

17ページ、8、6、1の11、需用費修繕費、小郷団地給水装置修繕費76万円の件なんですけど、小郷団地におきましては受水槽からポンプ2台、自動制御によって各棟へ給水を行っております。しかしながら、現在故障のため、1台で手動で行っている状況で、これを一式取りかえなければいけないということで、76万円の見積もりとなっております。その取りかえのことで

以上です。

○農林水産課長（東 弘明君）

歳入の4 ページ、15、1の1、亀津新漁港貸し付け料2万9,000円ですけれども、これはJAの春祭りの展示会に伴う計上でございます。

それから、歳出の13ページ、カミキリムシ買い上げ75万円、現在、6月時点で既に2万2,760匹が購入されておまして、10月までの買い取り締め切りで、今から1万5,000匹を今予定をしておるところでございます。75万の予算計上をさせていただいております。

それから、修繕料、南原研修ハウス配管修繕ですけれども、これはハウス内への、それぞれのハウスへの引き込みの切りかえでございます。

それから、徳和瀬ハウスの件ですけれども、これにつきましては、今年度修繕をいたしましたけれども、側面のほうがまだできてなくて、その材料が少し足りなくて、その側面のほうの修繕をした上で、30年度から貸し付けをするというふうに今現在進めているところでございます。

それから、14ページ、33、節の8、報償費ですけれども、これにつきましては需用費と関連するんですけれども、ことしの11月の29日、「いい肉の日」という日が設定されておりますけれども、町内の小学校、それから中学校のほうに徳之島生まれの子牛を鹿児島県ののぎきさんのほうで肥育をされて、それを福井県の高島屋さんのほうで肉の販売をしているわけですけれども、この報償費につきましては、のぎきさんのところとあと福井県の肉屋さんの高島屋さんの、ここまで徳之島に来てからのに対する、旅費も含めた報償になっております。

それから、消耗品であります81万3,000円、これは学校教育課と連携しながら、徳之島生ま

れのブランド牛のざき牛を使った、11月の29日の給食に提供するというので、この予算を計上しているところでございます。

以上です。

○企画課長（住田和也君）

歳入の5ページのふるさと思いやり基金の繰入金につきましては、歳出の8ページのふるさと納税事務費用分の基金積立金の1億2,000万円を除いた6,371万6,000円と、あと、今、農林水産課長が答弁いたしました徳之島生まれのブランド牛推進事業、また、歳出18ページのプログラム教育推進にかかわる事業と歳出の19ページ、移動図書館車購入事業と歳出21ページ、屋内運動場建設事業のために取り崩しを予定しております。

歳出のほうにつきましては、歳出の8ページ、企画費の公用車の修繕料10万5,000円、これにつきましてはクーラーの修理代が4万2,120円、あと車の接触事故がありまして、その修理代として6万2,700円支出しております。

修理代につきましては、平成29年6月に畦のほうで公用車の、T字路においてちょっと事故があり、過失割合は5・5となりまして、あとは相手方が支払っております。

あと、ふるさと思いやり基金推進事業費の消耗品102万7,000円、これにつきましては、カラープリンターのトナー代91万3,000円等、コピー用紙代7万円、あとパンフレットのスタンド代が4万4,000円となっております。

○耕地課長（福 旭君）

歳出21ページ、11、1、1の14、使用料及び賃借料について、6月中旬に大雨がありまして、圃場ののり面が崩落した箇所がありました。その復旧が1カ所、また8月初めに建設課より農道が崩落している箇所があるということで連絡を受けまして、ここの復旧費が1カ所、計2カ所の復旧費となります。

それから、議員が質問にありました技術者についてですが、今、ただいまのところ耕地課には技術者はいない状態ですが、私が課長になる前、一応、技術者として務めさせていただいておりましたので、部下について、ただいま指導といいますか、育成を行っているところであります。災害が起きたときは、耕地課一丸となり、私も工事発注に当たって一緒に努力しているのかなと考えているところであります。

以上です。

○学校教育課長（向井久貴君）

お答えいたします。

歳出の18ページ、10の2の3、プログラミングロボットNAOですが、これにつきましては、ちょっと小さいですが、こういったロボットでございます。これは、小学校の低学年向けの導入部分として考えております。と申しますのは、人と同じような動きをしますので、わかりや

すいということで、この2体、最終的には複雑なプログラムを組みますと、踊りであったり、例えば方言等の会話をできるようになると考えております。

それから、19ページ、13、4、亀津中学校プールの設計でございますが、内容につきましては5コースを予定しております。その中にトイレ、それから更衣室、シャワーを完備したものでございます。工事着工につきましては、来年度予定をしております、（発言する者あり）急に下がったのは入札残でございます。工事は、来年着工いたしまして、来年度に竣工予定でございます。

それから、幼稚園管理費、その下のほうでございますけども、残念ながら1名の退職者が幼稚園のほうで出まして、その分の減額でございます。

以上です。

○地域営業課長（幸田智博君）

お答えします。

歳出の13ページ、25のみり館運営費、11消耗品、これはのみり館のほうで売店がございませう。その中で販売している、島内業者の商品の購入ということでございます。

15ページ、商工費、7、1、6の「町イチ！村イチ！」の出店ですけど、12月の2、3に実施されます。商品の内容としては、アイス、カレー、ジャム、シークニンジュース、今後また、12月ということで、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○社会教育課長（深川千歳君）

歳出19ページ、15、2の7、賃金なんですけど、町史編さん委員の臨時賃金と考えていたんですけど、臨時ではどうしても対応できないということで、町の編さん委員というのはある程度の書籍等の編さん技術と文献等の使用・価値に知識が必要であるということから、20ページの10、郷土資料館のほうに組みかえました。

19ページの図書館費の備品購入の図書館車の車庫の整備なんですけど、当初、買いかえるに当たり、地下の駐車場に入らないかということで高さを検討したんですけど、地下の駐車場に入る高さになると、図書館車の中に入って本を選択する場合に中腰になってしなないといけなくなるということなので、今の高さになり、今の車庫をまた使用することになりました。

20ページの6、生涯学習センター管理費の15、200万の設計なんですけど、設計のほうは建設課のほうにお願いしてあります。

同じく、18備品購入費なんですけど、生涯学習センターのホールにありますテーブル4台と椅子を36台が工作室に行っていますので、今、ホールで行うときに椅子と机が足りない状況になっていますので、工作室のほうにテーブルと椅子を購入予定です。

歳出の21ページ、屋内運動場の件なんですけど、議員が言われました、諮問委員会をつくっ

ておりません。それと、30メートルと40メートルの中にミーティングルームとトレーニングルームは入っておりません。

○介護福祉課長（豊島英司君）

歳出の10ページ、3の1の40の19、臨時福祉給付金ですけど、これは28年度から明許繰越した分の経済対策分の臨時福祉給付金で、一応、対象者が4,514名、8月31日までの支給人数が3,981人ということで、約500名分が不足するというので、これ、国から100%入ってきますんで、これで今から500名分の支給をするということで、今やっております。

次が11ページ、尾母へき地保育所の扇風機、天井扇風機の修繕費、これは扇風機自体じゃなくて、基盤、配線等を修理をしなければいけないということで、こういう、5万4,000円計上しております。

次の亀津保育園の関係ですけど、待機児童の関係ですが、4月始まり当初12名おまして、途中で1名入園できまして11名となっておりますけど、それ以降10名の方がまた待機ということで現在21名です。もうほとんどがゼロ歳児、1歳児、もう出生届を出すと同時に保育所の入所申し込みもやるというような状況で、保育園でもゼロ歳児、1歳児、もう保育士のやっばり数が、ゼロ歳児、1歳児、必要ですので、保育所でも受け入れられないというような状況が発生しております。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の11ページの下の方になりますけど、予防費、11需用費、医薬材料費、この医薬材料費はワクチンでありまして、水痘ワクチン、不活性化ポリオワクチン、MRワクチン、B型肝炎ワクチン、日本脳炎ワクチン、4種混合ワクチン、BCGワクチンであります。

その下、20扶助費、離島地域不妊治療支援事業費、その下のハイリスク妊婦出産事業費もですけど、例年より、ことしになって多く申請がありまして、その4組の5往復分の交通費と宿泊費になります。

ハイリスクにつきましては、既にもうオーバーしておりまして、例年より、6組5往復分の旅費、3分の2の助成であります。

それと、12ページの11、自殺対策モデル事業費の8報償費、それぞれ生活困窮者支援、SOSの出し方教育、自殺対策職員研修、それぞれ時期と対象者が違いまして、それぞれコンサルタント、講師が1名ずつ、東京からの往復の交通費と宿泊費も含まれております。

以上です。

○住民生活課長（政田正武君）

歳出の12ページ、目の5環境衛生費、14の借り上げ料でございますが、この件につきましては、先日、大沢議員と是枝議員から要望のありました、下久志の海岸のコンクリート片の撤去

費用でございまして、中身といたしましては、ユンボ、ダンプ、ともに4日間、ニブラが2日間、あと回送、コンクリート片が約50立米となっております。

○5番（勇元勝雄君）

今、社会教育のほうから下水道つなぎ込み200万、設計のほうは建設課のほうにお願いするということでもございましたけど、財産管理のほうで設計料63万組んでいますよね。それも建設課のほうにお願いできないか。

11ページの3、2、1の児童福祉135万、14の重機借り上げ、その内容。

21ページ、今現在、耕地課のほうから県のほうへ出向して研修に行っているみたいなんですけど、農業土木、一般土木と、今、研修に行っているところが、合庁の建設課なんですよね。農業土木と一般土木、恐らく、ある程度は中身が違うと思うんですよ。研修にやるんだったら、出身課に関係ある課にやらなければ、研修は、できないというわけじゃないんですけど、中身がちよっと違うと思うんですよ。それをどう考えるか伺います。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、その21ページの款項目節、どこですかね。

○5番（勇元勝雄君）

11、1の1、災害……

○議長（福岡兵八郎君）

11の1の重機借り上げですね。重機借り上げについて返答すればいいですね。

○総務課長（岡元秀希君）

歳出の8ページ、財産管理費、この測量委託につきましては、下の工事請負費の公共下水道接続工事の測量設計ではございません。これにつきましては、南区の副町長の自宅のその前の町道沿いに町有地がございますので、その町有地の測量委託料でございます。

あと、人事の件で、県の建設課のほうに職員を派遣しておりますけど、これにつきましては、以前、耕地課にいまして、福課長のほうで農業土木等々についても、ある程度知識がございますので、建設課で、そういういろんな工事事務、現場測量、そういった設計に対応できるものと考えております。

○議長（福岡兵八郎君）

勇元議員、これでいいかな。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

借り上げ料なんですけど、これ、井之川へき地保育所のフェンスが、それこそ簡易なものでして、今、神之嶺小学校と併設されているんですけど、昨年度の大島支庁の指導監査にもありまして、ちゃんとしたフェンスにしてくださいということでありましたので、神之嶺小学校と

も協議いたしまして、フェンスを設置することにしました。子供たちが、今は手を突っ込んで
も、棒っ切れとか、そういうものもとれるような状況で、ちょっとした事故があったりとか、
そういうのもありましたので、今回、フェンスを整備するというので入れております。

○5番（勇元勝雄君）

今、フェンスの設置ということでございますけど、総務課長、フェンスの設置、借り上げ料
でいいんですか。

○議長（福岡兵八郎君）

一般質問と内容が違いますので、この議案の款項目、しっかり行ってから、それについてお
願いします。

○5番（勇元勝雄君）

はい。11ページ、3、2……

○議長（福岡兵八郎君）

11ページの……

○5番（勇元勝雄君）

3、2、1の14、135万、重機借り上げ料、フェンス設置だという、今、説明がありました
けど、予算的にはそれでよろしいのでしょうか。

○総務課長（岡元秀希君）

お答えいたします。

これにつきましては、その下のほうに原材料費、これ、ブロックの原材料ですけれども、こ
れ、工事費で出すと320万ほどかかるということで、建設課の建築担当と協議して、借り上げ
料と原材料でブロックを積むということにいたしました。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号、平成29年度一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これで、午前中の議案を終了いたします。

昼は1時半から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第5 議案第57号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第5、議案第57号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第57号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ401万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,023万7,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、繰入金274万1,000円、繰越金127万円の増額であります。

歳出の内容は、施設整備費300万円、総務費101万1,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただけますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

歳出の4ページ、上のほうの節11光熱水費の100万、そして、下のほうの11、消耗品費の300万の内訳をお聞きいたします。

○水道課長（琉 好実君）

お答えいたします。

まず、一般管理費、旅費、旅費の会場が奄美市から鹿児島市に変更になりましたので、その差額の補正でございます。

それから、流用費の100万、光熱費、これは電気代でございまして、今、浄水場の更新事業をしておりまして、29年度から新たに手々、金見、畦、浄水場が急速ろ過になり、その稼働に伴う電気代でございます。

その下の設備費の消耗品300万は、これも同じように新しく急速ろ過施設に伴って、薬品が必要になりましたので、その薬品、次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミの薬品代でございます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第58号 平成29年度国民健康保険事業特別会計 補正予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第6、議案第58号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第58号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,050万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容は、繰入金1,070万2,000円、繰越金208万7,000円、県支出金41万5,000円の増額、前期高齢者交付金1,090万7,000円の減額などであります。

歳出の内容は、諸支出金708万円、総務費56万2,000円、保険事業費14万5,000円の増額、前期高齢者支援金等534万5,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから、質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

歳出の4ページ、上から2つ目、総務費のところですが、右の節1 国運営協議会と読むのか、国保の「こく」なのかわかりませんが、これ、県単位の関連かと思いますが、それでいいのか、そして、委員のメンバーはどういう人を対象に選ばれるのかをまずお尋ねします。

下のほうの後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者支援金が500万余り減額になっている、その内訳をお尋ねいたします。

以上です。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳出の4ページの真ん中ほどの総務費1 運営協議会費、報償費ですけど、大変済みません、国保運営協議会であります、国ではありません。

そして、委員としてはまず、広域代表者と、被保険者代表、議員代表という形で9名いらっしゃいます。

それと、下のほうの後期高齢者支援金の減は、これは2年前の実績、27年度の実績がありまして、それが確定通知に伴って減となりましたので、その分、今年度で相殺するということになっておりますので、534万5,000円、相殺されてマイナスとなっております。

以上です。

○8番（幸 千恵子君）

国保運営協議会ということですが、広域被保険者代表、議員代表ということで、新しく始まる制度ですので、委員として、委員になられても内容がわからないと議論になりませんし、もちろん担当課のほうからきちんとわかりやすい説明があると思いますが、それを十分説明して

いただいた上で、徳之島町としてのやっぱり意見はきちんと県なり、国なりにものが言える状況でなければ、何でも向こうが言うように、はい、わかりましたでは話になりませんので、先日、県にありました議員の研修会でも片山先生のほうから言われました、やっぱり国から来るもの、県から来るもの、何でもはいはいと聞くだけではだめだと、ちょっとおかしいんじゃないのと疑問を持って臨まなければよくならないということで研修を受けました。

やはり、新しい制度になるわけですから、何でもそうですかではない、ちゃんと議論のできる人を選出していただきたいということをここで切に申し上げたいと思いますが、これはいつごろ決まるのかということでお尋ねしていいですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

いつごろというか、いつの時期に開催されるということですかね。

昨年度まででしたら、年に2回ありました。ことしは、その制度改革1年前ということで、今回2回、計4回運営協議会を開催するというので、今回、計上いたしました。（「委員をいつ決めるのか」と呼ぶ者あり）

2年の期間があります。

前からありますが、以前から、この協議会ありまして、年2回開催されておりました。

ことしは、ふやして、2回ふやして4回、開催することにしました。

○8番（幸 千恵子君）

ことしは2回ふえる分の補正ということで理解しますが、これまで2回は会議あったということだと思えますけれども、この制度の改正にあたって、今、どういう議論っていうか、きちんと議論がされているのか、何もわからないけれどもという感じなのか、その協議会の内容を少しお尋ねしていいですか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えします。

昨年度までであれば、予算決算のことで話し合いがありました。

ことしは2回ふやしたというのは、国の方針とか決まりましたら、そこで国保運営協議会に答申しまして、審査とか、いろんな意見を聞きまして議会のほうで議決していただくので、そのこれで3回試算ありましたけど、8月の末に運営協議会したばかりで、その後に来たので、その後の説明をしまして、答申等をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（勇元勝雄君）

歳入2ページ、9、1、1の繰入金、当初で1億500万、補正で1,020万7,000円、去年の実

績から考えて、今後補正を必要とするか、しないか。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

必要になるかと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第59号 平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第7、議案第59号、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第59号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052万3,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、繰越金23万5,000円の増額であります。

歳出の内容は、予備費17万6,000円、事業費5万9,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第60号 平成29年度介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第8、議案第60号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第60号の提案理由の御説明を求めます。

本議案は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,326万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,955万7,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容は繰越金2,285万円、繰入金41万円の増額であります。

歳出の主な内容は、諸支出金1,485万円、保険給付費800万円、総務費41万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただけますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○8番（幸 千恵子君）

4ページ、歳出です。

総務費のところですが、節19負担金が30万ちょっとふえています。この増額になっている原因ですね、認定審査会の関係だと思えますが、お尋ねします。

そして、款2の項1、4、6については同じなんです。それぞれ増額になっています。

利用件数として、どういう状況であるのか、今年度の利用状況について、少しお尋ねいたします。増額になっているのでふえているからかなと思えますけれども、お尋ねいたします。

○介護福祉課長（豊島英司君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、審査会の回数がふえたりとか、そういうところで事務費がふえているってことです。

サービスのほうも件数がふえているってような状況で、増額をしているような状況であります。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第61号 平成29年度公共下水道事業特別会計補
正予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第9、議案第61号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第61号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を
求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ1億8,447万3,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、繰越金49万4,000円の増額であります。

歳出の内容は、総務費49万4,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

歳出の4ページ、1総務管理の12火災保険料、当初で16万組んでありましたけど、19万ふえ
た理由。

○建設課長（亀澤 貢君）

お答えします。

この火災保険料については、1年間おこなっているみたいで、1回分、ここで補ってちゃんと
した支払いをしようかと思っています。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、平成29年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第62号 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第10、議案第62号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第62号の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,540万5,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、繰越金167万4,000円、諸収入13万4,000円の増額。

後期高齢者医療保険料23万3,000円の減額などであります。

歳出の内容は、予備費74万2,000円、保険事業費66万1,000円、後期高齢者医療広域連合給付金16万9,000円の増額などであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

○5番（勇元勝雄君）

歳入2ページ、1、1の2滞納分23万3,000円減になった理由。

歳出4ページ、3、1、1の18備品購入、何に使うのか。

同じく、3、1、3の13いきいき教室の委託料13万1,000円、場所がふえたのか、その場所は。

○健康増進課長（芝 幸喜君）

お答えいたします。

歳入の2ページ、上のほうですけど、普通徴収滞納繰り越し分、これは3月に予算を立てたんですけど、この出納閉鎖期間の5月までにこの分が入ってきたために今回、減額にしてあります。

歳出の4ページ、真ん中ほどの保険事業費の備品購入費、これは長寿健診とか、健康グランドゴルフ大会時に使用するために購入いたしました。

いきいき教室委託料、下のほうの委託料ですけど、これは4月に県民総合センターのほうから事業をしないかという問い合わせが来て、教室の中で取り入れてすることになりました。

以上です。

今回は、大当公民館で行います。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第63号 平成29年度水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第11、議案第63号、平成29年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第63の提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的支出におきまして、営業費用の組みかえであります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、平成29年度水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第12 議案第64号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第13 議案第65号 平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第14 議案第66号 平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第15 議案第67号 平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第16 議案第68号 平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- △ 日程第17 議案第69号 平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第18 議案第70号 平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第19 議案第71号 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第20 議案第72号 平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第12、議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

平成28年度各会計歳入歳出決算の認定について、議会にお願いするに当たり、それぞれの議案について提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

平成28年度一般会計歳入総額は74億2,950万165円、歳出総額は71億4,255万5,665円、歳入歳出の差引額は2億8,694万4,500円ではありますが、翌年度へ繰り越すべき財源が1,176万6,474円のため、実質収支額は2億7,517万8,026円であります。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条2の規定により1億4,000万円は、財政調整基金へ繰り入れ1億3,517万8,026円を翌年度へ繰り越すべく処置をいたしました。

それぞれの各項目の内容について御説明申し上げます。

本町の歳入76.8%に当たる57億1,065万1,899円が地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源であります。

その中で最も高い比率を示しているのが、地方交付税の45.3%で、33億6,317万6,000円、続いて、国庫支出金の13.1%で9億7,189万5,976円、県支出金の7.5%で5億5,960万1,923円、町債の7.1%で5億2,942万6,000円などとなっております。

一方、自主財源は歳入総額の23.2%に当たる17億1,884万8,266円で、そのうち町税が12.9%で9億5,485万2,588円です。

その徴収実績は、現年度分が97.6%、滞納分が15.0%、全体で89.6%となっております。

歳出につきましては、民生費が最も高く24%で17億1,708万9,129円、続いて総務費の15.9%で11億3,316万909円、公債費の11.7%で8億3,511万9,329円、衛生費の11.7%で8億3,292万

546円、農林水産費の10.8%で7億7,562万274円、教育費の9.7%で6億9,617万8,201円、土木費の8.3%で5億9,283万7,770円などとなっております。

次に、議案第65号、平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入総額は4億1,396万5,078円、歳出総額は4億1,269万3,207円、歳入歳出の差し引き額は127万1,871円となっております。

歳入の主な内容は、町債1億8,830万円、国庫支出金1億3,941万7,000円、繰入金4,827万1,000円、使用料及び手数料3,655万5,081円などであります。

また、使用料の収入未在額が349万6,268円となっております。

歳出の内容は、施設整備費が3億4,571万9,684円、公債費が3,607万4,532円、総務費が3,089万8,991円となっております。

次に、議案第66号、平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は20億9,593万5,848円、歳出総額は20億6,884万7,056円、差し引き残額は2,708万8,792円となっております。

この実質収支額のうち地方自治法第233条2の規定により、2,500万円は基金へ繰り入れ、208万8,792円を翌年度へ繰り越すべく措置をいたしました。

歳入の主な内容は国庫支出金6億6,901万9,007円、共同事業交付金5億2,102万3,595円、繰入金2億6,795万3,985円、前期高齢者交付金1億9,809万4,686円、国民健康保険税1億9,627万1,597円などであります。

また、自主財源の中心であります保険税の徴収率は現年度分で92.3%、滞納分で23%、全体で74.9%となっております。

歳出の主な内容は保険給付費10億8,420万3,467円、共同事業拠出金6億2,039万1,865円、後期高齢者支援金と2億1,546万8,792円、介護給付金1億599万1,552円などであります。

次に、議案第67号、平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入総額は1,354万7,047円、歳出総額は1,331万556円、差し引き残額は23万6,491円であります。

歳入の主な内容は繰入金1,196万8,000円、使用料及び手数料138万9,200円、繰越金18万4,162円などであります。

歳出の内容は事業費965万7,504円、公債費365万3,052円であります。

次に、議案第68号、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

歳入総額は11億476万5,499円、歳出総額は10億7,191万4,069円、差引残高は3,285万1,430円
であります。

この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、1,000万円は基金へ繰り入れ、
2,285万1,430円を翌年へ繰り越すべく処置いたしました。

歳入の主な内容は国庫支出金3億2,178万8,539円、支払基金交付金2億8,266万8,000円、保
険料1億5,847万6,450円、繰入金1億5,524万3,184円、県支出金1億5,208万4,920円などであ
ります。

歳出の内容は保険給付費9億7,903万3,927円、地域支援事業費4,218万5,109円、諸支出金
3,445万8,391円、総務費1,623万6,642円であります。

次に、議案第69号、平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説
明申し上げます。

歳入総額は1億8,305万1,779円、歳出総額は1億7,930万7,624円、歳入歳出の差引額は374
万4,115円ありますが、翌年度へ繰り越すべき財源が324万9,000円のため、実質収支額は49
万5,155円であります。

歳入の主な内容は、繰入金1億4,380万円、使用料及び手数料2,503万4,705円、国庫支出金
774万9,000円、繰越金646万8,074円であります。

歳出の内容は公債費1億2,001万9,722円、事業費3,086万8,593円、総務費2,841万9,309円
あります。

次に、議案第70号、平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて、御説明申し上げます。

歳入総額は141万8,112円、歳出総額は141万8,112円となっております。

歳入の内容は、介護給付費収入102万7,700円、繰越金39万412円あります。

歳出の内容は、地域包括支援センター総務費105万3,111円、介護予防支援事業費36万5,001
円あります。

次に、議案第71号、平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説
明申し上げます。

歳入総額は1億1,098万8,293円、歳出総額は1億931万2,989円、差し引き残額は167万5,304
円となっております。

歳入の主な内容は、繰入金5,566万9,928円、後期高齢者医療保険料5,115万7,441円、繰越金
144万3,959円などあります。

歳出の主な内容は後期高齢者医療広域連合給付金1億491万1,000円、保険事業費341万9,482
円、総務費95万807円などあります。

次に、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げ

ます。

収益的収入総額は消費税抜きで、1億6,600万8,434円ありますが、一般会計から1,565万4,000円を繰り入れてあります。

収益的支出総額は消費税抜きで1億6,073万5,534円あります。

資本的収入総額は2,970万円あります。

資本的支出総額7,516万1,867円あります。

資本的収入額、資本的支出額に不足する額、4,546万1,867円は、過年度分損益勘定留保資金4,325万4,608円及び当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額220万7,559円で補填をいたしました。

以上、各会計の歳入歳出決算について御説明申し上げましたが、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（幸 千恵子君）

まず、地方消費税税収の用途について、お伺いいたします。

平成26年4月1日より、消費税が5%から8%に引き上げられました。

同時に、地方消費税についても消費税率換算が1%から、1.7%に引き上げられています。

国は、消費税率の引き上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる社会保障4経費、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付費、並びに少子化に対処するための施策に要する経費の財源確保にあることから、消費税収についてはその用途を明確にし、官の肥大化には使わず、全て国民に還元し、社会保障を財源化するとしております。

そして、地方公共団体においては、その趣旨を踏まえ、引き上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにとの通知が出されています。

平成28年度決算において、地方消費税収の関係は1億1,856万だったと思いますが、この地方消費税交付金の用途を明らかにすることを求めます。

そして、特別会計地域包括支援センターについてであります。国の地域包括支援センター施設の目的は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とすることとしており、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように包括的及び継続的な支援を行う、地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことを地域包括支援センターに求めています。

目的を達成するための視点として、1、総合性、高齢者の多様な相談を総合的に受けとめ、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ。

2、包括性、介護保険サービスのみならず、地域の保険、医療、福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつけること。

3、継続性、高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し、適切なサービスを継続的に提供すること。

4、予防性、地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をすることとしております。

平成28年度で特別会計としての地域包括支援センターは終了しておりますが、この間の事業総括がされた上で終了することになったことだろうと思います。

平成28年度で終了するにあたって目的の達成状況や、目的を達成するための視点、実践状況はどうであったのか、その総括内容をお伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

まず第1点目の社会保障の消費税分ではありますが、決算書の266、最後のページに社会保障費分として8,200万は計上してありまして、全体としての社会保障費は15億でありまして、そのうちの社会保障財源のいわゆる3%から、8%になった上での使い道については、8,200万をしっかりと目的どおり使用しているところでございます。

それ以外にも一般会計から、5億余りの社会保障費を組んでいるところでありますから、今、議員がおっしゃるような消費税の使い道については、しっかりと施行しているということになります。

地域包括支援センターのことでありますが、会計は、介護保険事業のほうに組み込みを、29年度からしておりますが、事業内容については今までとかわりません。

今、おっしゃった地域包括支援センターの役割というものは、しっかりと続けて継続しています。

今後の地域包括支援センターの役割については、さらに強化と、あと自殺対策が今、健康増進課でありましたが、人権でありますとか、いろんな多岐にわたって地域包括支援センターの重要性が増してきているというふうに考えておりますので、今は、徳之島町は先駆的に取り組んでいるところであります。

○8番（幸 千恵子君）

地方消費税税収について、今、口頭で説明がありましたけれども、国のほうからの通達の中にも書かれていたと思いますが、この内訳については説明書なりにきちんと出してわかるようにするようというふうに書かれておりました。

ですので、この28年度決算における、今の説明のあった金額が、どの分野にどれだけ使われ

たのかということをごきちんと議員全員に説明書として出していただけるように要望いたします。

そして、地域包括支援センターについては、担当課のほうからは説明がありませんでしたが、今、この説明で介護保険の中に含まれていると、当然そうだと思いますけれども、ですがあえて地域包括として特別会計として出されていたものが消えるわけですので、地域包括支援センターの中のスタッフとしては、このことについてどんな総括をされたのかということは私たちは聞きたいと思います。

ですので、委員会の中でも構いません、それを出していただきたいと思います。

そして、今も大事な分野であり、さらに内容が強化されると、町長のほうからはおっしゃられました。

その強化という言葉を知くと、ちょっと不安がよぎるのが、やはり住民に対して指導みたいなのを強化されはしないかというのが不安になるところなんですけど、地域包括支援センターに期待される機能というのは、介護保険事業の中に引き継がれているということですので、この求められる、期待される機能としては、1、地域のネットワーク構築の機能というのがありまして、関連機関と連携しながら地域におけるフォーマル及びインフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていく必要があり、このような地域の人々のつながりが住民への情報提供、住民のニーズの発見、住民による支援、専門職の連携などを可能にします。

そして、2つ目にワンストップサービス窓口機能というのがありまして、どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1カ所で相談からサービスの調整に至る機能を発揮する、いわばワンストップサービスの拠点として機能することが期待されているわけです。

このようなことが実践されているのかというのは、いつも気になるところであります。

このことについて、どのような思いで対応されているのか、いくのか、っていうことの御説明をできたら担当のほうからお願いしたいと思っております。

ワンストップサービスとしての窓口としての機能が果たされているのかということの状況を教えてください。

そして、権利擁護機能というのがありまして高齢者に本人が有する機能を理解してもらうとともに、権利侵害の予防、発見、権利保障に向けた対応を行いますというのがあります。

これについては、最近、後見人制度を悪用して担当の後見人の方がその人からお金をこっそりとっていったと、そういうような悪用されているケースもよく出てきておりますので、これらから高齢者を守るということは重要な役割だと思っております。

そういうことについてもぜひ気をつけていただきたいということと。

あと、介護支援専門員の支援機能ですね。地域の介護支援専門員が包括的、継続的ケアマネジメントを実践できるように、直接的、また間接的に使用を行うという業務もあるようです。

本当に、多岐にわたっておりますので、きめ細かな対応がなければ人数が足りているかどうか

かっていうのも心配ですけれども、ワンストップの窓口、徳之島町の高齢者に対する窓口として、充実した心ある対応をしていただきたいということを訴えているところでございます。

とりあえず、このワンストップサービスの窓口としての機能が発達するような取り組みになっ
ていっているのか、そここのところを少し確認させてください。

○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、決算審査特別委員会の中で付託されると思いますが、今、総括的にワンストップサービスはなされているかどうかについては、しっかりとなされていると思います。

総合支援業務でありますとか、権利擁護、そしてまた包括的、継続的なケアマネジメントの支援業務でありますとか、介護予防の支援でありますとか、介護予防ケアマネジメントの業務等々については、専門の役場の職員がおりまして、しっかりとした体系ができているということ
であります。

それと、総合支援事業、そしてまた自殺対策の計画等につきましては、ほかの市町村に先駆けて1年前倒ししてやっているとございまして、県下では徳之島町の福祉対策につきましては、非常に優秀であると、私は評価をもらっていると自信を持って言えると思います。

○8番（幸 千恵子君）

3回目。

県から評価されているということは、それなりの対応がちゃんとできているものだと思います。けれども、よく言われるのはやっぱり県から評価されるということは、地域ではちょっと逆の傾向があると言われやすいです。

ですから、私、この間、いろいろ聞いてきた中で、窓口に行っても冷たく対応を拒否されたみたいなお話も幾つもありますので、まず窓口の対応する方、その方の姿勢によって大きくかわってきますので、そここのところで、まずワンストップ、受けとめていただく、そして十分話を聞く、そういう心ある担当者を設定して、そこに置いていただきたいということ、これは、これまでも申し上げてきていることですが、包括支援センター特別会計がなくなるということで、介護保険事業の中に含まれてきますので、そここのところをみんなで、その課の中で再確認をしていただいて、してほしいというふうに思っております。

3回目は要望で終わりたいと思います。

○議長（福岡兵八郎君）

総括質疑においては、担当課長の対応はできませんので、決算委員会でもよろしく願います。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。本決算9件については、議長と監査員を除く12人の委員をもって構成する、平成28年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと

思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、本決算9件については、議長と監査員を除く12人の委員をもって構成する、平成28年度歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって、委員長、副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時15分

○議長（福岡兵八郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

委員長に総務文教厚生常任委員会委員長の木原良治議員、副委員長に経済建設常任委員会委員長の行沢弘栄議員が決定しました。

△ 日程第21 報告第2号 平成28年度健全化判断比率について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第21、報告第2号、平成28年度健全化判断比率について報告を求めます。

○総務課長（岡元秀希君）

報告第2号、財政健全化法における平成28年度健全化判断比率について申し上げます。

実質赤字、連結実施、連結赤字等はありません。

実質公債費率10.6%、将来負担比率45.7%となっております。

以上です。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号については終わります。

△ 日程第22 報告第3号 平成28年度資金不足比率について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第22、報告第3号、平成28年度資金不足比率について報告を求めます。

○総務課長（岡元秀希君）

報告第3号、平成28年度資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率はございません。

以上でございます。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第23 徳之島地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（福岡兵八郎君）

日程第23、徳之島地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

徳之島地区介護保険組合議会議員に勇元勝雄議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました勇元勝雄議員が、徳之島地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました勇元勝雄議員が、徳之島地区介護

保険組合議会議員に当選されました。

ただいま、徳之島地区介護保険組合議会議員に当選されました、勇元勝雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

○議長（福岡兵八郎君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月14日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時20分

平成29年第3回徳之島町議会定例会

第4日

平成29年9月14日

平成29年第3回徳之島町議会定例会会議録

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

○日程第 1 議案第64号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について
……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 2 議案第65号 平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 3 議案第66号 平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 4 議案第67号 平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 5 議案第68号 平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 6 議案第69号 平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 7 議案第70号 平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳
入歳出決算の認定について ……（決算審査特別委員長報告）

○日程第 8 議案第71号 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第 9 議案第72号 平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて ……………（決算審査特別委員長報告）

○日程第10 陳情第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定
を求める意見書に関する陳情書
……………（総務文教厚生常任委員長）

○日程第11 発議第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定
を求める意見書 ……………（総務文教厚生常任委員長）

○日程第12 委員会の閉会中の継続審査の申し出について …（総務文教厚生常任委員長）

○日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について
……………（議会運営委員長）

○閉 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|--------|
| 1番 | 松田太志君 | 3番 | 富田良一君 |
| 4番 | 宮之原順子君 | 5番 | 勇元勝雄君 |
| 6番 | 徳田進君 | 7番 | 行沢弘栄君 |
| 8番 | 幸千恵子君 | 9番 | 池山富良君 |
| 10番 | 是枝孝太郎君 | 11番 | 保岡盛寿君 |
| 12番 | 木原良治君 | 14番 | 大沢章宏君 |
| 15番 | 住田克幸君 | 16番 | 福岡兵八郎君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局長 宮之原剛君 主幹 白坂明子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|--------|------------|-------|
| 町長 | 高岡秀規君 | 副町長 | 幸野善治君 |
| 教育長 | 秋武喜一郎君 | 総務課長 | 岡元秀希君 |
| 企画課長 | 住田和也君 | 建設課長 | 亀澤貢君 |
| 花徳支所長 | 瀬川均君 | 農林水産課長 | 東弘明君 |
| 耕地課長 | 福旭君 | 地域営業課長 | 幸田智博君 |
| 農委事務局長 | 元山吉二君 | 学校教育課長 | 向井久貴君 |
| 社会教育課長 | 深川千歳君 | 介護福祉課長 | 豊島英司君 |
| 健康増進課長 | 芝幸喜君 | 収納対策課長 | 秋丸典之君 |
| 税務課長 | 安田敦君 | 住民生活課長 | 政田正武君 |
| 選管事務局長 | 川野加州年君 | 会計管理者兼会計課長 | 福永善治君 |
| 水道課長 | 琉好実君 | | |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（福岡兵八郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

- △ 日程第1 議案第64号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第2 議案第65号 平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第3 議案第66号 平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第4 議案第67号 平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第5 議案第68号 平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第6 議案第69号 平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第7 議案第70号 平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第8 議案第71号 平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- △ 日程第9 議案第72号 平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第1、議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（木原良治君）

おはようございます。

平成28年度歳入歳出決算審査特別委員会に付託されました、一般会計並びに特別会計決算書の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る9月8日と12日の2日間にわたり、町長初め、副町長、総務課長及び財政係長、各担当課長、担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出事項別明細書等に基づき、審査を行いました。

また、28年度事業における現地調査も実施いたしました。

審査の過程では、平成28年度の決算に関わる事業の成果、課題、または今後の方策等について質疑や要望等がなされました。その内容については、当委員会は、議長、監査委員を除く12名が委員ということで構成され、皆さん御承知ですので省略させていただきます。

それでは、結果を御報告申し上げます。

議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号、平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号、平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号、平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上、9件については全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから、議案ごとに討論採決を行います。

議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は認定することに決定しました。

これから、議案第65号、平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号 平成28年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は認定することに決定しました。

これから、議案第66号、平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、平成28年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は認定することに決定しました。

これから、議案第67号、平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号、平成28年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は認定することに決定しました。

これから、議案第68号、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号、平成28年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は認定することに決定しました。

これから、議案第69号、平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号、平成28年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は認定することに決定しました。

これから、議案第70号、平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号、平成28年度地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は認定することに決定しました。

これから、議案第71号、平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号、平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は認定することに決定しました。

これから、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号、平成28年度水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は認定することに決定しました。

△ 日程第10 陳情第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の
速やかな制定を求める意見書に関する
陳情書

○議長（福岡兵八郎君）

日程第10、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

に関する陳情書を議題とします。

本件について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（木原良治君）

ただいま議題となりました、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月6日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は協同労働の協同組合は、組合に参加する人全てが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続け、身障者団体など全国で10万人以上が協同労働という形態で長い間働き続けております。そして、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいと法律の整備を求めて長年活動も続けています。

協同労働の協同組合の働き方は、働くこと、生きることに困難を抱えている人々自身が、社会に参加する道を開くものでもありとし協同労働の協同組合法（仮称）の制定に向け、国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を当議会においても採択していただき、政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、平成25年6月にも同趣旨の内容の陳情があり、当議会として意見書の提出をしていることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（福岡兵八郎君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第11 発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の
速やかな制定を求める意見書

○議長（福岡兵八郎君）

日程第11、発議第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○12番（木原良治君）

ただいま議題となりました陳情第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を説明いたします。

先ほど採択していただきました陳情第2号に関する意見書の提出であります。皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（福岡兵八郎君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 委員会の閉会中の継続審査の申し出について

△ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（福岡兵八郎君）

日程第12、委員会の閉会中の継続審査の申し出について、総務文教厚生常任委員長から、日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議会運営委員長から、以上2件を議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申請書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福岡兵八郎君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

○議長（福岡兵八郎君）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回徳之島町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 福岡兵八郎

徳之島町議会議員 宮之原順子

徳之島町議会議員 木原良治

